

[運行管理業務と安全]

マニュアル



はじめに

トラック輸送は国内物流の基幹的役割を果たしており、わが国の経済と国民生活に不可欠な存在です。また、災害時には緊急支援物資の輸送を担い、被災者の方々の「ライフライン＝命綱」としての役割を果たします。トラック運送業界としても、常に安心して安全な安全輸送サービスを安定的に供給する責務があり、そのために「安全の確保」を最も重要な課題としています。

また、各トラック運送事業者には、常に安全を最優先するという経営理念の下で、関係法令の遵守とともに、全社的な安全性向上の取り組みを主導する「運輸安全マネジメントの導入」が義務付けられています。

さらに、最前線で安全管理を担う運行管理者には、法令理解と遵守はもとより、運転者の教育・指導にも一定の知識や対応が求められ、安全管理上の極めて重要な役割が課せられています。

一方、運行管理者の遵守事項や業務は多岐に及び、その根拠となる貨物自動車運送事業法と貨物自動車運送事業輸送安全規則等の関係法令理解も容易ではありません。

このような状況を踏まえ、本マニュアルは、運行管理者の業務内容と関係法令を整理し解説することによって、運行管理者の法令理解を促進し、日々の業務をより適切に行うとともに、一層の安全対策に取り組むことを目的に作成されています。本マニュアルを交通事故防止と輸送品質の向上の一助としてお役立ていただければ幸いです。

平成 27 年 11 月

公益社団法人 全日本トラック協会

目次

はじめに

1. 運行管理業務の目的と体制の整備	1
2. 貨物自動車運送事業関係法令体系	3
3. 運行管理業務内容	5
3-1 貨物自動車運送事業者の遵守事項と運行管理者の業務	5
3-2 運行管理業務について	7
① 選任	7
1 運転者の選任	7
2 運行管理者の選任	9
3 整備管理者の選任	15
② 過労運転の防止	19
1 休憩、睡眠・仮眠施設の整備・管理・保守	19
2 勤務時間と乗務時間の設定	21
3 乗務員の健康状態の把握	24
4 交替運転者の配置	26
③ 点呼	27
1 点呼の実施	27
④ 過積載の防止	41
1 過積載自動車の運転禁止	41
2 貨物の積載方法	45
⑤ 指導・監督	49
1 運行管理者への指導・監督及び研修	49
2 乗務員に対する指導及び監督	53
3 乗務員及び運転者が遵守すべき事項	57
⑥ 記録の管理	59
1 乗務記録の管理	59
2 運行記録計による記録と管理	61
3 事故の報告及び緊急時対応マニュアル	65

⑦ 各種規程類	73
1 運行管理規程	73
2 乗務基準の作成（特別積合せ貨物運送）	77
3 服務規律の作成（特別積合せ貨物運送）	78
4 整備管理規程	79
⑧ 車両管理	83
1 点検整備（日常・定期）	83
2 施設管理（自動車車庫の確保・管理を含む）	87
⑨ その他	89
1 運転者台帳の作成	89
2 異常気象時等における措置	92

4. 運輸安全マネジメント	96
4-1 運輸安全マネジメントの適確な実施について	96
4-2 運輸安全マネジメントの概要	97
1 運輸安全マネジメントの概要	97
4-3 規程等義務付け外事業者（車両数概ね100両未満かつ 営業所が1である事業者）が講ずべき措置	101
1 中小規模事業者を対象とした安全管理の進め方	101
2 運輸安全マネジメント実施に当たっての留意点	103
4-4 規程等義務付け事業者が講ずべき措置	105
1 義務付け事業者を対象とした安全管理の進め方	105
2 安全管理規程の届出	112
3 安全管理規程の内容	113

1 運行管理業務の目的と体制の整備

的確な運行管理業務遂行の目的は、貨物自動車運送事業法や道路交通法をはじめとする各種関係法令を遵守することにより交通事故を防止し、安全・安心・確実な輸送を実現することです。

このことは、公共の道路を使用して事業を行っている貨物自動車運送事業者にとって「社会との共生」を図るうえで、最も重要なことです。

また、的確に運行管理を行うことによって、コンプライアンス（法令遵守）の徹底を含め高度化・多様化する荷主のニーズへの対応（輸送サービスの最適化）や従業員への働きやすい環境の提供等、ほかの事業者との差別化を図ったり、近年懸念されている人手不足への対応策となる等今後の事業の発展にもつながります。

この運行管理業務を的確に実行するためには、運転者や運行管理者の確保、休憩施設や睡眠施設の整備、適切な勤務時間及び乗務時間の設定、点呼の確実な実施、車庫と営業所が離れている場合の連絡体制の整備、事故防止についての教育・指導体制、事故報告体制の整備及び社内の指揮命令系統の明確化等さまざまな体制を整備することが必要です。

ただし、体制を整備さえすれば良いということではなく、「輸送の安全確保が最も重要である」とする社内風土を確立させるため、「運輸安全マネジメント」のPDCAサイクルに基づき、安全管理の取り組みを繰り返しながらスパイラルアップをさせていく等、経営トップが全社的な安全性向上に向けた取り組みを主導することが大変重要です。

また、全ての事業所に運行管理者を1名以上選任しなければならないこと、点呼時に飲酒運転の防止を図るため、アルコール検知器の利用が義務付けられていること、車両総重量7トン以上のトラックに運行記録計の装着が義務付けられたこと等安全確保に対する強化が図られており、貨物自動車運送事業者への行政処分や運行管理者資格者証の返納命令基準も厳しくなっています。

さらに、運行管理者に対する一般講習の受講義務は、貨物自動車運送事業者の責任で運行管理者に受講させること等、これら法令改正に伴う業務内容の変更にも的確に対処できる体制も整備しなければなりません。



5両未満の保有車両で事業を運営する者への運行管理者選任の義務付けについて (貨物自動車運送事業輸送安全規則の一部を改正する省令について)

公布：平成25年3月29日

事業者の保有車両が5両未満である場合については、運行管理者の選任が義務付けられておりませんでした。このような規模の事業者に対する重点監査の結果、多数の法令違反が確認され、安全対策の徹底が図られることとなりました。

- ・全ての営業所に対する運行管理者1名以上の選任義務付け（貨物自動車運送事業輸送安全規則第18条第1項関係）

全ての営業所に運行管理者を1名以上選任する必要があります。ただし、5両未満の事業用自動車の運行を管理する営業所であって、地方運輸局長が当該事業用自動車の種別、地理的条件その他の事情を勘案して当該事業用自動車の運行の安全の確保に支障を生ずるおそれがないと認めるもの（専ら霊きゅう自動車の運行を管理する営業所、専ら一般廃棄物の収集のために使用される自動車等の運行を管理する営業所、一般的に需要の少ないと認められる島しょに存する営業所等を想定。）については、運行管理者の選任の義務付けはありません。

貨物自動車運送事業輸送安全規則の一部を改正する省令について

公布：平成26年12月1日

貨物自動車運送事業の輸送の安全確保の観点から、道路法第47条の規定等の限度を超過した車両を繰り返し運行している貨物自動車運送事業者に対する監督強化を図るため、また、車両総重量7トン以上8トン未満または最大積載量4トン以上5トン未満のトラックについても、死亡事故や重軽傷事故が多発していること、長距離・長時間輸送が比較的多い状況にあることを勘案して、交通事故削減の観点から一層重点的な安全対策を行うべく、「貨物自動車運送事業輸送安全規則」が次のとおり改正されました。

① 道路法第47条の規定等に違反する行為の防止について

貨物自動車運送事業者等の遵守事項として、道路法第47条の規定等に違反する事業用自動車による運行の防止について、運転者に対する適切な指導及び監督を怠ってはならないこと等が新たに追加されました。

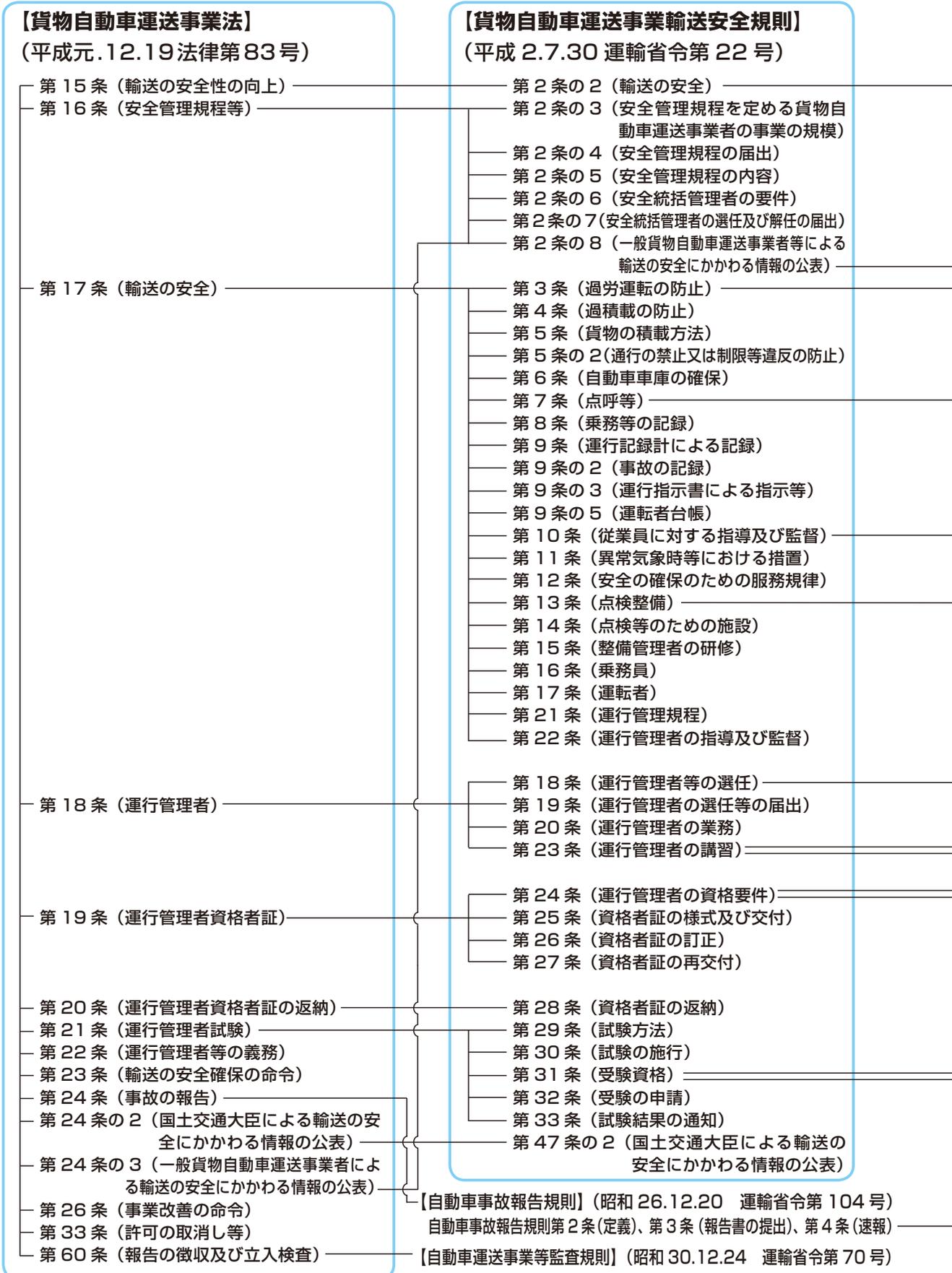
② 運行記録計の装着義務付け対象範囲の拡大について

一般貨物自動車運送事業者等の事業用自動車のうち、運行記録計による記録及び当該記録の保存を行うことを義務付ける対象が「車両総重量が8トン以上または最大積載量が5トン以上の普通自動車である事業用自動車」から「車両総重量が7トン以上または最大積載量が4トン以上の普通自動車である事業用自動車」に拡大されました。

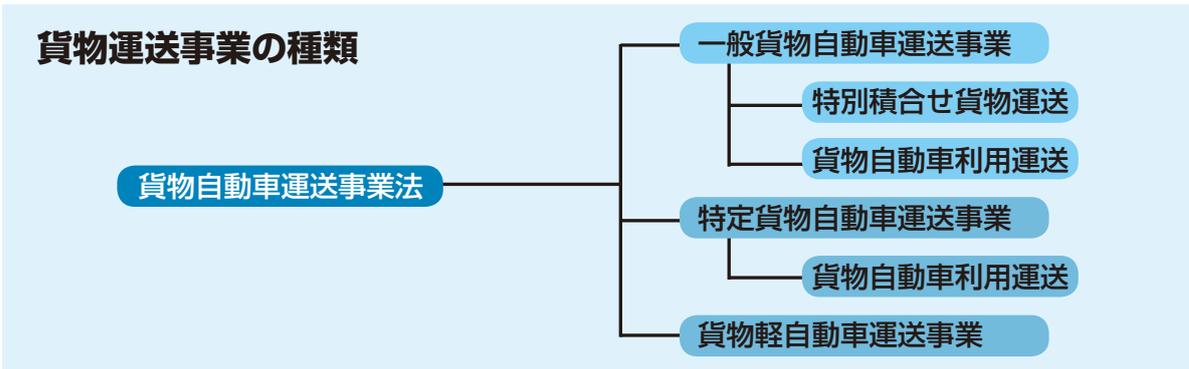


2 貨物自動車運送事業関係法令体系

貨物自動車運送事業保安関係法令



- 【国土交通省告示第 1090 号】（平成 18.9.19）
貨物自動車運送事業に係る安全マネジメントに関する指針
- 【国土交通省告示第 1091 号】（平成 18.9.19）
貨物自動車運送事業輸送安全規則第 2 条の 8 第 1 項の規定に基づき一般貨物自動車運送事業者等（特定第 2 種貨物利用運送事業者を含む。）が公表すべき輸送の安全に係る事項
- 【国土交通省告示第 1365 号】（平成 13.8.20）
貨物自動車運送事業の事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準
- 【国土交通省告示第 485 号】（平成 22.4.30）
貨物自動車運送事業者が点呼等において用いるアルコール検知器を定める告示
- 【国土交通省告示第 1366 号】（平成 13.8.20）
貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針
- 【国土交通省告示第 1403 号】（平成 13.9.7）
貨物自動車運送事業輸送安全規則第 10 条第 2 項に規定する国土交通大臣が認定する適性診断
- 【国土交通省告示第 1092 号】（平成 18.9.19）
貨物自動車運送事業輸送安全規則第 10 条第 7 項の規定に基づき貨物自動車運送事業者が従業員に対して指導及び監督を行うために講じるべき措置
- 【道路運送車両法】（昭和 26.6.1 法律第 185 号）
 - 第 47 条の 2（日常点検整備）
 - 第 48 条（定期点検整備）
 - 第 49 条（点検整備記録簿）
 - 第 50 条（整備管理者）
 - 第 52 条（選任届）
 - 第 53 条（解任命令）
- 【国土交通省告示第 1402 号】（平成 13.9.7）
貨物自動車運送事業輸送安全規則第 23 条第 2 項、第 24 条第 1 項第 1 号及び第 31 条第 2 項に規定する国土交通大臣が認定する講習
 1. 運輸監理部長または運輸支局長が運行管理者について行う研修に代えることができる講習
 2. 運行管理者の資格要件について実務の経験と合わせて受講することが必要な講習
 3. 運行管理者試験の受験資格について実務の経験に代えることができる講習
- 【国土交通省告示第 455 号】（平成 24.4.13）
貨物自動車運送事業輸送安全規則第 18 条第 3 項、第 23 条第 1 項、第 24 条第 1 項及び第 31 条第 2 項の運行の管理に関する講習の種類等を定める告示
 1. 基礎講習（第 2 条） 2. 一般講習（第 2 条）
 3. 特別講習（第 2 条） 4. 5 回以上受講する運行の管理に関する講習（第 6 条）
- 【国土交通省告示第 1224 号】（平成 21.11.20）
自動車運送事業者等が引き起こした社会的影響が大きい事故の速報に関する告示



3 運行管理業務内容

3-1 貨物自動車運送事業者の遵守事項と運行管理者の業務

貨物自動車運送事業は、社会的必需性が高く、公共性を有しているため、利用者の利益の保護と公共の福祉の増進を期し、かつ、運送事業の健全な発達を図るために、さまざまな法的規制が課せられています。

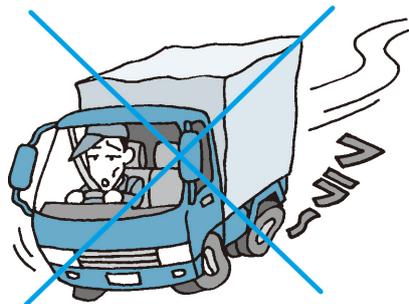
貨物自動車運送事業の運営を適正かつ合理的に行うために、貨物自動車運送事業法（平成元年12月19日法律第83号）並びに貨物自動車運送事業輸送安全規則（平成2年7月30日運輸省令第22号）が制定されており、貨物自動車運送事業者はこの法令を遵守し事業を行わなければなりません。

特に、法第17条（輸送の安全）には輸送の安全確保のために「過労運転の防止」と「過積載による運送の禁止」の事項が定められています。

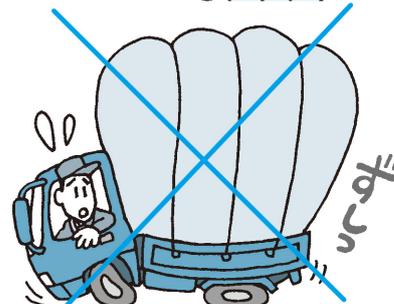
また、運行管理者は、事業者から運行の安全の確保に関する業務を行うために必要な権限を与えられ、誠実にその業務を行うべきことが法第22条（運行管理者等の義務）に規定されています。

運行管理者の業務（貨物自動車運送事業輸送安全規則第20条第1項）と貨物自動車運送事業者が遵守すべき事項（同規則第3条～第15条）との関係を表示すると次のとおりです。

法律第83号	貨物自動車運送事業法
運輸省令第22号	貨物自動車運送事業輸送安全規則



● 過労運転の防止



● 過積載による運送の禁止

◎ 運行管理者の業務と事業者の遵守事項との関係（貨物自動車運送事業輸送安全規則）

第20条：運行管理者の業務		事業者の遵守事項		
第1項	第1号	選任された運転者以外の運転禁止	運転者の選任	第3条第1項
	第2号	乗務員の休憩・睡眠施設の管理	乗務員の休憩・睡眠施設の整備、管理及び保守	// 第3項
	第3号	定められた勤務時間・乗務時間の範囲内で乗務割を作成し、これに従い乗務指示	運転者の勤務時間・乗務時間を定める	// 第4項
	第4号	酒気を帯びた状態にある乗務員の乗務禁止	酒気を帯びた状態にある乗務員の乗務禁止	// 第5項
	第4の2号	疾病、疲労、その他の理由により安全な運転をし、または補助することができないおそれがある乗務員の乗務禁止	疾病、疲労、その他の理由により安全な運転をし、または補助することができないおそれがある乗務員の乗務禁止	// 第6項
	第5号	長距離運転、または夜間運転の交替運転者の配置	長距離運転、または夜間運転の交替運転者の配置	// 第7項
	第6号	従業員に対する過積載防止の指導、監督	過積載運送の禁止 従業員に対する過積載防止の指導	法 ^(注1) 第17条第4条
	第7号	従業員に対する貨物の積載方法の指導、監督	貨物の積載方法	第5条
	第7の2号	運転者に対する通行方法の指導、監督	道路法で規定する道路の通行禁止、又は制限等の違反行為の防止	第5条の2
	第8号	点呼の実施、報告、確認及び指示、並びにその記録、記録を保存し、並びにアルコール検知器の使用と常時有効に保持	点呼の実施、報告及び指示、並びにその記録、記録保存し、並びにアルコール検知器の使用と常時有効に保持	第7条
	第9号	運転者ごとに乗務記録をさせ、記録保存	運転者ごとに乗務記録をさせ、記録保存	第8条
	第10号	運行記録計の管理及び記録保存	運行記録計による記録、記録保存	第9条
	第11号	運行記録計による記録不能車の運転禁止	同上	//
	第12号	事故の記録と保存	事故の記録と保存	第9条の2
	第12の2号	運行指示書の作成、運転者の携行、変更内容の指示、記載、運行指示書等の保存	運行指示書の作成、運転者の携行、変更内容の指示、記載、運行指示書等の保存	第9条の3
	第13号	運転者台帳を作成し、運転者の所属営業所に備える	運転者台帳を作成し、運転者の所属営業所に備える 注：運転者でなくなった場合は3年間保存する	第9条の5
	第14号	乗務員の指導、監督及び運転者の特別な指導記録、3年間の保存	乗務員の指導、監督及び運転者の特別な指導記録、3年間の保存	第10条
第14の2号	運転者に適性診断を受けさせる	運転者に適性診断を受けさせる	第10条第2項	
第15号	異常気象時等の乗務員への指示・措置	異常気象時等の乗務員への指示・措置	第11条	
第16号	補助者に対する指導及び監督	補助者の選任可	第18条第3項	
第17号	事故警報に基づく従業員の指導、監督	事故の報告	法 ^(注1) 第24条	
第2項	(特積)乗務基準を作成し、乗務員の遵守について指導、監督する	(特積)乗務基準を定め、乗務員の遵守について指導、監督する	第3条第8項	
第3項	事業者に対する助言	運行管理者の助言の尊重	法 ^(注1) 第22条	
第4項	統括運行管理者は、前3項の規定による運行管理者の業務を統括しなければならない	統括運行管理者の選任	第18条第2項	

※ ← 本来事業者が行うべき事項であるが、運行管理者が事業者にかかわって行っても良いことを示している。

※注1 法とは、貨物自動車運送事業法を指す。

1 運転者の選任

ポイント

1. 事業者は、

事業用自動車の数や荷役その他の自動車の運転に付帯する作業の状況等に応じ、必要となる運転者や従業員の確保に必要な処置を講じなければならない。

2. 事業者は、業務に必要な運転者を常時選任しておかなければならない。
(選任された運転者以外に、事業用自動車を運転させてはならない。)

3. 次の者は、上記 2. の運転者として選任してはならない。

- (1) 日々雇い入れられる者。
- (2) 2月以内の期間を定めて使用される者。
- (3) 試みの使用期間中の者（14日を超えて引き続き使用されるに至った者を除く）。

解説

1 事業者は、業務に必要な運転者を常時選任しておかなければなりません。

運送事業は、顧客の利益の保護を目的とした許可事業であり、常に安定した輸送業務を提供できなければなりません。そのためには、許可された事業計画が円滑に遂行できるよう、また許可された車両数がいつでも稼働できるよう、常時選任された運転者との雇用関係が安定的に確立していなければなりません。

※事業許可の条件として事業者は、事業用自動車を営業所毎に5両以上配置しなければなりません。ただし、霊きゅう運送、一般廃棄物運送、一般的に需要の少ないと認められる島しょ（ほかの地域と橋梁による連絡が不可能なもの）の地域における事業については、5両以上に限定、制約を受けません。

また、計画する事業用自動車にけん引車、被けん引車を含む場合には、けん引車と被けん引車を合わせて1両と計算します。

2 運転者は、顧客に最も近い営業マン

運転者は、顧客の商品、財産等を預かって、安全に輸送する使命を負う公共性の高い事業に従事しているため、常に安全・確実な輸送の遂行が求められています。運転者は、顧客に最も身近に接する最先端の営業マンですから、事業者は、採用にあたっては運転技術、運転資質、素質、人柄、接客態度等の優れている者を選び、採用後、社員としての適切な指導及び教育をしなくてはなりません。

3 運転者数について

事業計画に応じた運転者の選任数については、さまざまな事業実態があるため、統一的・定量的な基準を定めることは難しいですが国土交通省から運転者の選任について一般的な指針が示されています。

(1) 営業所全体に公休日がある場合

荷主の休日にあわせて営業所全体が休みとなることが多く週単位の休日があり、1人1車を原則とすれば、

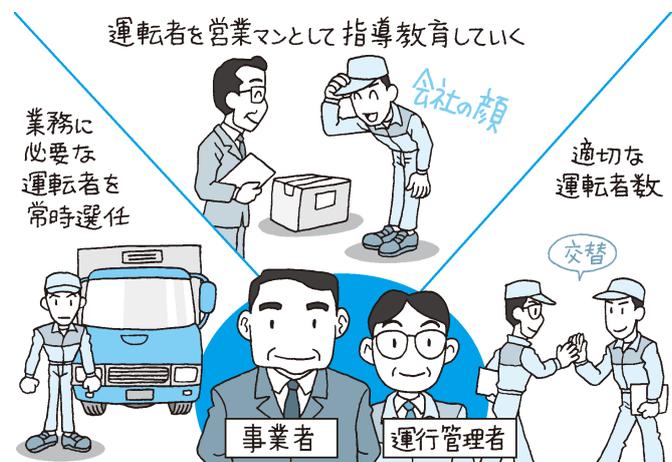
$$\begin{aligned} [\text{運転者数}] \times (\text{7日}-\text{休日数}) &\geq \{\text{車両数}\} \times (\text{7日}-\text{休日数}) \\ [\text{運転者数}] &\geq \{\text{車両数}\} \end{aligned}$$

(2) 営業所全体が無休の場合

車両は無休で稼働し、運転者に週1日の公休を与え、かつ、1人1車を原則とすれば、

$$\begin{aligned} [\text{運転者数}] \times (\text{7日}-\text{休日数}) &\geq \{\text{車両数}\} \times 7\text{日} \\ [\text{運転者数}] &\geq 1.2 (\doteq 7/6) \times \{\text{車両数}\} \end{aligned}$$

この算出法は、極めて単純化されたケースであり、実際には夜間や長距離のための交替運転者の配置、運転者の年休、車両の整備・検査による計画休車等それぞれの事業の実態を十分考慮の上、輸送の安全確保と過労防止措置を大前提として、個別に判断しなくてはなりません。



根拠規程

- ・貨物自動車運送事業法第4条（許可の申請）
- ・貨物自動車運送事業法第17条（輸送の安全）
- ・貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条（過労運転の防止）第1項及び第2項
- ・貨物自動車運送事業輸送安全規則第20条（運行管理者の業務）第1項第1号
- ・国自安第203号、国自貨第61号、国自整第291号（平成26年12月25日）「貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について」第3条第1項
- ・国自貨第77号「一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業の許可及び事業計画変更認可申請等の処理について」

2 運行管理者の選任

ポイント

1. 運行管理者の選任等

- (1) 事業者は、運行の安全の確保に関する業務を行わせるために、運行管理者資格者証の交付を受けている者から、運行管理者を選任しなければならない。
- (2) 複数の運行管理者を有する営業所にあつては、統括運行管理者を選任しなければならない。
- (3) 事業者は、運行管理者を選任または解任したときは、遅滞なく（遅くとも1週間以内）その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

2. 運行管理者の資格者証の交付

国土交通大臣は、次に該当する者に対して運行管理者資格者証を交付する。

- (1) 運行管理者試験に合格した者。
- (2) 国土交通省令で定める一定の実務の経験その他の要件を備える者。

3. 運行管理者等の義務

- (1) 運行管理者は、誠実にその業務を行わなければならない。
- (2) 事業者は、運行管理者に対し、運行管理の業務を行わせるために必要な権限を与えなければならない。
- (3) 事業者は、運行管理者がその業務として行う助言を尊重しなければならない。
- (4) 運転者その他の従業員は、運行管理者がその業務として行なう指導に従わなければならない。
- (5) 運行管理者は、事業者に対し、事業用自動車の運行の安全確保に関し、必要な事項を助言することができる。

解説

1

運行管理者制度について

事業者にとって経営上最も重要な事項は、輸送の安全確保です。

そのために、事業者は、運行の安全確保を適切かつ効果的に行うため、各営業所に運行管理の専門家を配置し、業務の遂行に必要な権限を与えて専門的に従事するという運行管理者制度を設けています。

2

運行管理者の選任数

運行管理者は、事業用自動車の運行の安全の確保に関する業務を事業者と一体となって遂行する職務を担う必要があることから、安全の確保に関する業務を遂行するために十分な管理者数が必要であるとともに、専門知識、経験が要求されることとなります。こうしたことから、下記の表のとおり、全ての営業所に運行管理者を1名以上選任することが義務付けられています。ただし、5両未満の事業用自動車の運行を管理する営業所で、地方運輸局長が当該事業用自動車の種別、地理的条件その他の事情を勘案して当該事業用自動車の運行の安全の確保に支障を生ずるおそれがないと認められる場合は、運行管理者の選任が義務付けられないことがあります。(※1)

(※1) 専ら霊きゅう自動車の運行を管理する営業所、専ら一般廃棄物の収集のために使用される自動車等の運行を管理する営業所、一般的に需要の少ないと認められる島しょに存する営業所等となります。

(表)

事業用自動車の両数（被けん引車を除く）	運行管理者数
29両まで	1人
30両から 59両	2人
60両から 89両	3人
90両から 119両	4人
120両から 149両	5人
150両から 179両	6人
180両から 209両	7人
210両から 239両	8人

以降は、下記計算式による。

● 計算式

30両以上の場合は、営業所で運行を管理する車両数（被けん引車を除く。）を30で割って得た数（端数切り捨て）に1を加算した人数が、運行管理者の最低選任数となります。

$$1 + \frac{\text{車両数}}{30} \text{（端数切り捨て）} = \text{運行管理者数}$$

なお、運行管理者は他の営業所の運行管理者または補助者を兼務することはできません。ただし、以下のようなIT点呼、他営業所点呼、同一敷地内に複数の営業所が所在するグループ企業の点呼により他の営業所の点呼を行う場合は、運行管理者の兼務に該当しません。

■ IT点呼

同一の事業者内のGマーク営業所において、「国土交通大臣が定めた機器」(※2)を用い、営業所間または営業所と車庫間で行う点呼をいいます。

(3-2運行管理業務について ③点呼 8「IT点呼」参照32頁)

(※2) 営業所または車庫に設置した装置（以下「設置型端末」という。）のカメラ、若しくは運転者が携帯する装置（以下「携帯型端末」という。）のカメラによって、運行管理者等が運転者の酒気帯びの有無、疾病、疲労等の状況を随時確認でき、かつ、乗務前点呼及び乗務後点呼において、当該運転者の酒気帯びの状況に関する測定結果を、運行管理者等の営業所の設置型端末へ自動的に記録及び保存するとともに当該運行管理者等が当該測定結果を確認できるものをいいます。

① 選任

■他営業所点呼

2 地点間を定時で運行する等定型的な業務形態にある同一事業者内の一のGマーク営業所に所属する運転者が、同一事業者内の他のGマーク営業所の運行管理者等により対面による点呼を行うことをいいます。

■同一敷地内に複数の営業所が所在するグループ企業の点呼

同一敷地内に複数の営業所が所在するグループ企業（資本関係があるグループ企業をいう。）が、当該敷地内の一のGマーク営業所の運行管理者等により、閑散時間帯（連続する8時間以内であって、原則、深夜、早朝をいう。）に対面による点呼を行うことをいいます。

3

統括運行管理者の選任

営業所に複数の運行管理者を有する場合は、統括運行管理者を選任しなければなりません。

4

運行管理者の選任等の届出

運行管理者を選任または解任したときは、1週間以内に国土交通大臣に届け出なければなりません。届け出事項は次のとおりです。

- (1) 氏名または名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 貨物自動車運送事業の種類
- (3) 運行管理者の氏名及び生年月日
- (4) 運行管理者が交付を受けている資格者証の番号及び交付年月日
- (5) 運行管理者がその業務を行う営業所の名称及び所在地並びにその者の兼職の有無（兼職がある場合は、その職名及び職務内容）
- (6) 運行管理者でなくなった場合にあっては、その理由

※統括運行管理者を選任している営業所については、運行管理者の選任または解任の届出の際、統括運行管理者の氏名、選任年月日を記載する。

5

運行管理者の資格要件

事業者が選任すべき運行管理者の資格要件は、次のとおりです。

- (1) 運行管理者試験に合格した者。
- (2) 次のいずれかの実務の経験その他の要件を満足する者。
 - ① 事業用自動車の運行管理に関し5年以上の実務経験を有し、かつ、その間に国土交通大臣が告示で定める運行の管理に関する講習を5回以上受講した者。
 - ② 事業用自動車の運行管理に関し1年以上の実務経験を有し、かつ、国土交通大臣が定める職務に2年以上従事した経験を有する者。

6

補助者の選任

一人の運行管理者が24時間勤務していることが現実的に不可能であるため、営業所内で一定の能力を有するものを「補助者」としてあらかじめ選任し、運行管理者の指導監督の下、営業所における運行管理業務を適切に実施する必要があります。

補助者は、運行管理業務のうち補助的な行為について運行管理者の指示の下、次の業務を実施することができます。

- 点呼の一部（少なくとも運行管理者が3分の1を実施しなければならない）。
- 運行指示書に係わる資料作成及び運転者への伝達行為。
また、事業者は、補助者を選任する場合、以下の点に留意しなければなりません。
- 補助者は、運行管理に関する知識を有する等運行管理者に準じる者であること。したがって補助者の資格要件は、次のいずれかに該当している必要があります。
 - ・運行管理者資格者証（貨物または旅客）を取得していること。
 - ・国土交通大臣が認定する基礎講習を受講していること。
- 補助者の選任については、運行管理者の補助として業務に支障が生じない場合に限り、同一事業者のほかの営業所を兼務しても構いません。
ただし、その場合には、各営業所において、運行管理業務が適切に遂行できるよう運行管理規程に運行管理体制等を明記するとともに、体制を整えておかなければなりません。
- 補助者は、運行管理者の履行補助を行う者であって、運行管理者に代わって運行管理業務を行う者ではありません。
ただし、点呼に関する業務については、その一部を補助者が行うことができます。
- 補助者が補助として行う業務は、運行管理者の指導及び監督のもと行われるものです。したがって、補助者が行う業務において、以下のようなおそれがあることが確認された場合には、直ちに運行管理者に報告を行い、運行の可否の決定等について指示を仰ぎ、その結果に基づいてそれぞれの運転者に対し指示を行わなければなりません。
 - イ. 運転者が酒気を帯びている
 - ロ. 疾病、疲労その他の理由により安全な運転をすることができない
 - ハ. 無免許運転、大型自動車等無資格運転
 - ニ. 過積載運行
 - ホ. 最高速度違反行為
- 補助者の地位と職務権限は運行管理規程等で明確に規定しておく必要があります。
- 補助者の選任数は、運行管理の業務量を十分考慮した数であることが必要です。

① 選任

注意!

運行管理者資格者証の返納

運行管理者の輸送の安全に関する規制の違反や、休憩・睡眠施設の整備等の事業計画等の事業に関する規制について繰り返し違反が行われていた場合や違反が悪質である場合には、運行管理者としての資質が欠如していると言えます。したがって、国土交通大臣は、次の場合において運行管理者の資格者証の返納を命ずることができることとなっています。

処分日数に関係なく運行管理者資格者証返納命令を発動する場合

- ① 事業用自動車を運転した場合（選任運転者に限らず、事業用自動車を運転した行為をいう。）において、酒酔い運転、酒気帯び運転、薬物等使用運転、無免許運転、大型自動車等無資格運転または救護義務違反を行った場合。
- ② 運行の安全確保に関する違反の事実若しくはこれを証するものを隠滅または改ざんを行う等これを疑うに足りる相当の理由が認められる場合。
- ③ 事業用自動車の運転者（選任運転者に限らず、事業用自動車を運転した者をいう。以下同じ。）が過労運転、酒酔い運転、酒気帯び運転、薬物等使用運転、無免許運転、大型自動車等無資格運転、過積載運行または最高速度違反行為を引き起こした場合であって、運行管理者が当該違反行為を命じ、または容認したとして都道府県公安委員会から法令の規定に基づく協議及び意見聴取並びに通知があった場合。
- ④ 事業用自動車の運転者が③に該当する違反行為を引き起こした場合であって、補助者がその業務において運転者がこれらを引き起こすおそれがあることを認めたとにもかかわらず、運行管理者への報告を行わず、または運行管理者の指示に従わずに、当該違反行為を命じ、または容認したとして都道府県公安委員会から法令の規定に基づく協議及び意見聴取並びに通知があった場合。
- ⑤ 事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準（平成13年国土交通省告示第1365号）が、著しく遵守されていない場合、または全運転者に対して点呼を全く実施していない場合で処分日車数「120日車以上」となった場合。
※複数の運行管理者が選任されている場合の運行管理者資格者証の返納命令処分は「統括運行管理者」に対して行われる。
※返納命令処分を受けた者は、処分の日から2年を経過しなければ運行管理者資格者証の交付を行わないものとする。返納命令に違反した場合も同様とする。
- ⑥ 運行管理者が実際に運行管理業務を行っていないにもかかわらず、その名義を当該事業者で使用（選任の届出をした場合を含む。）させた場合。
- ⑦ 運行管理者試験の受験資格の詐称等、不正な手段により運行管理者資格者証を取得したことが判明した場合。
- ⑧ 処分日車数が30日車以上120日車未満の場合は、警告される。複数の運行管理者が選任されている場合は「統括運行管理者」に対して行われる。

根拠規程

- ・貨物自動車運送事業法第 18 条（運行管理者）
- ・貨物自動車運送事業法第 19 条（運行管理者資格者証）
- ・貨物自動車運送事業法第 20 条（運行管理者資格者証の返納）
- ・貨物自動車運送事業法第 22 条（運行管理者等の義務）
- ・貨物自動車運送事業輸送安全規則第 18 条（運行管理者等の選任）
- ・貨物自動車運送事業輸送安全規則第 19 条（運行管理者の選任等の届出）
- ・貨物自動車運送事業輸送安全規則第 20 条（運行管理者の義務）第 3 項
- ・貨物自動車運送事業輸送安全規則第 24 条（運行管理者の資格要件）
- ・国自安第 203 号、国自貨第 61 号、国自整第 291 号（平成 26 年 12 月 25 日）「貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について」第 18 条、第 19 条、第 20 条、第 21 条
- ・「貨物自動車運送事業法に基づく運行管理者資格者証の返納命令発令基準等について」（平成 8 年 11 月 1 日 国自貨第 104 号 一部改正平成 25 年 9 月 17 日）

3 整備管理者の選任

ポイント

1. 整備管理者の選任等

- (1) 事業者（自動車の使用者）は、自動車の点検及び整備並びに自動車車庫の管理に関して、特に専門的知識を必要とする整備管理者を選任しなければならない。
- (2) 国土交通省令で定める自動車が、定められた台数以上ある場合、使用の本拠ごとに、一定の要件を備える者のうちから整備管理者を選任しなければならない。
- (3) 整備管理者には、その職務の執行に必要な権限を与えなければならない。
- (4) 整備管理者は、整備管理規程を定め、これに基づき、その業務を行わなければならない。
- (5) 適切な整備管理が行われていない場合、整備管理者は、地方運輸局長から解任を命じられる。

2. 整備管理者の選任を必要とする台数

- (1) 乗車定員 10 人以下の自動車運送事業に使用する自動車の台数が 5 両以上。

3. 整備管理者の資格

- (1) 整備の管理をする自動車（二輪を除く）の点検若しくは整備または整備の管理に関して 2 年以上の実務の経験を有し、地方運輸局長が行う研修を修了した者。
- (2) 自動車整備士技能検定に合格した者。
- (3) 上記技能と同等の技能として、国土交通大臣が告示で定める基準以上の技能を有する者。

*ただし、解任されたことがある場合は、解任の日から 2 年を経過していること。

4. 整備管理者の権限

- (1) 日常点検整備に規定する日常点検の実施方法を定める。
- (2) (1) の点検の結果に基づき運行の可否を決定する。
- (3) 定期点検整備に規定する定期点検を実施する。
- (4) 日常点検整備及び定期点検整備のほか、随時必要な点検を実施する。
- (5) 日常点検、定期点検または随時必要な点検の結果、必要な整備を実施する。
- (6) 定期点検及び(5) の必要な整備の実施計画を定める。
- (7) 点検整備記録簿その他の点検及び整備に関する記録簿を管理する。
- (8) 自動車車庫を管理する。
- (9) 上記に掲げる事項を処理するため、運転者、整備員その他の者を指導し、または監督する。

5. 補助者の選任

- (1) 整備管理者が自ら業務を行うことができない場合は、予め選任された補助者を通じて業務を執行することができる。
- (2) 補助者の業務の範囲は、運行の可否の決定及び日常点検の実施の指導等、日常点検に係る業務に限る。

6. 整備管理者の外部委託の禁止

解説

1

整備管理者の選任

事業者は、5両以上の自動車の使用の本拠ごとに、自動車の点検、整備及び自動車車庫の管理をさせるために、整備管理者を選任するよう定められています。そして、整備管理者には、運行管理者と同じようにその職務の遂行に必要な権限を与えなければなりません。

整備管理者は、「整備管理者の権限」に関する事項の執行に係る基準に関する規程（整備管理規程）を定め、それに基づいて業務を行わなければなりません。



2

整備管理者の選任届

整備管理者を選任したときは、その日から15日以内に、地方運輸局長にその旨を届け出なければなりません。これを変更した場合も同様です。

選任届の記載事項

- ① 届出者の氏名または名称及び住所
- ② 届出者が自動車運送事業者であるかどうかの別
- ③ 整備管理者の選任に係る自動車の使用の本拠の名称及び位置
- ④ 定員10人以下の自動車運送事業の用に供する自動車の数
- ⑤ 整備管理者の氏名及び生年月日
- ⑥ 整備管理者の該当資格
- ⑦ 整備管理者の兼職の有無（兼職している場合は、その職名及び職務内容）

※選任届出の際には、整備管理規程の提示が必要となります。

① 選任

3 補助者

整備管理者の補助者は、整備管理者自ら業務を行うことができない場合に選任することができます。選任する場合は、業務の遂行にかかる基準を定めなければなりません。

業務の執行にかかる基準は、以下の条件を満足し、かつ、条件を満足していることが整備管理規程により担保されていなければなりません。

- ① 補助者は、「整備管理者の資格要件を満足する者」または「整備管理者が研修等を実施して十分な教育を行った者」から選任されていること。
- ② 補助者の氏名等及び補助する業務の範囲が明確であること。
- ③ 整備管理者が、補助者に対して下表に基づいて研修等の教育を行うこと。

教育をするとき	教育の内容
1. 補助者を選任するとき	・ 整備管理規程の内容 ・ 整備管理者選任前研修の内容 (整備管理者の資格要件を満足する者に対しては実施しなくてもよい)
2. 整備管理者が整備管理者選任後研修を受講したとき	・ 整備管理者選任後研修の内容 (他の営業所において整備管理者として選任されている者に対しては実施しなくてもよい)
3. 整備管理規程を改正したとき	・ 改正後の整備管理規程の内容
4. 行政から情報提供を受けたとき その他必要なとき	・ 行政から提供された情報等必要な内容

- ④ 整備管理者が、業務の遂行に必要な情報を補助者にあらかじめ伝達しておくこと。
- ⑤ 整備管理者が、業務の遂行結果について、補助者から報告を受け、また必要に応じて結果を記録・保存すること。

4 解任命令

- (1) 整備不良が主な要因となる事故が発生した場合であって、その調査の結果、当該自動車について日常点検整備、定期点検整備等が適切に行われていなかったことが判明した場合。
- (2) 整備不良が主な要因となる事故が発生した場合であって、その調査の結果、整備管理者が日常点検の実施方法を定めていなかったり、運行可否の決定をしていなかったりする等、整備管理規程に基づく業務を適切に行っていなかったことが判明した場合。
- (3) 整備管理者が自ら不正改造を行っていた場合、不正改造の実施を指示・容認した場合または不正改造車の使用を指示・容認した場合。
- (4) 選任届の内容に虚偽があり、実際には資格要件を満たしていなかったことが判明した場合または選任時は資格要件を満たしていたものの、その後資格要件を満たさなくなった場合。

- (5) 日常点検に基づく運行の可否決定を全く行わない、複数の車両について1年以上定期点検を行わない、整備管理規程の内容が実際の業務に即していない等、整備管理者としての業務の遂行状態が著しく不適切な場合。

5

整備管理者の兼職

整備管理者の兼職の可否については、法規上の規制はありませんが、管理を適切に行うことが出来ないようであれば、自動車の使用の本拠ごとに選任しなければなりません。

6

整備管理者の外部委託の禁止

事業者の責任のもとに適切な整備管理を行うことができる体制を整備するため、整備管理者の外部委託が禁止されています。ただし、一定の条件を満たすグループ企業（※1）については、特例として外部委託が認められています。

（※1）委託先と委託元が親会社と子会社の関係にある企業及び同一の親会社を持つ子会社

7

車両管理

〔⑧ 車両管理〕 83 頁参照

根拠規程

- ・道路運送車両法第 50 条（整備管理者）
- ・道路運送車両法第 52 条（選任届）
- ・道路運送車両法第 53 条（解任命令）
- ・道路運送車両法施行規則第 31 条の 3（整備管理者の選任）
- ・道路運送車両法施行規則第 31 条の 4（整備管理者の資格）
- ・道路運送車両法施行規則第 32 条（整備管理者の権限等）
- ・道路運送車両法施行規則第 33 条（整備管理者の選任届）
- ・国自整第 216 号（平成 15 年 3 月 18 日付）「道路運送車両法の一部を改正する法律等の施行に伴う整備管理者制度の運用について」

1 休憩、睡眠・仮眠施設の整備・管理・保守

ポイント

1. 事業者は、乗務員が有効に利用できるよう、休憩施設及び睡眠・仮眠施設を整備しなければならない。
2. 事業者は、これらの施設を適切に管理するとともに、保守しなければならない。
3. 運行管理者は、業務として乗務員が休憩または睡眠・仮眠のために利用する施設を常に良好であるよう計画的に適切な管理を行わなければならない。

解説

1

事業者の使命

休憩、睡眠及び仮眠施設を整備しておくことは、過労乗務になりやすい傾向にある自動車運送事業にとって、適正な勤務時間、乗務時間を確保し、事故の防止を図るために重要なものです。このため、事業者は、乗務員が休憩時間に休憩する場合や乗務員に睡眠・仮眠を与える必要がある場合に有効に利用できるよう必要な施設を整備し、管理、保守しなければなりません。

2

乗務員とは

乗務員とは、運転者及び運転の補助に従事する従業員のことを指します。

3

有効に利用することができる施設とは

休憩、睡眠・仮眠施設が設けられていても、次のいずれかに該当する施設は、「有効に利用することができる施設」には該当しません。

- ① 乗務員が実際に休憩、睡眠または仮眠を必要とする場所に設けられていない施設
- ② 寝具等必要な設備が整えられていない施設
- ③ 施設・寝具等が、不潔な状態にある施設

4

施設を適切に管理するとは

事業者が休憩、睡眠・仮眠施設の状態を常に良好であるように計画的に運行管理者に管理させることをいいます。

5

保守するとは

保守とは、事業者が休憩、睡眠・仮眠施設を良好に修復することをいいます。

6

運行管理者の役割

運行管理者には、休憩施設または睡眠・仮眠施設の状態が常に良好であるように計画的に管理する義務があります。

注意!

- ・原則として休憩、睡眠・仮眠施設は、営業所または車庫に併設します。
- ・睡眠する場合、1人あたりの広さは、2.5㎡以上必要です。

有効に利用できる休憩・睡眠・仮眠施設

- ・原則として営業所
または車庫に併設

- ・睡眠・仮眠する場合の条件



根拠規程

- ・貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条（過労運転の防止）第3項
- ・国自安第203号、国自貨第61号、国自整第291号（平成26年12月25日）「貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について」第3条第2項
- ・国自貨第77号「一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業の許可及び事業計画変更認可申請等の処理について」

2 勤務時間と乗務時間の設定

ポイント

1. 事業者は、休憩または睡眠のための時間及び勤務が終了した後の休息の時間が十分に確保できるように、国土交通大臣が告示で定める基準に従って、運転者の勤務時間及び乗務時間を定めなければならない。
2. 運行管理者は、事業者が定めた勤務時間・乗務時間の範囲内で乗務割を作成し、これに従って、運転者を事業用自動車に乗務させなければならない。

解説

1 運転者の勤務時間及び乗務時間の設定

事業者は、勤務時間、拘束時間、休憩時間、時間外勤務、公休、休日出勤、有給休暇等の事項を明確にし、勤務体制を確立しなければなりません。

2 勤務時間及び乗務時間の基準

事業者が、勤務時間及び乗務時間を定める基準は、「貨物自動車運送事業の事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準（平成13年国土交通省告示第1365号）」、「基発第92号（平成元年3月1日）「一般乗用旅客自動車運送事業以外の事業に従事する自動車運転者の拘束時間及び休息期間の特例について」、基発第93号（平成元年3月1日）「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準について」が適用されます（表1参照23頁）。

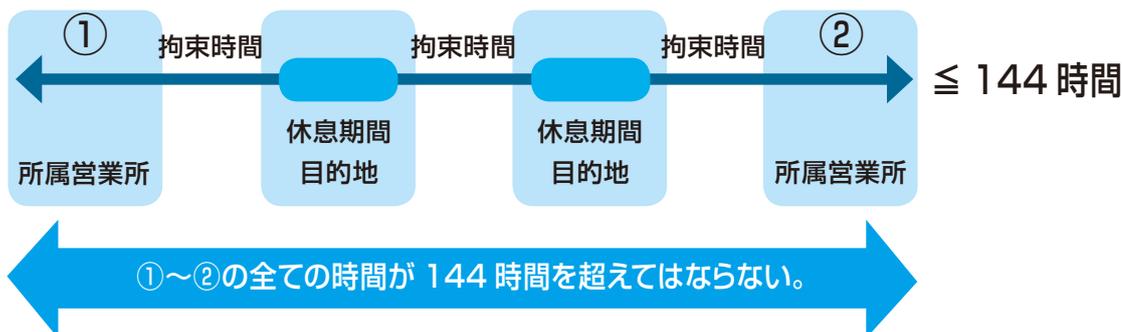
3 「一の運行」と運行期間の制限

① 運行期間

運転者が、所属営業所に出勤（出発）してから所属営業所を退社（帰着）するまでの運行を「一の運行」といい、その運行に要する時間は、144時間（6日間）を超えてはいけません。

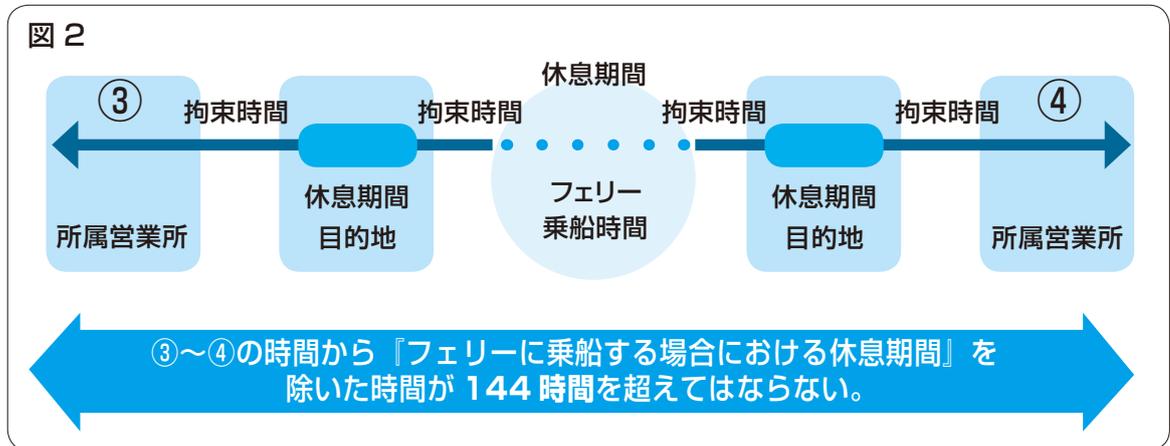
これは、運転者が所属営業所を長期間離れて運行する場合の疲労の蓄積を防止する観点から、運行全体の時間を制限したものです（図1参照）。

図1



② 運行途中フェリーに乗船する場合の運行期間（図2参照）。

運行途中でフェリーに乗船する場合における運行期間は、フェリーの乗船時間を除いて、144時間を超えてはならないことになっています。



4

乗務割にあたって

運行管理者は、乗務員の過労を防止するため、深夜勤務の時間の長さ並びに深夜勤務、早朝勤務及び夜間勤務の連続等について十分に考慮し、法令で定める基準に従って事業者が定めた勤務時間及び乗務時間に係る基準に則って乗務時間の設定及び乗務調整を行う必要があります。

乗務割の作成上の一般的な留意事項（例）

- ① 前日の作業終了時からの休息期間の確認
- ② 深夜勤務時間の確認
- ③ 連続運転時間（深夜連続運転時間、高速道路連続運転時間を含む。）と中間における休憩時間の確認
- ④ 2週間を通じ、必ず1回休日を付与する
- ⑤ 公休割当の作成と、周知の徹底（公休割当は、やむを得ない事由以外は変更禁止。）
- ⑥ 長距離運行や夜間運行に際し、疲労等により安全な運転をすることができない場合の交替運転者の配置
- ⑦ 乗務前点呼で、運転者の酒気帯び及び健康状態を把握し、酒気帯び、疾病及び疲労等による乗務の禁止



② 過労運転の防止

表 1 運転者の拘束時間・休息期間・運転時間等の基準

拘束時間	基本	1ヵ月について 293 時間以内 (ただし、労使協定があるときは、1年のうち6ヵ月までは1年間についての拘束時間が3,516時間を超えない範囲内において、320時間まで延長することができる)
		1日については13時間
	最大拘束時間	1日 最大16時間 (ただし、15時間を超えることができる回数は、1週間につき2回が限度)
	特例	2人乗務の場合 1日 最大20時間 隔日勤務の場合 2暦日 最大21時間 (ただし夜間に4時間以上の仮眠時間を与える場合は、2週間につき3回を限度に24時間まで延長できる)
休息期間	基本	勤務終了後、継続8時間以上
	分割する場合	1日において、1回4時間以上で合計が10時間以上
	特例	2人乗務の場合 4時間まで短縮できる 隔日勤務の場合 勤務終了後、継続20時間以上
運転時間	最大運転時間	2日平均で1日9時間を超えないこと 2週間で1週につき44時間を超えないこと
	連続運転時間	4時間を超えないこと

※勤務の途中でフェリーに乗船した場合は、原則として休息期間として取り扱う。

※時間外労働は、時間外労働に関する協定届が労働基準監督署へ届出されており、上記「拘束時間」の範囲内に限る。

※休日労働は、休日労働に関する協定届が労働基準監督署へ届出されており、上記「拘束時間」の範囲内で2週間で1回を超えない場合に限る。

根拠規程

- ・貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条（過労運転の防止）第4項
- ・貨物自動車運送事業輸送安全規則第20条（運行管理者の業務）第1項第3号
- ・平成13年国土交通省告示第1365号「貨物自動車運送事業の事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」
- ・平成元年労働省告示第7号「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」
- ・国自安第203号、国自貨第61号、国自整第291号（平成26年12月25日）「貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について」第3条第3項
- ・基発第92号（平成元年3月1日）「一般乗用旅客自動車運送事業以外の事業に従事する自動車運転者の拘束時間及び休息期間の特例について」
- ・基発第93号（平成元年3月1日）「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準について」
- ・基発第143号（平成9年3月11日）「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準の一部改正等について」
- ・基発0812第1号（平成27年8月12日）「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準に係る関係通達の一部改正について」

3 乗務員の健康状態の把握

ポイント

1. 事業者は、乗務員の酒気帯びの有無及び健康状態の把握に努めなくてはならない。
2. 事業者は、酒気帯びの状態にある乗務員の乗務の禁止の他、常に乗務員の健康状態の把握に努め、疾病、疲労、その他の理由により安全な運転をし、またはその補助をすることができない乗務員を事業用自動車に乗務させてはならない。

解説

1

事業者の役割

- (1) 事業者は、乗務員の健康状態を把握し、疾病、疲労その他の理由により安全な運転、またはその補助をすることができないおそれがある乗務員を事業用自動車に乗務させてはなりません。
- (2) 事業者は、常時使用している乗務員に対して、医師による健康診断を1年以内ごとに1回（深夜業務を含むときは、深夜業務への配置換えの際及び6ヵ月に1回）定期的に受診させ、健康状態を把握しなければなりません。
- (3) 事業者は、労働者の週40時間を超える労働が1月当たり100時間を超え、かつ、疲労の蓄積が認められるときは、労働者の申出を受けて、医師による面接指導を行わなければなりません（ただし、1ヵ月以内に面接指導を受けた労働者等で、面接指導を受ける必要がないと医師が認めた者を除きます）。
- (4) 事業者は、次の①または②に該当する労働者にも、面接指導を実施する、または面接指導に準ずる措置を講じなければなりません。
 - ① 長時間の労働（週40時間を超える労働が1月当たり80時間を超えた場合）により疲労の蓄積が認められ、または健康上の不安を有している労働者（申出を受けて実施）。
 - ② 事業場で定める基準に該当する労働者。
- (5) 事業者は、要注意や要観察の所見がある運転者に対しては、当該運転者の日常生活に注意し、次の健康診断まで様子を見なければなりません。さらに、必要に応じて、健康維持のために医師等の意見を参考にして、生活習慣の改善について、当該運転者に努めさせる必要があります。また、気になることや症状等が見受けられれば、医師の診断を受けさせる必要があります。

2

運行管理者の役割

- (1) 運行管理者は、酒気帯びの状態にある乗務員を事業用自動車に乗務させてはなりません。
- (2) 運行管理者は、乗務員の健康状態を常に把握し、健康な状態で乗務できるように、健康診断等を通じて管理、監督する義務があります。また、診断の結果、要注意者に対しては、自主的な管理に努めさせるほか、適宜、医師の診断を受けさせるよう適切に指導を行う必要があります。そのためには、衛生管理者、産業医等と密に連絡体制を築いておかなければなりません。

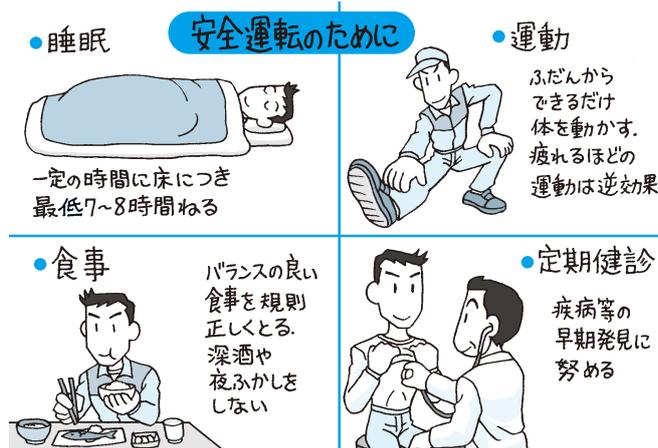
② 過労運転の防止

- (3) 運行管理者は、乗務前点呼に際し、酒気帯び、疾病、過労及び睡眠不足等の有無について、対面で本人からの申告を受けるだけでなく、運行管理者自らが確認を行わなければなりません。特に、酒気帯びの確認については、目視等のほか、アルコール検知器を用いて酒気帯びの有無の確認をしなければなりません。

3

その他の理由とは

覚せい剤や危険ドラッグ等の薬物の服用、異常な感情の高ぶり、睡眠不足等をいいます。



国土交通省では、運転者の健康状態を良好に維持することを目的とした「事業用自動車の運転者の健康管理に係るマニュアル」を作成・公表しています。事業者は、内容をよく把握した上で、運行管理者及び運転者に周知徹底してください。

以下の URL からダウンロードできます。

- ・事業用自動車の運転者の健康管理マニュアルの改訂について
http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk2_000033.html
- ・概要
<http://www.mlit.go.jp/common/001041528.pdf>
- ・マニュアル（本体）
<http://www.mlit.go.jp/common/001089815.pdf>

根拠規程

- ・貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条（過労運転の防止）第6項
- ・国自安第203号、国自貨第61号、国自整第291号（平成26年12月25日）「貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について」第3条第5項
- ・労働安全衛生法第66条（健康診断）第1項、第4項、第5項
- ・労働安全衛生法第66条の8（面接指導等）及び第66条の9
- ・労働安全衛生規則第44条（定期健康診断）
- ・労働安全衛生規則第45条（特定業務従事者の健康診断）
- ・貨物自動車運送事業輸送安全規則第20条（運行管理者の業務）第1項第4号の2
- ・過重労働による健康障害防止のための総合対策（平成18年3月17日付け基発第0317008号）

4 交替運転者の配置

ポイント

1. 運転者が長距離運転または夜間の運転に従事する場合に、疲労等により安全な運転を継続することができないおそれがあるときは、あらかじめ、交替するための運転者を配置しておかなければならない。

解説

1

交替運転者

「貨物自動車運送事業の事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準（平成13年国土交通省告示第1365号）」で定められた条件を超えて引き続き運行する場合は、交替運転者の配置が必要になります。

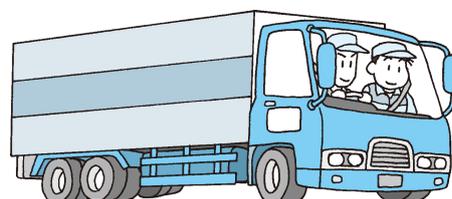
具体的には、次のような場合が該当します。

- (1) 拘束時間が16時間を超える場合
- (2) 運転時間が2日を平均して1日当たり9時間を超える場合
- (3) 連続運転時間が4時間を超える場合

2

交替運転者の配置とは

交替運転者をあらかじめ同乗させる（1台の自動車に2人以上乗務させる）、または交替箇所に予め待機させることをいいます。



交替運転者を
あらかじめ
添乗させる

交替運転者の配置

交替箇所に
あらかじめ
待機させる



根拠規程

- ・貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条（過労運転の防止）第7項
- ・貨物自動車運送事業輸送安全規則第20条（運行管理者の業務）第1項第5号
- ・国自安第203号、国自貨第61号、国自整第291号（平成26年12月25日）「貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について」第3条第6項
- ・国土交通省基準告示第1365号（平成13年8月20日）「貨物自動車運送事業の事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」
- ・労働省告示第7号（平成元年2月9日）「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」

1 点呼の実施

ポイント

1. 点呼は、運行上やむを得ない場合を除き、対面で実施することが基本である。
2. 点呼には、乗務前点呼、乗務後点呼及び乗務途中点呼（以下「中間点呼」という。）があり、各々その実施内容が定められている。
3. 点呼時は、運転者に対し報告を求め、安全確保に必要な指示を出すだけでなく、酒気帯びの有無を確認しなければならない。その際、事業者は、酒気帯びの有無を目視等で確認するだけでなく、アルコール検知器を用いて酒気帯びの有無の確認をしなければならない。
4. 対面による点呼（乗務前、乗務後の両方）を行うことができない場合は、乗務前、乗務後のほか、乗務の途中に少なくとも1回の点呼を行うことが義務付けられている（2泊3日以上の場合）。この場合は、「運行指示書（正）（副）」を作成し、運転者に「運行指示書（正）」を携行させなければならない。
5. 運行計画に変更が生じた場合、運行管理者は変更内容を「運行指示書（副）」に記入するとともに運転者に指示を行う。同時に運転者は、変更内容を「運行指示書（正）」に記入するとともに「運行指示書（正）」を携行する。
6. 事業者は、酒気を帯びた運転者を事業用自動車に乗務させてはならない。また、運転者も、酒気を帯びた状態にある時は、会社に申し出なければならない。

解説

1

点呼とは

運行管理者は、乗務前点呼を実施し、運転者から本人の健康状態や酒気帯びの有無、日常点検等の報告を求め、それに対して安全を確保するために必要な指示をしなければなりません。乗務終了後には乗務後点呼を実施し、乗務した自動車、道路、運行の状況、酒気帯びの有無、ほかの運転者と交替した場合には、交替運転者との通告について報告を受けなければなりません。しかし、乗務前、乗務後のどちらかが、やむを得ず対面で点呼ができない場合は、電話その他の方法で点呼を行います。

また、長距離運行等により乗務前・乗務後のいずれの点呼も対面で行うことができない場合は、乗務の途中で少なくとも1回電話その他の方法により点呼を実施しなければなりません。

・「**運行上やむを得ない場合**」とは、遠隔地で乗務が開始または終了するため、乗務前または乗務後の点呼が営業所において対面で出来ない場合のことを指し、車庫と営業所が離れているとか、早朝、深夜等のため点呼執行者が営業所に出勤していない場合等は該当しません。

・「**その他の方法**」とは、携帯電話、業務無線等運転者と直接対話できる方法を指し、電子メール、FAX 等一方的な連絡方法は、該当しません。また、電話その他の方法による点呼は、運転中に行ってははいけません。

2

点呼場所

点呼場所をどのような所に定めるかは、決まった定義はありませんが、重要な点呼を騒々しい所で実施するのは好ましいことではありません。事務員やほかの運転者から見えず、運転者の点呼がスムーズにいくような独立した所が理想です。

そして、点呼場所には、点呼要領を表した掲示、指導の重点事項、時計、鏡、運転者の立つ位置の表示及び必要な帳簿類の備え付け等環境作りが必要です。

3

点呼の種類と確認・指示事項

点呼は、運転者や自動車が安全に運行できる状態かどうかを確認するとともに、安全運行のために必要な指示を与え、報告を聴取するため、次の内容を確実に実施しなければなりません。

(1) 乗務前点呼における確認・指示事項

- ・運転者の健康状態、疲労の度合、酒気帯びの有無、異常な感情の高ぶり、睡眠不足等について確認し、安全な運転ができる状態か否かを判断する。
- ・日常点検の実施結果に基づき、整備管理者が自動車の運行の可否を決定したことを確認する。
- ・服装を端正に着用しているかの確認。
- ・運転免許証、非常信号用具、業務上必要な帳票類等、携行品の確認。
- ・休憩時間・場所、積載物、気象、道路状況等、運行の安全を確保するための注意事項の指示。
- ・個々の運転者について、運転行動に現れやすい問題点についての注意。

(2) 乗務後点呼における確認・指示事項

- ・車両、積載物の異常の有無、乗務記録、運行記録計等の記録により運転者の運転状況等の確認。
- ・工事箇所等道路状況に関する最新情報及びヒヤリ・ハット経験の有無等安全情報の確認。
- ・酒気帯びの有無。
- ・運転者に翌日の勤務を確認させる。

(3) 中間点呼

- ・乗務前及び乗務後のいずれの点呼も対面で実施できない乗務を行う運転者に対し、運行管理者は、当該点呼のほかに、当該乗務の途中において少なくとも1回電話等により、運転者と直接対話できる方法で酒気帯びの有無、疾病、疲労等の状況を確認するため点呼を実施しなければなりません。

(4) アルコール検知器の使用

- ・乗務前点呼、乗務後点呼及び中間点呼における酒気帯びの有無は、目視等で確認するほか、アルコール検知器を用いて行わなければなりません。
- ・アルコール検知器が1つも備えられていない場合、アルコール検知器備え義務違反となり、初違反「60日車」、再違反「120日車」となります。また、正常に作動しないアルコール検知器により酒気帯びの有無の確認を行った場合や、正常に作動しないアルコール検知器であることを理由に酒気帯びの有無の確認を怠った場合、アルコール検知器の常時有効保持義務違反となり、初違反「20日車」、再違反「40日車」となります。

③ 点呼

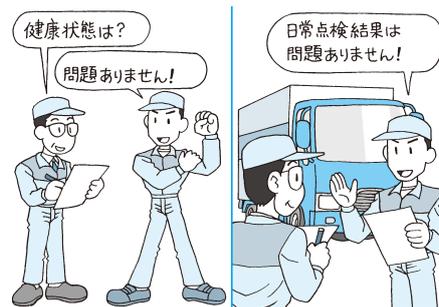
4

点呼の記録

(1) 乗務前点呼の記録の内容

乗務前点呼の記録内容は、次のとおりです。

- ① 点呼執行者名
- ② 運転者名
- ③ 運転者の乗務に係る事業用自動車の自動車登録番号または識別できる記号、番号等
- ④ 点呼日時
- ⑤ 点呼方法
イ. アルコール検知器の使用の有無 ロ. 対面でない場合は具体的方法
- ⑥ 酒気帯びの有無
- ⑦ 運転者の疾病、疲労等の状況
- ⑧ 日常点検の状況
- ⑨ 指示事項
- ⑩ その他必要な事項



運行管理者は、乗務前の点呼において、以下の点に注意して過労運転の防止を図らなければなりません。

- ・酒気帯びの状態にある乗務員を車両に乗務させてはなりません。
- ・疾病、疲労、その他の理由により安全な運転をすることができない、またはその補助をすることができないおそれがあると判断した乗務員を車両に乗務させてはなりません。
- ・「その他の理由」とは、覚せい剤や禁止薬物等の薬物の服用、異常な感情の高ぶり、睡眠不足等を指します。

(2) 乗務後点呼の記録の内容

乗務後点呼の記録内容は、次のとおりです。

- ① 点呼執行者名
- ② 運転者名
- ③ 運転者の乗務に係る事業用自動車の自動車登録番号または識別できる記号、番号等
- ④ 点呼日時
- ⑤ 点呼方法
イ. アルコール検知器の使用の有無 ロ. 対面でない場合は具体的方法
- ⑥ 自動車、道路及び運行の状況
- ⑦ 交替運転者に対する通告
- ⑧ 酒気帯びの有無
- ⑨ その他必要な事項



- ・「交替する運転者に対する通告」とは、例えば、車両の乗り継ぎによって運転者が交替する場合、前任者が交替する運転者に対し、これまで運転していた車両や道路、運行の状況について知らせることをいいます。

(3) 中間点呼の実施及び記録の内容

乗務前、乗務後のいずれも対面で点呼ができない場合は、乗務の途中に少なくとも一回電話やその他の運転者と直接対話できる方法で点呼を行い、酒気帯びの有無、健康状態について報告を求め、及び確認を行い安全を確保するために必要な指示をしなければなりません。

また、中間点呼を必要とする運行については、運行指示書を作成して運転者に携行させなければなりません。

中間点呼の実施内容は、次のとおりです。

- ① 点呼執行者名
- ② 運転者名
- ③ 運転者の乗務に係る事業用自動車の自動車登録番号または識別できる記号、番号等
- ④ 点呼日時
- ⑤ 点呼方法
イ. アルコール検知器の使用の有無
ロ. 具体的方法
- ⑥ 酒気帯びの有無
- ⑦ 運転者の疾病、疲労等の状況
- ⑧ 指示事項
- ⑨ その他必要な事項

中間点呼
法律で義務づけ

中間点呼をスムーズに受けるための要点

あらかじめ中間点呼を受ける場所・時間を決めておく。
運転中は中間点呼を受けない。

安全な運転をすることが「できるか」どうかを運行管理者に報告する。

運行指示書を見ながら運行。管理者から指示を受ける。

※点呼記録簿の帳票（例）を次に示します。

点呼記録簿(例)															平成 年 月 日() 天候		
会社名		支店			係長			運行管理係長			運行管理係補助者						
運転者名 (車両番号)	乗務前点呼				中間点呼				乗務後点呼				指示事項	点呼執行者			
	点呼日時	点呼方法	アルコール検知器の使用の有無	酒気帯びの有無	等々の状況	疾病・疲労等の状況	指示事項	点呼執行者	点呼日時	点呼方法	アルコール検知器の使用の有無	酒気帯びの有無			等々の状況	疾病・疲労等の状況	指示事項
()	時:分	対面 TEL その他	有・無	有・無					時:分	対面 TEL その他	有・無	有・無					
()	時:分	対面 TEL その他	有・無	有・無					時:分	対面 TEL その他	有・無	有・無					
()	時:分	対面 TEL その他	有・無	有・無					時:分	対面 TEL その他	有・無	有・無					
()	時:分	対面 TEL その他	有・無	有・無					時:分	対面 TEL その他	有・無	有・無					
()	時:分	対面 TEL その他	有・無	有・無					時:分	対面 TEL その他	有・無	有・無					
()	時:分	対面 TEL その他	有・無	有・無					時:分	対面 TEL その他	有・無	有・無					
()	時:分	対面 TEL その他	有・無	有・無					時:分	対面 TEL その他	有・無	有・無					
()	時:分	対面 TEL その他	有・無	有・無					時:分	対面 TEL その他	有・無	有・無					
()	時:分	対面 TEL その他	有・無	有・無					時:分	対面 TEL その他	有・無	有・無					
()	時:分	対面 TEL その他	有・無	有・無					時:分	対面 TEL その他	有・無	有・無					
()	時:分	対面 TEL その他	有・無	有・無					時:分	対面 TEL その他	有・無	有・無					

(注) 〇……○ 苗……×として、記事に書く

1年間保存すること
(無断複写複製を禁じます。) 公益社団法人 全日本トラック協会 標準帳票

5 中間点呼の実施と運行指示書の携行

(1) 中間点呼と運行指示書が必要な運行とは

2泊3日のように、乗務前、乗務後のいずれの点呼も対面で行うことができない2日目の乗務の運行のときは、乗務前、乗務後の点呼だけでなく、乗務の途中において少なくとも1回、電話その他の方法により、点呼を行うことが義務付けられています。

そして、このような運行の場合は、「運行指示書(正)(副)」を作成し、運転者に適切な指示を行うとともに「運行指示書(正)」を携行させなければなりません(図1参照39頁)。

- ・「その他の方法」とは、携帯電話、業務無線等運転者と直接対話できる方法を指し、電子メール、FAX等一方的な連絡方法は、該当しません。また、電話その他の方法による点呼は、運転中に行ってははいけません。
- ・「運行指示書(副)」は、営業所に置いておき、運行終了後に「運行指示書(正)」とともに保存しておきます。

③ 点呼

(2) 上記 (1) の運行で、行き先等に変更が生じた場合には

行き先等の変更によって 2 泊 3 日が 3 泊 4 日になった場合は、2 日目の乗務と 3 日目の乗務において、乗務前、乗務後の点呼だけでなく、乗務の途中で少なくとも 1 回、点呼を行うことが義務付けられています。

そして、このような運行の場合は、「運行指示書 (副)」に変更内容を記載し運転者に電話等により適切な指示を行うとともに、運転者が携行している「運行指示書 (正)」にも変更内容を記載させなければなりません。

また、運転者に対して指示を行った日時及び運行管理者の氏名についても「運行指示書 (正) (副)」に記載しなければなりません (図 2 参照 39 頁)。

- ・「運行指示書 (副)」は、営業所に置いておき、運行終了後に「運行指示書 (正)」とともに保存しておきます。

(3) 中間点呼と運行指示書が不要な運行とは

1 泊 2 日のように、乗務前、乗務後のどちらかが対面による点呼を行える場合は、乗務途中の点呼及び運行指示書の携行は必要ありません (図 3 参照 40 頁)。

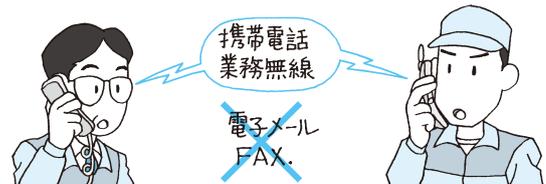
- 中間点呼が必要な場合、運行指示書をわたす



(4) 上記 (3) の運行で、行き先等に変更が生じた場合には

目的地で荷卸しを完了した後、当日に営業所へ戻る予定であった運行が、行き先等の変更により、乗務前、乗務後どちらの点呼も電話その他の方法で行わなければならなくなった場合、運行管理者は、「運行指示書 (正)

- 中間点呼は直接対話ができる方法で



(副)」を作成し運転者に対して電話その他の方法で適切な指示を行わなければなりません。

この場合、運転者は「運行指示書 (正)」を携行していないので、乗務等の記録 (運転日報等) に指示内容を記載しなければなりません (図 4 参照 40 頁)。

- ・「運行指示書 (正) (副)」は、営業所に置いておき、運行終了後に乗務等の記録 (運転日報等) とともに保存しておきます。
- ・また、運行管理者は運転者に指示した内容・日時及び運行管理者の氏名を「運行指示書 (正) (副)」に、そして運転者は乗務等の記録 (運転日報等) に同様の記載をしなければなりません。

(5) 運行指示書の内容

運行指示書には、次の項目を必ず記載しなければなりません。

1. 運行の開始及び終了の地点及び日時
2. 乗務員の氏名
3. 運行の経路並びに主な経過地における発車及び到着の日時
4. 運行に際して注意を要する箇所の位置
5. 乗務員の休憩地点及び休憩時間 (休憩がある場合に限る。)
6. 乗務員の運転または業務の交替の地点 (運転または業務の交替がある場合に限る。)
7. その他運行の安全を確保するために必要な事項

(6) 保存期間

運行指示書及びその写しは、運行終了の日から 1 年間保存しなければなりません。

③ 点呼

- ④ 運行管理者等はIT点呼実施営業所の設置型端末を使用し、IT点呼を行う必要があります。なお、IT点呼の際、運転者の所属する営業所名及び運転者のIT点呼場所を確認するものとします。
- ⑤ 運転者は、被IT点呼実施営業所または当該営業所の車庫において、設置型端末または携帯型端末の何れかを使用してIT点呼を受けるものとします。
- ⑥ 点呼は対面により行うことが原則であることから、運転者がIT点呼を受けることができる時間は、各営業所において、1営業日のうち連続する16時間以内とします。
ただし、営業所と当該営業所の車庫が離れていることにより、対面で点呼を行うことが困難な場合において、当該営業所と当該営業所の車庫の間でIT点呼を実施する場合にあってはこの限りではありません。
- ⑦ IT点呼を実施しようとする事業者は、IT点呼実施営業所等を管轄する運輸支局長等に、IT点呼実施予定日の原則10日前までに規定の報告書を提出しなければなりません。
- ⑧ 営業所間（営業所と他の営業所の車庫との間を含む）においてIT点呼を実施した場合、点呼記録簿に記録する内容を、IT点呼実施営業所及び被IT点呼実施営業所の双方で記録し、保存する必要があります。
- ⑨ 営業所間においてIT点呼を実施した場合、IT点呼実施営業所の運行管理者等は、点呼実施後、速やかに（原則、翌営業日以内）、その記録した内容を被IT点呼実施営業所の運行管理者等に通知し、通知を受けた当該運行管理者等は、IT点呼実施営業所の名称、IT点呼実施者の名前及び通知の内容を点呼簿へ記録し、保存する必要があります。
- ⑩ 営業所間においてIT点呼を実施する場合、被IT点呼実施営業所の運行管理者等は、IT点呼実施営業所において適切なIT点呼が実施できるよう、あらかじめ、点呼に必要な情報をIT点呼実施営業所の運行管理者等に伝達しておかなければなりません。
- ⑪ 上記⑧～⑩その他IT点呼の運用に関し必要な事項については、運行管理規程に明記するとともに、運行管理者、運転者等の関係者に周知しておく必要があります。
- ⑫ 日常点検の結果に基づく運行の可否決定については、整備管理規程（「整備管理規程」参照 79 頁）に基づいて行われること。

【Gマークについて】

Gマークとは、荷主企業等がより安全性の高いトラック運送事業者を選びやすくするために、平成15年7月より全国貨物自動車運送適正化事業実施機関（全日本トラック協会）が①安全性に対する法令の遵守状況、②事故や違反の状況、③安全性に対する取組の積極性の3テーマに計38の評価項目が設けられ、厳正かつ公正な評価のもと、評価点数100点満点中80点以上であること、更に社会保険等の適正加入等他の認定要件をクリアした事業所に対し交付するシンボルマークを指します。つまり、「安全性優良事業所」認定のシンボルマークは、高評価を得た事業者のみに与えられる“安全性”の証といえます。

ただし、認定の対象となるのは「会社単位」ではなく「事業所単位」であること、また認定の有効期間（2年間～4年間）があることに注意してください。

安全性優良事業所に対して国土交通省関係では、違反点数の消去（3年間→2年間）、IT点呼の導入、点呼の優遇、補助条件の緩和を、損害保険会社の一部企業では、独自の保険料割引を適用しています。

9

他営業所点呼

2 地点間を定時で運行する等定型的な業務形態にある同一事業者内の一のGマーク営業所に所属する運転者が、同一事業者内の他のGマーク営業所の運行管理者等により対面による点呼（他営業所点呼）を行う場合は、当該運転者が所属する営業所の補助者との「電話その他の方法」による点呼に代えることができます。

- ① 点呼簿に記録する内容を、双方の営業所で記録し、保存すること。
- ② 同一事業者の他営業所の点呼を行う営業所（他営業所点呼実施営業所）の運行管理者等は、点呼実施後、速やかに（原則、翌営業日以内）、その記録した内容を運転者が所属する営業所の運行管理者等に通知し、通知を受けた営業所の運行管理者等は、他営業所点呼実施者の名前、他営業所点呼実施営業所の名称及び通知の内容を点呼簿へ記録し、保存すること。
- ③ 他営業所点呼を受ける運転者が所属する営業所の運行管理者等は、他営業所点呼実施営業所において適切な点呼が実施できるよう、あらかじめ、点呼に必要な情報を他営業所点呼実施営業所の運行管理者等に伝達すること。
- ④ 上記①から③での取扱いについては、運行管理規程に明記するとともに、運行管理者、運転者等の関係者に周知すること。
- ⑤ 日常点検の結果に基づく運行の可否決定については、整備管理規程（「整備管理規程」参照 79 頁）に基づいて行われること。
- ⑥ 当該運転者の酒気帯びの有無を確認する場合、他営業所点呼実施営業所に備えられたアルコール検知器は、常時設置されており、検査日時及び測定数値を自動的に記録できる機能を有するものに限る。
- ⑦ アルコール検知器の使用方法等について、当該運転者の所属する営業所及び他営業所点呼営業所の双方の運行管理規程に明記するとともに、当該運転者、運行管理者等その他の関係者に周知すること。
- ⑧ 他営業所点呼営業所において乗務を開始または終了する場合には、他営業所点呼営業所に所属する運行管理者等の立ち会いの下で検査を実施すること。
- ⑨ 当該運転者の所属する営業所は、一定期間ごとに、他営業所点呼営業所から測定結果の記録またはその写しの送付を受けるとともに、事業者はその確認等を行うこと。

10

同一敷地内に複数の営業所が所在するグループ企業（資本関係があるグループ企業）の点呼

当該敷地内の一のGマーク営業所の運行管理者等により、閑散時間帯（連続する8時間以内であって、原則、深夜、早朝をいう）に対面による点呼を以下に定めるところにより行った場合は、当該運転者が所属する営業所の補助者との「対面」による点呼に代えることができます。

- ① 点呼簿に記録する内容を、双方の営業所で記録し、保存すること。
- ② グループ企業の他の営業所の点呼を行う営業所（他グループ営業所点呼実施営業所）の運行管理者等は、点呼実施後、速やかに（原則、翌営業日以内）、その記録した内容を運転者が所属する営業所の運行管理者等に通知し、通知を受けた営業所の運行管理者等は、他グループ営業所点呼実施営業所の点呼実施者の名前、他グループ営業所点呼実施営業所の名称及び通知の内容を点呼簿へ記録し、保存すること。
- ③ 他グループ営業所点呼を受ける運転者が所属する営業所の運行管理者等は、他グループ営業所点呼実施営業所において適切な点呼が実施できるよう、あらかじめ、点呼に必要な

③ 点呼

な情報を他グループ営業所点呼実施営業所の運行管理者等に伝達すること。

- ④ 上記①から③までの取扱いについては、運行管理規程に明記するとともに、運行管理者、運転者等の関係者に周知すること。
- ⑤ 日常点検の結果に基づく運行の可否決定については、整備管理規程（「整備管理規程」参照 79 頁）に基づいて行われること。
- ⑥ 他グループ営業所点呼を実施しようとする事業者等は、当該点呼を実施しようとする営業所を管轄する運輸支局長等に、当該点呼の実施予定日の原則 10 日前までに規定の報告書を提出すること報告書には、他グループ営業所点呼実施営業所と他グループ営業所点呼を受ける営業所は、資本関係があるグループ企業であることを示す書類及び双方の営業所の位置を示す図面を添付すること。
- ⑦ 当該運転者の酒気帯びの有無を確認する場合、他グループ営業所点呼実施営業所に備えられたアルコール検知器は、常時設置されており、検査日時及び測定数値を自動的に記録できる機能を有するものに限る。
- ⑧ アルコール検知器の使用方法等について、当該運転者の所属する営業所及び他グループ営業所点呼営業所の双方の運行管理規程に明記するとともに、当該運転者、運行管理者等その他の関係者に周知すること。
- ⑨ 他グループ営業所点呼営業所において乗務を開始または終了する場合には、他グループ営業所点呼営業所に所属する運行管理者等の立ち会いの下で検査を実施すること。
- ⑩ 当該運転者の所属する営業所は、一定期間ごとに、他グループ営業所点呼営業所から測定結果の記録またはその写しの送付を受けるとともに、事業者はその確認等を行うこと。

11

受委託点呼

深夜・早朝時間帯における点呼のための運行管理者等の確保が大きな負担となっている運送事業者にとって、輸送の安全確保を前提に、点呼の受委託制度を活用することができます。

例えば、流通業務団地等トラック運送事業者が多く集まる地区における活用や、従来進められてきた共同輸配送等とあわせて実施する等、トラック運送事業の共同化を通じた経営環境の改善が期待されています。

受委託点呼を行う際は、受託者・委託者において契約を締結しなければなりません。

- ① 受委託の許可は、営業所単位であること。
- ② 受委託点呼の対象業務は、対面点呼（乗務前点呼、乗務後点呼、アルコール検知器の備付け、常時有効保持及び活用、点呼の実施記録及び保存）に限ること。
- ③ 受託営業所はGマーク営業所であること。
- ④ 委託営業所は、G マークを取得しているか、もしくは、申請日前3年間及び申請日以降に当該営業所の事業用自動車第1当事者となる自動車事故報告規則第2条各号（「事故の報告及び緊急対応時マニュアル」参照 65、66 頁）に掲げる事故を起こしておらず、かつ、申請日前3年間及び申請日以降に、点呼の実施違反に係る行政処分を受けていないこと。
- ⑤ 委託営業所で実施できる点呼の時間は、1営業日のうち連続する16時間以内であること。
- ⑥ 受委託点呼の実施場所は、受託営業所または受託営業所の車庫であること。
- ⑦ 受委託点呼の実施場所と委託営業所の車庫（受委託点呼を受ける委託営業所の運転者（「被受委託点呼運転者」）が乗務する事業用自動車を保管している車庫のこと）との距離が5 km 以内であること。
- ⑧ 委託営業所は、受託営業所に対し、あらかじめ、運転者の名簿、運転者台帳の写し、直近の健康診断結果の概要・病歴・服用している薬、自動車の点検整備の状況が分かる書類、

緊急連絡体制表やその他必要と認める書類を提出すること。

- ⑨ 乗務前の受委託点呼実施時、被受委託点呼運転者は、前日からの休息期間等労働時間
が分かる書類、点呼当日の運行計画に係る書類、運転免許証、乗務する自動車の自動車検
査証や自賠償証等、日常点検結果の状況の報告を点呼実施者に提示すること。
- ⑩ 乗務後の受委託被受委託点呼運転者は、受委託点呼実施者に対し、安全規則第7条第
2項の規定（「点呼の実施」参照 27 頁）に基づき必要な事項の報告を行うこと。
- ⑪ 乗務等の記録については、委託営業所の運行管理者が、被受委託点呼運転者に対して
記録させ、及び当該記録を保存すること。
- ⑫ 受委託点呼の結果については、受託営業所において、点呼の実施記録を作成及び保存
するとともに、速やかに当該記録の写しを委託営業所に提出すること。
受託営業所から提出された点呼の実施記録の写しは、委託営業所において1年間保存す
るとともに、委託営業所が管理する同日の点呼の実施記録に、受委託点呼の状況が分かる
よう所要の記載を行うこと。
- ⑬ 次の運行については、受委託点呼は実施できない。
自動車事故報告規則第2条第5号イからへまでに掲げるものを積載する運行（「事故の
報告及び緊急対応時マニュアル」参照 65、66 頁）。
特別な許可（特殊車両通行許可、制限外積載許可等）が必要となる運行。

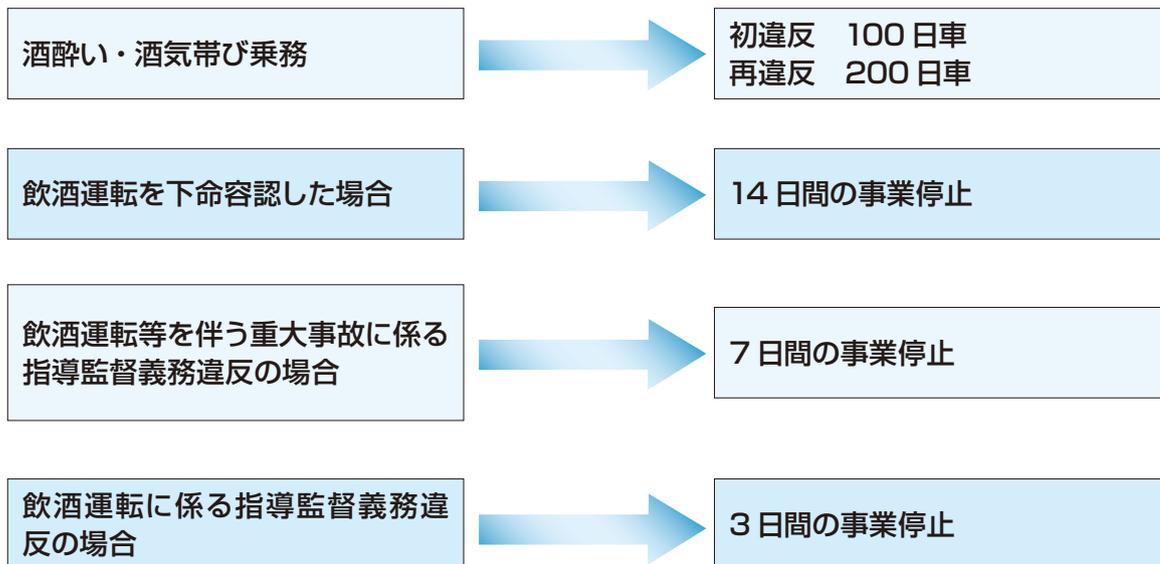


③ 点呼

※飲酒運転に対する行政処分

飲酒運転は、きわめて悪質で危険な犯罪行為です。そのため、運転者が、飲酒運転により事故を起こした場合は、事業停止や違反行為に使用された車両の停止等厳しい処分や罰則を受けることとなります。

【飲酒運転に対する処分（平成 26 年 12 月 25 日）】



【飲酒運転による処罰】

○飲酒運転違反

危険運転致死傷罪	アルコールの影響で、正常な運転が困難な状態で自動車を運転し、死傷事故を起こした場合	死亡事故 → 1年以上の懲役 (最高で20年)
		死傷事故 → 15年以下の懲役
	アルコールの影響で、正常な運転に支障が生じるおそれのある状態で自動車を運転し、結果として正常な運転が困難な状態に陥り、死傷事故を起こした場合	死亡事故 → 15年以下の懲役
		死傷事故 → 12年以下の懲役
過失運転致死傷アルコール等影響発覚免脱	アルコールの影響で、正常な運転に支障が生じるおそれのある状態で自動車を運転し、必要な注意を怠り、死傷事故を起こした場合でその時のアルコールの影響の発覚を免れる行為をした場合	死傷事故 → 12年以下の懲役
自動車運転過失致死傷罪	自動車の運転上必要な注意を怠り、死傷事故を起こした場合	死傷事故または死亡事故 → 7年以下の懲役若しくは禁錮または100万円以下の罰金
無免許による刑の加重	自動車の運転により、人を死傷させた者が無免許であったときは刑を加重	15年以下の懲役 → 6月以上20年以下の懲役 12年以下の懲役 → 15年以下の懲役 7年以下の懲役等 → 10年以下の懲役

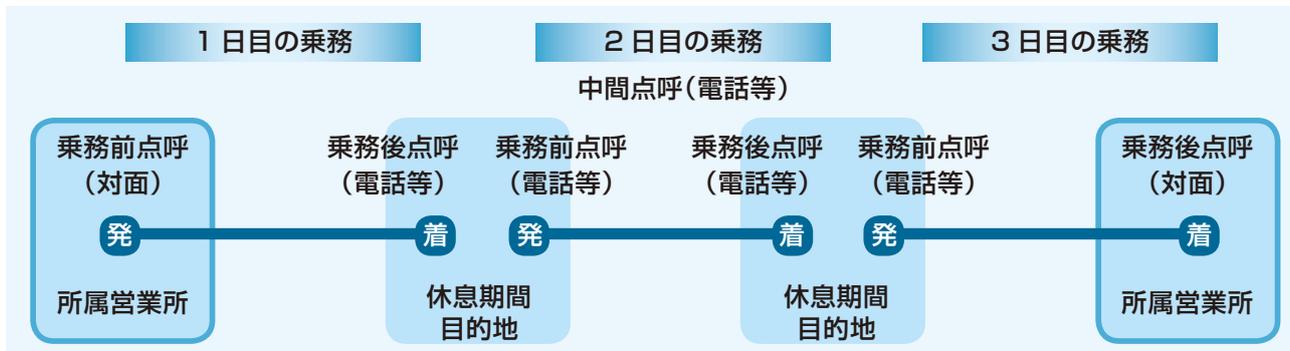
根拠規程

- ・貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条（過労運転の防止）第5項
- ・貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条（点呼等）
- ・貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の3（運行指示書による指示等）
- ・国自安第203号、国自貨第61号、国自整第291号（平成26年12月25日）「貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について」第7条
- ・貨物自動車運送事業法第29条（輸送の安全に関する業務の管理の受委託）
- ・国自整第78号「貨物自動車運送事業に係る輸送の安全に関する業務の管理の受委託について」
- ・国自整第67号「貨物自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について」
- ・国自整第69号「貨物自動車運送事業者に対し行政処分等を行うべき違反行為及び日車数等について」
- ・自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律第2条（危険運転致死傷）、第3条、第4条（過失運転致死傷アルコール等影響発覚免脱）、第5条（過失運転致死傷）、第6条（無免許運転による加重）

③ 点呼

中間点呼及び運行指示書について

図 1 中間点呼及び運行指示書の必要な運行

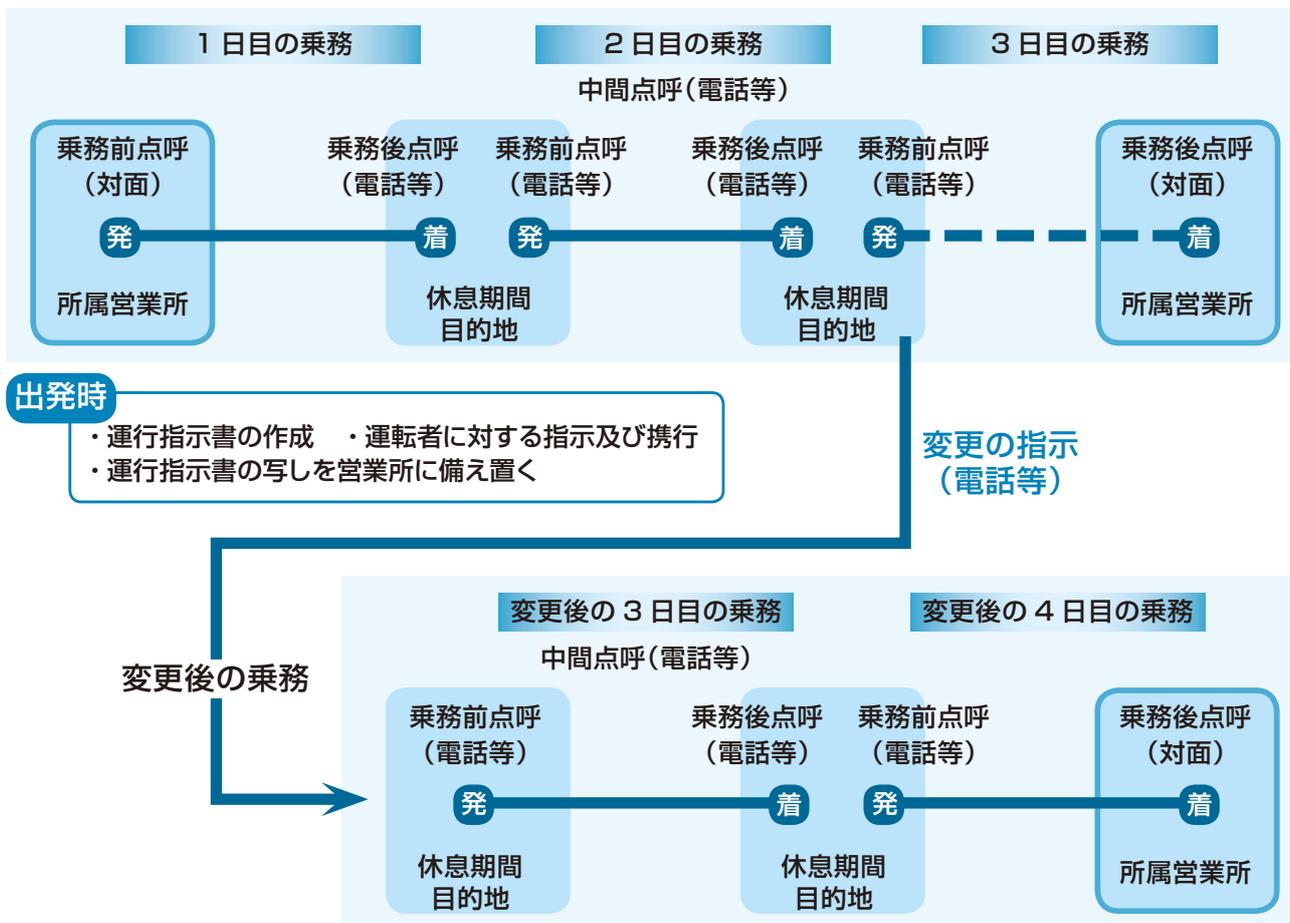


※中間点呼は、乗務前後の点呼がいずれも対面で行えない乗務の場合のみ実施すればよい。

出発時

- ・運行指示書の作成
- ・運転者に対する指示及び携行
- ・運行指示書の写しを営業所に備え置く

図 2 出発時図 1 の運行予定であったものが、運行途中で変更となる場合



出発時

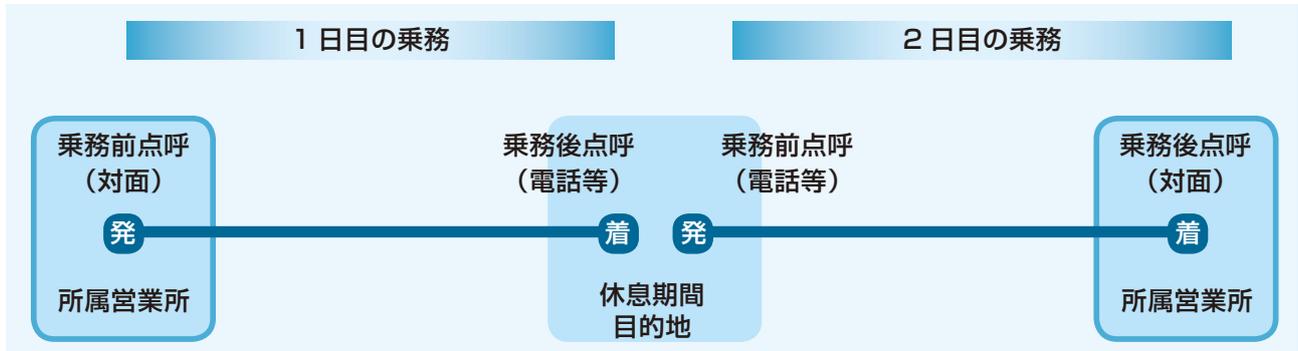
- ・運行指示書の作成
- ・運転者に対する指示及び携行
- ・運行指示書の写しを営業所に備え置く

変更の指示
(電話等)

変更に伴い

運行管理者：運行の変更により、営業所にある運行指示書の写しを訂正し、運転者に電話等により指示する
 運転者：変更の指示を受け、運行指示書を訂正し、運行する

図3 中間点呼及び運行指示書の必要のない運行

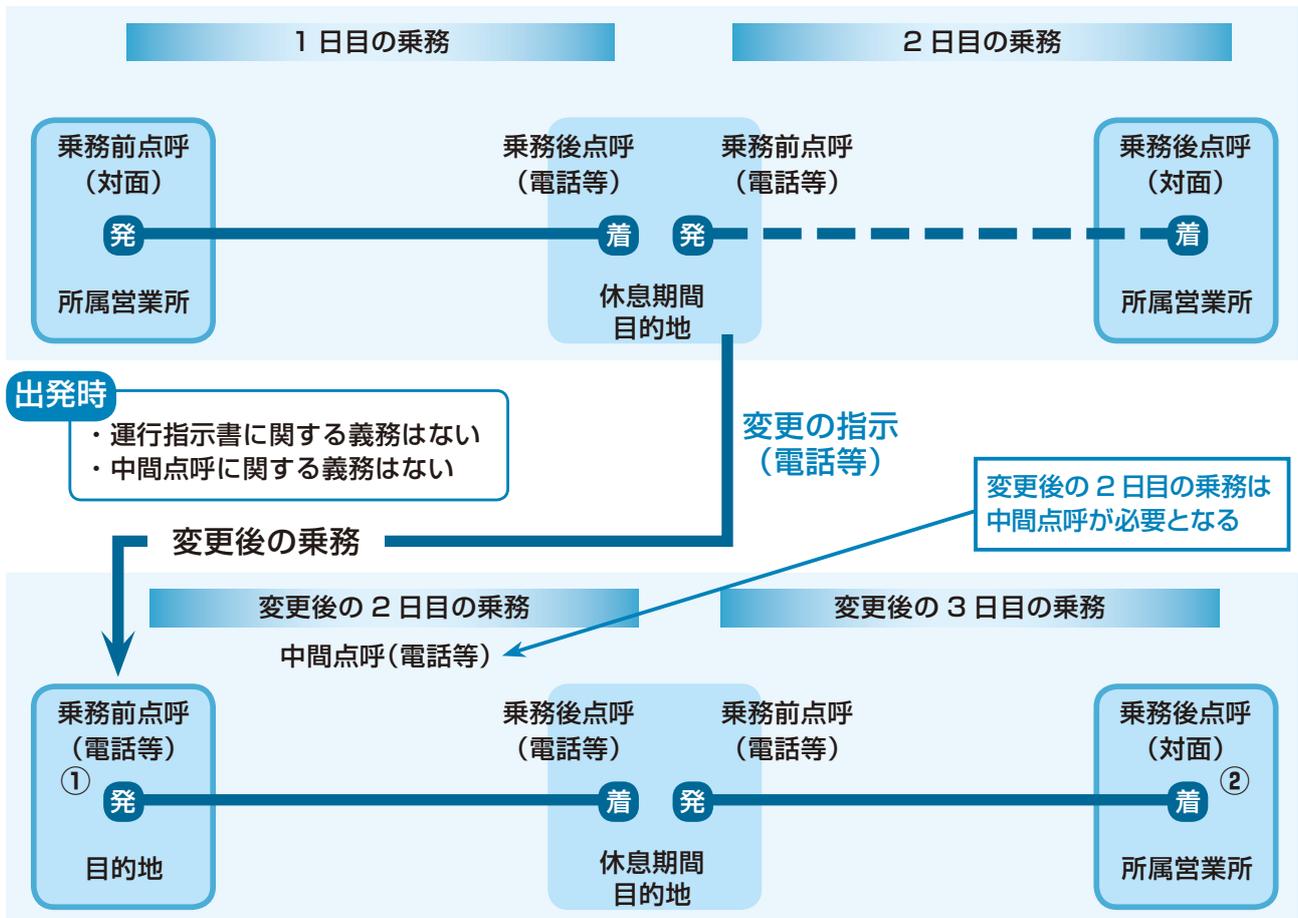


※乗務前または後の点呼が対面により行う乗務の場合は、中間点呼の実施義務はない。

出発時

- ・ 運行指示書に関する義務はない
- ・ 中間点呼に関する義務はない

図4 出発時図3の運行予定であったものが、運行途中で変更となる場合



出発時

- ・ 運行指示書に関する義務はない
- ・ 中間点呼に関する義務はない

変更に伴い

運行管理者：①～②までの運行指示書を作成し、運転者に電話等で指示する
 運転者：変更の指示を受け、指示内容を乗務記録に記録し、運行終了後、提出する

1 過積載自動車の運転禁止

ポイント

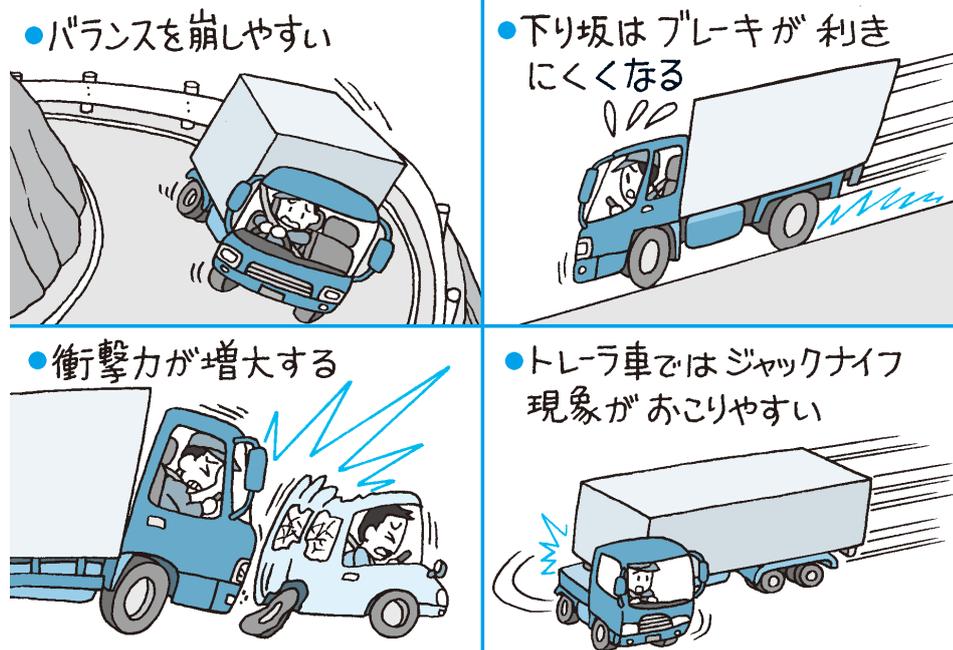
1. 事業者は、最大積載量を超えて積載するような運送（過積載による運送）の引受け、過積載による運送を前提とする運行計画の作成及び運転者その他の従業員に対する過積載による運送の指示をしてはならない。
2. 事業者は、過積載による運送の防止について、運転者その他従業員に対する適切な指導及び監督を怠ってはならない。

解説

1 過積載の危険性

(1) 交通事故の要因

- ① 制動距離が長くなる。
過積載運転時の制動距離は、通常運転時に比べ長くなり、追突等の危険性が高まります。
- ② 車両のバランスを崩しやすい。
過積載をすると一般に重心が高くなり、バランスを崩しやすくなります。重心が高くなると、走行中の左右の揺れがひどくなり走行が不安定になります。
また、遠心力が大きくなる分、カーブを曲がる時に曲がりきれず対向車線にはみ出したり、横転する危険性が高まります。
- ③ 下り坂はブレーキが利きにくくなる。
重量に比例して慣性力が増加しますので、過積載で走行すると通常よりもスピードが増します。そのため、スピードを制止しようとする力も大きくなりますから、通常どおりにブレーキを使用していても、下り坂での過積載車両のブレーキ負担は大きくなり、フットブレーキを使い過ぎると、ブレーキライニングが過熱しブレーキが効かなくなるフェード現象を起こす危険性があります。
- ④ 衝撃力が増大する。
衝突時の衝撃力は、重量とスピードに比例して大きくなります。過積載運転は、定量積載運転時よりも重量が増していますので、車両が衝突すると、強い衝撃力を与えることとなり、死亡事故や重大事故につながる可能性があります。
- ⑤ ジャックナイフ現象（トレーラの場合）が起こりやすい。
過積載時は、定量積載時よりもトレーラ部分がトラクタ部分を押し力が大きくなるため、ハンドルを切ったりブレーキを踏んだりしたときに、トレーラ部分とトラクタ部分が「く」の字に曲がるジャックナイフ現象が起こりやすくなります。



(2) 交通公害の要因

① 排気ガスによる大気汚染

ディーゼル自動車の排気ガスに含まれる有害物質で、特に排出量が問題となっているのが、窒素酸化物 (NOx)、粒子状物質 (PM) 等です。このうち NOx は、光化学スモッグや酸性雨の原因となり、また最近では、PM が人体に及ぼすさまざまな影響を指摘され、この対策が大きな社会問題に発展しています。

過積載運転は、低速ギヤを多用した高回転走行になりがちのため、こうした汚染物質が通常以上に排出され、環境汚染に一層の拍車をかけることにもなります。

② 騒音や道路・車両への悪影響

過積載運転は、エンジン音が大きくなるばかりか、タイヤの早期摩耗、路面との摩擦による騒音の増大、車両、道路、橋梁の寿命の短縮の原因となります。また、燃費が低下するためエネルギーの無駄使いにもなります。

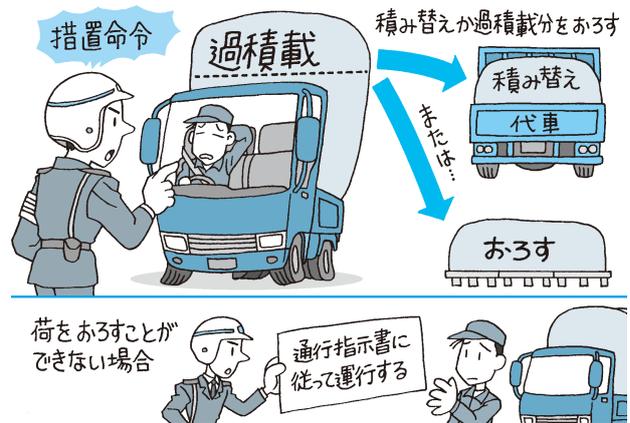
④ 過積載の防止

2

過積載に対する措置

過積載車両に対しては、法的に次の措置が取られます。

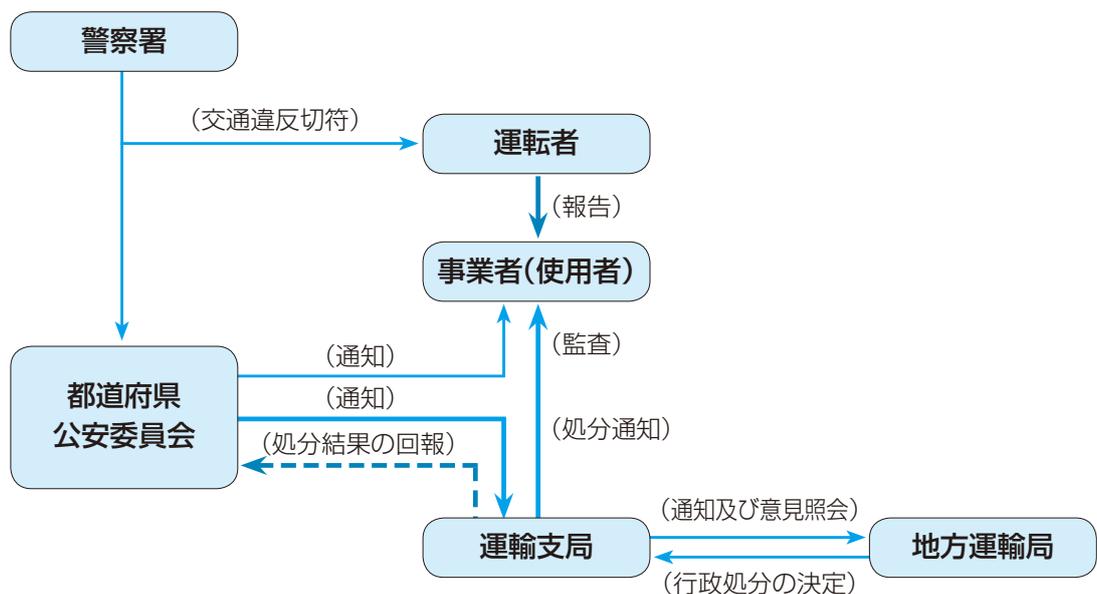
- (1) 車両が過積載をしていると認められる場合は、警察官により車両の停止と自動車検査証の提示がもとめられ、積載物の重量測定をされます。過積載車両の運転者に対しては、過積載分の荷物を下ろす、代車に積み替える等、過積載とならないための応急の措置を取ることを命じられます。その場で措置をとれない場合には、警察官から通行区分や経路その他危険を防止するために必要な措置が指示された「通行指示書」が交付されます。
- (2) 荷主も、運転者に過積載を要求したり、過積載になることを知りながら荷物を運転者に引渡しをすることが禁じられています。荷主が、過積載の要求を繰り返し行なえば、警察署長より過積載の再発防止命令を受けたり、貨物自動車運送事業法第64条により国土交通大臣から過積載を防止するための勧告を受けることがあります。



3

貨物自動車運送事業者の過積載違反に対する処分

- (1) 貨物自動車運送事業の運転者による過積載違反については、道路交通法第108条の34（使用者に対する通知）の規定に基づき、公安委員会から運輸支局に対して通知がされます。通知を受けた運輸支局は、監査等を実施し、処分基準に従い車両停止等の処分を決定し、その結果を公安委員会に回報する仕組みになっています。



(2) 過積載違反に対する処分基準

違反行為		基準日車等		
適用条項	事項	初回違反	再違反	累違反
法第 17 条第 2 項	過積載運送の引受け、指示等			
	1 過積載による運送の引受け			
	①過積載の程度が 5 割未満のもの	10 日× 違反車両数	20 日× 違反車両数	40 日× 違反車両数
	②過積載の程度が 5 割以上 10 割未満のもの	20 日× 違反車両数	40 日× 違反車両数	80 日× 違反車両数
	③過積載の程度が 10 割以上 のもの	30 日× 違反車両数	60 日× 違反車両数	120 日× 違反車両数
安全規則第 4 条	2 過積載による運送を前提とした運行計画の作成	10 日車	20 日車	
	3 過積載による運送の指示	20 日車	40 日車	
	過積載運送防止の指導及び監督の怠慢	10 日車	20 日車	

注意!

自動車等の使用停止処分は、自動車の自動車検査証の返納及び自動車登録番号標の一時返納を受けることとなります。

4**荷主への協力依頼**

運送事業者が荷主に対して過積載運転をさせないように、重量証明を得る、運送契約に重量を明示する等の協力を仰ぐことが必要です。

根拠規程

- ・貨物自動車運送事業法第 17 条（輸送の安全）第 2 項
- ・貨物自動車運送事業法第 64 条（荷主への勧告）
- ・貨物自動車運送事業輸送安全規則第 4 条（過積載の防止）
- ・貨物自動車運送事業輸送安全規則第 20 条（運行管理者の業務）第 1 項第 6 号
- ・道路交通法第 58 条の 2（積載物の重量の測定等）
- ・道路交通法第 58 条の 3（過積載車両に係る措置命令）
- ・道路交通法第 58 条の 4（過積載車両に係る指示）
- ・道路交通法第 58 条の 5（過積載車両の運転の要求等の禁止）
- ・道路交通法第 108 条の 34（使用者に対する通知）
- ・国自安第 74 号、国自貨第 78 号、国自整第 68 号（平成 25 年 9 月 17 日）「貨物自動車運送事業者に対する行政処分等の基準の細部取扱いについて」
- ・国自安第 75 号、国自貨第 79 号、国自整第 69 号（平成 26 年 12 月 25 日）「貨物自動車運送事業者に対し行政処分等を行うべき違反行為及び日車数等について」

④ 過積載の防止

2 貨物の積載方法

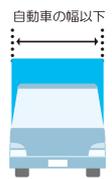
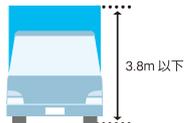
ポイント

1. 事業者は、貨物を積載するときは、次のことに気を付けなければならない。
 - (1) 偏荷重が生じないように積載すること。
 - (2) 貨物が運搬中に荷崩れ等により落下することを防止するため、ロープまたはシートを掛ける等必要な措置を講ずること。
2. 運行管理者は、貨物の積載方法について、従業員に指導及び監督を行わなければならない。

解説

1 積載制限の規則の遵守

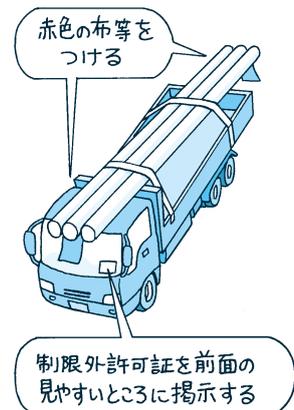
- (1) 運転者は、乗車のために設備された場所以外の場所に乗車させたり、乗車や積載のために設備された場所以外に積載して車両を運転してはなりません。ただし、貨物自動車に貨物を積載し、それを看守するために必要最小限の人員を荷台に乗車させて運転することは認められています。
- (2) 道路交通法における積載物の長さ、幅、高さの制限は次のとおりです。

長さ	自動車の長さの 1.1 倍以下、かつ車体の前後から自動車の長さの 10 分の 1 の長さを超えてはみださないこと	
幅	自動車の幅を超えないもので、車体の左右からはみださないこと	
高さ	地上から 3.8m 以下 (公安委員会が特に認めた自動車は高さ 4.1m 以下)	

(3) 分割できない荷物を運ぶ場合の措置

貨物を分割することができず、積載制限を超えてしまう場合は、出発地を管轄する警察署長の「制限外積載許可」を得て、「制限外積載許可証」を携帯し、次の事項を遵守することを条件に制限を超えて積載することができます。

- ① 貨物の見やすいところに次のものを付ける。
昼間：0.3m²以上の赤色の布
夜間：赤色の灯火または赤色の反射器
- ② 車の前面の見やすいところに許可証を掲示する。
- ③ その他道路における危険防止に必要な事項。

**【申請にあたって】**

制限外積載許可の申請は、申請書2通を出発地の警察署長に提出しなければなりません。

また、警察署長が申請を審査する必要があると認めるときは、運転経路図その他審査に必要な書類の提出を求められることがあります。

【申請者】

制限外積載許可の申請者は、当該申請に係る自動車の運転者とし、運転者が複数の場合は全員を申請者とします。ここでいう「運転者が複数の場合」とは、長距離運転で同乗若しくは乗り継ぎの交替運転者があるとき等を指します。

【許可の単位】

制限外積載許可は、原則として、1回の運転行為ごとに行うものとし、ここでいう「1回の運転行為」とは、A地点からB地点まで積載物を運搬する場合で車両、積載物、運転経路及び時間がそれぞれ一つのものをいいます。

【許可の期間】

制限外積載許可の期間は、原則として、1回の運転行為の開始から終了までに要する期間とします。

2 積載についての注意事項

(1) 積み付け位置（重量配分）に注意します。

自動車の操縦安定性は、走行中の積荷の力が荷台の中心に働くものとして設計されていますので、積荷全体の重心の位置が、前後方向、左右方向ともに荷台の中心になるように積み付けることが理想的です。積荷の重心が高いと、走行中に左右の揺れがひどくなり、荷崩れが起こりやすくなるので、積み付けの段階から前後左右均等に、そしてできるだけ低く、床全体を使用するように積むことが肝要です。

(2) 偏った積み付けの場合に起こる現象に注意します。

左右に偏った積載は、カーブ走行、右左折あるいは傾斜路面を走行する時に横転することがあります。前に偏った積載は、下り坂や急ブレーキをかけたときに制動力が不足するおそれがあります。後部に偏った積載は、ハンドルが不安定となり、発進時や登坂走行時、踏切通過時に車の頭が持ち上がってしまうことがあります。

④ 過積載の防止

(3) 荷崩れしないような固縛方法を行います。

積荷の固縛が適切でなければ、荷崩れを起しやすくなるので、シートやロープがけの基本を守り、しっかりと固縛をします。

- ① 転がり易い積荷には、歯止め（輪止め）やスタンプションを使用します。
 - ② 建設機械等を積載したときは、ワイヤーロープ等による固縛のほかに、機械のブレーキロックや機械の車輪の輪止め等が完全であるか確認します。
 - ③ コンテナ輸送を行う際は、トレーラの荷台とコンテナを固定する緊締装置のロックを確実にします。また、運転者に対しては、運行時におけるトラクタ・トレーラの構造上の特性について指導します。
- (4) 積荷の長さが 5m 以上の場合は、少なくとも前後と中間の 3 点を固縛します。
- (5) 平ボディの場合、雨天時には、雨水による濡れを防ぐためシートを掛け、さらに走行中にシートが膨らんだり、はがれないように十分注意して固縛します。
- (6) その他、固縛については、日頃から注意し、研究を怠らないようにします。

積付け位置が悪いとこうなる

- 左右に偏った積載の場合
カーブ走行、右左折、傾斜路面走行時に横転する危険性がある。

● 左右に偏ると…



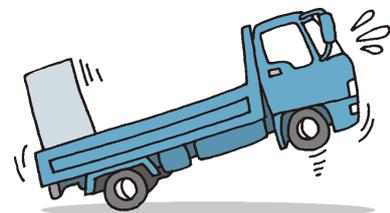
- 前に偏った積載の場合
降坂時や急ブレーキをかけたときに、制動力不足が生じるおそれがある。

● 前に偏ると…



- 後部に偏った積載の場合
発進時や登坂走行時、踏切通過時に、ハンドルが不安定になったり、頭が持ち上がってしまうことがある。

● 後に偏ると…



道路交通法だけでなく、他の法令においても車両諸元の制限があり、車両の長さ、幅、高さ及び重量について規定が設定されています。

車両諸元の制限

	道路交通法	車両制限令	保安基準
長さ	自動車の長さの10%を超えたはみ出しを禁止 【トレーラ連結車の特例】 他の車両を牽引する場合の全長が25mを超えてはならない	貨物積載状態で12m 【トレーラ連結車の特例】 高速自動車国道を通行する場合であり、かつ、貨物が前後にはみだしていないものに限り、 ・セミトレーラ連結車は連結全長が16.5m ・フルトレーラ連結車は連結全長が18m 【バン型等セミトレーラの特例】 連結車両全長18m ※但し、リアオーバーハングの長さ条件を満足する必要あり	自動車の全長（車長）が12m 【トレーラ連結車の特例】 ・セミトレーラ連結車は、連結装置中心から車両後端までの距離が12m ・トラクタは、車長が12m 【バン型等セミトレーラの特例】 セミトレーラ連結車は、連結装置中心から車両後端までの距離が13m
幅	貨物の幅は車両の幅を超えないこと	積載状態で2.5m	空車状態で2.5m
高さ	車両制限令と同じ （貨物の高さ+荷台の高さの合計が3.8m（高さ指定道路においては4.1m））	積載状態で3.8m（高さ指定道路においては4.1m）	車両の高さが3.8m
総重量	貨物の最大積載量は、保安基準に準拠（車検証の記載値） 【トレーラ連結車の特例】 保安基準と同じ	自動車の重量（自重）+乗員の体重+貨物重量が、高速自動車国道及び重さ指定道路では、軸距、車長に応じて20～25t その他の道路では、一律20t 【トレーラ連結車の特例】 バン型等のセミトレーラ、フルトレーラ連結車に限り、最速軸距に応じて ・高速自動車国道は25～36t ・重さ指定道路は25～27t ・その他の道路は24～27t 【バン型等セミトレーラの特例】 連結車両総重量44tまで	自重+乗車定員の体重（1人当たり55kg）+貨物の最大積載量が、軸距、車長に応じて20～25t 【トレーラ連結車の特例】 セミトレーラ（被けん引車）は、連結中心から最後軸中心までの距離に応じ、20～28t 【バン型等セミトレーラの特例】 36tまで

ポイント

- バン型等セミトレーラ連結車の駆動軸重の許可基準の統一について
国際コンテナ輸送車両に限り許可されていた駆動軸重（11.5t）をバン型等セミトレーラ連結車（2軸のエアサスペンション付トラクタに限る特例8車種）にも緩和適用されました。
- 45フィートコンテナ等の輸送における許可基準の見直しについて
従来の40フィートコンテナより長い45フィートコンテナの需要に対応するため、バン型等セミトレーラ連結車（特例8車種）の車両長の制限が緩和（17m→18m）されました。ただし、リアオーバーハングに条件があります。

根拠規程

- ・貨物自動車運送事業輸送安全規則第5条（貨物の積載方法）
- ・貨物自動車運送事業輸送安全規則第20条（運行管理者の業務）第1項第7号
- ・道路交通法第55条（乗車または積載の方法）
- ・道路交通法第57条（乗車または積載の制限等）
- ・道路交通法施行令第22条（自動車の乗車または積載の制限）
- ・道路交通法施行令第24条（制限外許可の条件）
- ・道路交通法施行規則第8条（制限外許可証の様式等）
- ・道路法第47条第1項 車両制限令第3条（車両の幅等の最高限度）
- ・道路運送車両の保安基準第4条の2（軸重等）
- ・道路運送車両の保安基準第55条（基準の緩和）
- ・車両の通行の許可の手続きを定める省令第7条（車両の幅等の基準）

1 運行管理者への指導・監督及び研修

ポイント

1. 事業者は、運行管理者に対して、安全規則に規定されている運行管理者の業務の適確な処理及び自社で定めた運行管理規程の遵守について、適切な指導及び監督を行わなければならない。
2. 事業者は、告示で定めるところにより運行管理者に国土交通大臣が認定した講習を受講させなければならない。
3. 事業者は、運輸監理部長または運輸支局長から特別講習を受講するよう通知を受けたときは、通知のあった運行管理者に特別講習を受講させなければならない。

解説

1 事業者と運行管理者の役割

- (1) 運行管理者は、事業者から権限を受け、現場責任者として運行の安全に関する実務的な管理及び運転者の指導・監督を行う重要な責務を持っています。それに対して、事業者は、安全規則に規定されている運行管理者の業務の適確な処理及び自社で定めた運行管理規程の遵守について、運行管理者に指導・監督を行う重要な責務を持っています。
- (2) 運行管理者は、常に運行管理に関する知識・能力の維持に努めるとともに、運送事業に係る関係法令の改正、関係通達等を熟知しておかなければなりません。その機会のひとつとして運行管理者に対する研修が義務付けられています。事業者は、その責任において告示で規定する対象運行管理者に対し、国土交通大臣が認定した講習を受講させなければなりません。

また、特別講習の通知があった場合には、通知のあった運行管理者に対して必ず研修の受講を指示しなければならず、いずれの場合にも受講後にその概要を報告させることが大切です。

2 運行管理者の講習

運行管理者の講習は、国土交通省告示第 459 号で認定された講習機関で行われます。講習とその対象者については、次のとおりです。

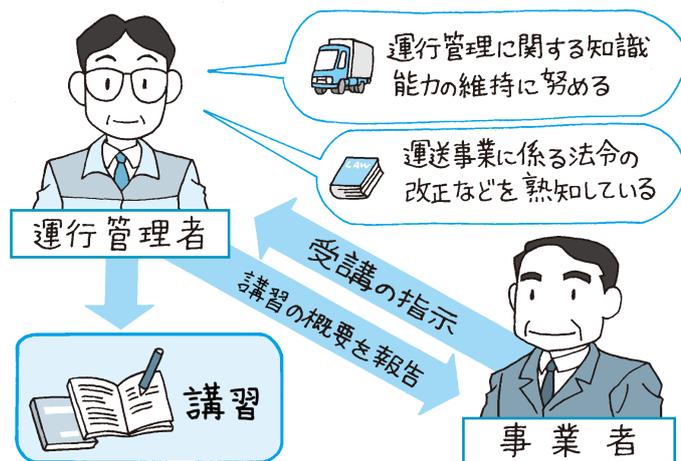
名称	対 象
基礎講習	運行管理を行うために必要な法令及び業務等に関する基礎的な知識の習得を目的とする者
一般講習	既に運行管理者として選任されている者または運行管理者の補助者として運行管理の業務を行っている者
特別講習	次のいずれかに掲げる場合において、当該事故または違反について相当の責任を有する運行管理者 (ア) 死者または重傷者（14 日以上病院に入院することを要する傷害で、医師の治療を要する期間が 30 日以上のもの、あるいは病院に入院することを要する傷害で、医師の治療を要する期間が 30 日以上のもの、あるいは 14 日以上病院に入院することを要する傷害）を生じた事故を引き起こした場合 (イ) 貨物自動車運送事業法若しくはこれに基づく命令若しくはこれらに基づく処分または許可若しくは認可に付した条件に違反した場合

注意!**一般講習**

- ・運行管理者の研修は、選任された運行管理者に漏れることなく、2年毎に1回受講させなければなりません。
- ・研修は、国土交通大臣が認定する講習をもって代えることができます。
- ・初めて選任届出された運行管理者については、原則として選任された年度に一般講習等を受講しなければなりません。
- ・一般講習又は基礎講習の通知は行われなくなりましたが、各事業者は運行管理者に講習を受講させる日時等を把握し、必ず講習を受講させる必要があります。

特別講習

- ・さらに事故の発生及び行政処分について、相当の責任を有していると認められる運行管理者及び統括運行管理者については、その事由が発生した年度に特別講習の受講通知が併せて行われます。

**根拠規程**

- ・貨物自動車運送事業輸送安全規則第22条（運行管理者の指導及び監督）
- ・貨物自動車運送事業輸送安全規則第23条（運行管理者の講習）
- ・国自安第203号、国自貨第61号、国自整第291号（平成26年12月25日）「貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について」第23条
- ・国土交通省告示第455号（平成24年4月13日）「貨物自動車運送事業輸送安全規則第18条第3項、第23条第1項、第24条第1項及び第31条第2項の運行の管理に関する講習の種類等を定める告示」
- ・国土交通省告示第459号（平成24年4月13日）「貨物自動車運送事業輸送安全規則に基づく運行の管理に関する講習の認定に関する実施要領」
- ・「貨物自動車運送事業輸送安全規則第23条第2項、第24条第1項第1号及び第31条第2項に規定する国土交通大臣が認定する講習」国土交通省告示第1402号（平成13年9月7日）改正 国土交通省告示第509号（平成25年5月21日）

⑤ 指導・監督

貨物自動車運送事業輸送安全規則第23条第2項、第24条第1項第1号及び第31条第2項に規定する国土交通大臣が認定する講習

国土交通省告示第1402号（平成13年9月7日）
改正 国土交通省告示第509号（平成25年5月21日）

1 第23条第2項の規定に基づき運輸監理部長または運輸支局長が運行管理者について行う研修に代えることができる講習

(1) 講習を実施する者の名称 独立行政法人 自動車事故対策機構

(2) 主たる事務所の所在地 東京都墨田区錦糸3-2-1 アルカイースト19階

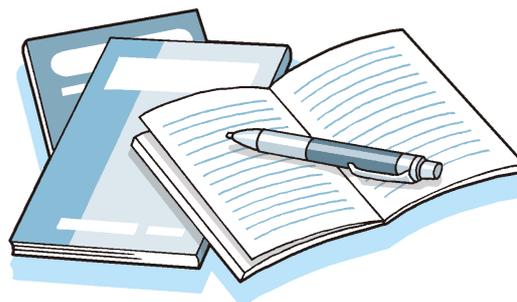
(3) 講習の名称、対象及び内容

名称	対 象	内 容	
		講習項目	時 間
基礎講習	運行管理を行うために必要な法令及び業務等に関する基礎的な知識の習得を目的とする者	自動車運送事業に関する法令	2 時間
		道路交通に関する法令	2 時間
		運行管理の業務に関すること	4 時間
		自動車事故防止に関すること	2 時間
		自動車運転者の指導教育に関すること	2 時間
		自動車運転者の適性管理に関すること	3 時間
		その他運行管理者として必要な事項	1 時間
一般講習	既に運行管理者として選任されている者または運行管理者の補助者として運行管理の業務を行っている者	自動車運送事業に関する法令	5 時間 以 上
		道路交通に関する法令	
		運行管理の業務に関すること	
		自動車事故防止に関すること	
		自動車運転者の指導教育に関すること	
		自動車運転者の適性管理に関すること	
特別講習	次のいずれかに掲げる場合において、当該事故または違反について相当の責任を有する運行管理者 (1) 死者または重傷者（14 日以上病院に入院することを要する傷害で、医師の治療を要する期間が 30 日以上のもの、あるいは病院に入院することを要する傷害で、医師の治療を要する期間が 30 日以上のもの、あるいは 14 日以上病院に入院することを要する傷害）を生じた事故を引き起こした場合 (2) 貨物自動車運送事業法若しくはこれに基づく命令若しくはこれらに基づく処分または許可若しくは認可に付した条件に違反した場合	自動車運送事業及び道路交通に関する法令並びに運行管理の業務に関すること	2 時間
		自動車事故防止のために特に必要な自動車運転者の指導教育に関すること	2 時間
		自動車事故に係る生理的及び心理的な要因に関すること	2 時間
		事故事例の分析に基づく運行管理上の要因の発見及び事故防止対策の立案に関すること	2 時間
		事故事例の分析に基づく自動車事故防止に関するグループ討議	3 時間
		適性診断結果の運行管理の業務への活用に関すること	2 時間

- 2 第24条第1項第1号の規定に基づき運行管理者の資格要件について実務の経験と合わせて受講することが必要な講習
- (1) 講習を実施する者の名称 独立行政法人 自動車事故対策機構
 - (2) 主たる事務所の所在地 東京都墨田区錦糸 3-2-1 アルカイースト 19 階
 - (3) 講習の名称、対象者及び実施内容
1の(3)に掲げる基礎講習または一般講習(少なくとも1回は基礎講習を受講すること。)
- 3 第31条第2項の規定に基づき運行管理者試験の受験資格について実務の経験に代えることができる講習
- (1) 講習を実施する者の名称 独立行政法人 自動車事故対策機構
 - (2) 主たる事務所の所在地 東京都墨田区錦糸 3-2-1 アルカイースト 19 階
 - (3) 講習の名称、対象者及び実施内容
1の(3)に掲げる基礎講習(平成7年4月1日以降の基礎講習を修了した者に限る。)

注意!

現在、特別講習は、独立行政法人自動車事故対策機構のみが実施していますが、基礎講習、一般講習については、同機構のほか、民間の講習認定機関でも受講できます。
認定機関URL <http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/O3safety/dispatcher.html>



2 乗務員に対する指導及び監督

ポイント

1. 事業者は、運送事業に係る主な道路状況(注1)、運行状況、運行の安全を確保するために必要な運転の技術、自動車の運転に関して遵守すべき事項について、運転者に適切な指導・監督をしなければならない。
2. 事業者は、次の運転者に対して、運行の安全を確保するために、特別な指導を行い国土交通大臣が認定する適性診断を受けさせなければならない。
 - (1) 死者または負傷者が生じた事故を引き起こした者(注2)
 - (2) 運転者として新たに雇い入れた者
 - (3) 高齢者(65歳以上の者)
3. 事業者は、事業用自動車に備えられた非常信号用具及び消火器の取扱いについて、乗務員に対して適切な指導をしなければならない。
4. 事業者は、従業員に対して効果的で適切な指導・監督を行うために輸送の安全に関する基本的な方針の策定等告示で定める措置を講じなければならない。
5. 事業者は、運転者として新たに雇い入れた者については、自動車安全運転センターが発行する運転経歴証明書を取得させる等して過去の事故歴を把握するとともに、死者または負傷者が生じた事故を引き起こした者については、国土交通大臣が認定した適性診断を受診させなければならない。
6. 運行管理者は、乗務員に対して、指導・監督及び特別な指導を行い、並びに運転者に適性診断を受けさせなければならない。

(注1) 主な道路とは、道路運送法第2条第7項に定められた道路に限らず、頻繁に通行する場所をいいます。

(注2) 「事故を引き起こした者」の解釈は、貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の5第1項第6号の「事故を起こした場合」の解釈を準用します。

解説

1

乗務員に対する指導及び監督

自動車運送事業の運転者は、営業所を一度離れると運行中の安全の確保が運転者にほとんど全て委ねられていること、また、道路上を自家用車、歩行者等と混在して走行するため、

運転者に特に高い安全意識と能力が求められます。さらに、多様な地理的、気象的状况の下で運転するとともに、大型の自動車を運転することから、道路の状況その他の運行の状況に関する判断及びその状況における運転について、高度な能力が要求されます。こうしたことから、事業者において輸送の安全性を向上させるために「安全教育」を積極的に実施する必要があります。

運行管理者は、乗務員に対して継続的かつ計画的に指導及び監督を行い、貨物自動車運送事業法その他の法令に基づき運転者が遵守すべき事項に関する知識や、運行の安全を確保するために必要な技能及び知識の習得を通して、ほかの乗務員の模範となるべき乗務員を育成しなければなりません。

乗務員に対する指導及び監督にあたっては、「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」（平成13年国土交通省告示第1366号）に基づき実施しなければなりません。

2 特別な指導の内容、時間及び実施時期

(1) 事故惹起運転者

- ① 死者または重傷者（自動車損害賠償保障法施行令第5条第2号または第3号に掲げる傷害を受けた者をいう）を生じた交通事故を引き起こした運転者及び軽傷者（同条第4号に掲げる傷害を受けた者をいう）を生じた交通事故を引き起こし、かつ、当該事故前の3年間に交通事故を引き起こしたことがある運転者。
- ② 指導及び実施時期
実施時期は、再度トラックに乗務する前に実施する。ただし、やむを得ない事情がある場合は、再度乗務を開始した後1ヵ月以内に実施する。

事故惹起運転者に対する特別な指導の内容及び時間

内 容	時 間
① トラックの運行の安全の確保に関する法令等	①から⑤までについて合計6時間以上実施すること ⑥については、可能な限り実施することが望ましい
② 交通事故の実例の分析に基づく再発防止対策	
③ 交通事故に関わる運転者の生理的及び心理的要因及びこれらへの対処方法	
④ 交通事故を防止するために留意すべき事項	
⑤ 危険の予測及び回避	
⑥ 安全運転の実技	

(2) 初任運転者

- ① 輸送安全規則第3条第1項に基づき運転者として常時選任するために新たに雇い入れた者（当該貨物自動車運送事業者において初めてトラックに乗務する前3年間にほかの一般貨物自動車運送事業者等によって運転者として常時選任されたことがある者を除く）。
- ② 指導及び実施時期
当該貨物自動車運送事業者において初めてトラックに乗務する前に実施する。ただし、やむを得ない事情がある場合は、乗務を開始した後1ヵ月以内に実施する。

⑤ 指導・監督

初任運転者に対する特別な指導の内容及び時間

内 容	時 間
① トラックの安全な運転に関する基本的事項	①から④までについて合計6時間以上実施すること ⑤については、可能な限り実施することが望ましい
② トラックの構造上の特性と日常点検の方法	
③ 交通事故を防止するために留意すべき事項	
④ 危険の予測及び回避	
⑤ 安全運転の実技	

(3) 高齢運転者

- ① 高齢である運転者は、適性診断の結果を踏まえ、個々の運転者の加齢に伴う身体機能の変化の程度に応じたトラックの安全な運転方法等について運転者が自ら考えるよう指導する。
- ② 指導の実施時期は、適性診断の結果が判明した後1ヵ月以内に実施する。

3

国土交通大臣が認定する適性診断とは

(1) 特定診断

事故惹起運転者は、当該交通事故を引き起こした後、再度トラックに乗務する前に次に掲げる事故惹起運転者の区分ごとにそれぞれの区分の運転者のための適性診断として国土交通大臣が認定したものを受診させる。ただし、やむを得ない事情がある場合には、乗務を開始した後1ヵ月以内に受診させる。

① 特定診断Ⅰ

死者または重傷者を生じた交通事故を引き起こし、かつ、その事故前の1年間に交通事故を引き起こしたことがない者及び軽傷者を生じた交通事故を引き起こし、かつ、その事故前の3年間に交通事故を引き起こしたことがある運転者。

② 特定診断Ⅱ

死者または重傷者を生じた交通事故を引き起こし、かつ、その事故前の1年間に交通事故を引き起こしたことがある運転者。

(2) 初任診断

運転者として常時選任するために新たに雇い入れた者は、初任運転者のための適性診断として国土交通大臣が認定したものを当該貨物自動車運送事業者において、はじめてトラックに乗務する前に受診させる。ただし、やむをえない事情がある場合には、乗務を開始した後1ヵ月以内に受診させる。

(3) 適齢診断

65才以上の高齢運転者は、高齢運転者のための適性診断として国土交通大臣が認定したものを65歳に達した日以後1年以内に1回受診させ、その後3年以内ごとに1回受診させる。



4

記録について

特別な指導と国土交通大臣が認定する適性診断を受けさせた場合は、その旨を運転者台帳に記録しておかなければなりません。

5

非常信号用具の備え付け

自動車が故障その他の原因で踏切内や高速道路上に立ち往生してしまった場合に、ほかの交通に対して迅速に非常事態の発生を知らせるため、自動車には、道路運送車両の保安基準により、非常信号用具の備え付けが義務付けられています。事業者は、非常の際に迅速かつ確実に非常信号用具を扱えるよう乗務員に使い方を実践体験させ、熟知させなければなりません。

6

事故に対する指導

事故を起こした運転者は、被害者の救護を行うとともに速やかに警察及び会社に報告し、運行管理者の指示に従うとともに、運行管理者は、適切に運転者に指示を与える等速やかに適切な処置を取らなければなりません。

なお、運転者以外の乗務員に対する教育訓練も運転者教育と同様に計画的に実施しなければなりません。

根拠規程

- ・貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の5（運転者台帳）第1項第6号、第8号
- ・貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条（従業員に対する指導及び監督）
- ・貨物自動車運送事業輸送安全規則第20条（運行管理者の業務）第1項第14号
- ・国土交通省告示第1366号「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」
- ・国自安第203号、国自貨第61号、国自整第291号（平成26年12月25日）「貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について」第9条の5、第10条
- ・「貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項に規定する国土交通大臣が認定する適性診断」国土交通省告示第1403号

3 乗務員及び運転者が遵守すべき事項

ポイント

1. 乗務員が遵守すべき事項

- (1) 酒気を帯びて乗務しないこと。
- (2) 過積載をした事業用自動車に乗務しないこと。
- (3) 貨物を積載するときは、定められた積載方法により積載すること。
- (4) 故障等により踏切内で運行不能となったときは、速やかに列車に対し適切な防護措置をとること。

2. 運転者が遵守すべき事項

- (1) 酒気を帯びた状態にあるときは、その旨を貨物自動車運送事業者申し出ること。
- (2) 疾病、疲労、その他の理由により安全な運転をすることができないおそれがあるときは、その旨を貨物自動車運送事業者申し出ること。
- (3) 日常点検を実施し、確認をすること。
- (4) 事業者が行う乗務前後及び中間点呼を受け、規定された報告をすること。
- (5) 乗務を終了し、他の運転者と交替するときは、その運転者に対して、乗務してきた自動車、道路、運行の状況について通告をすること。
- (6) 交替して乗務を開始する運転者は、交替前の運転者から通告を受け、乗務する自動車の制動装置、走行装置その他の重要な装置の機能について点検をすること。
- (7) 乗務の記録（運行記録計の記録により記録すべき事項に付記しなくてはならない場合は、その付記による記録）をすること。
- (8) 事業者が作成する「運行指示書」を乗務中携行し、事業者から途中で変更の指示があった場合は、変更内容を記載すること。
- (9) 踏切を通過するときは、変速装置を操作しないこと。

解説

1

乗務員とは

運転者及び事業用自動車の運転の補助に従事する従業員をいいます。運転者は、乗務員の遵守事項に加えて、運転者の遵守事項を守らなければなりません。

2

日常点検は、運転者が自分で行うか、または検査係等によって行なわれたことを確認するか、いずれかによって行わなければならない。

乗務員の遵守事項

- 酒気を帯びて乗務しない。
- 過積載をした車両に乗務しない。
- 偏荷重が生じないように積載するとともに、荷崩れ等を防止するためロープやシート掛け等の措置をとる。
- 踏切内で運行不能となったときは、速やかに列車に対して適切な防護措置をとる。

酒気を帯びて乗務しない



過積載した車両に乗務しない



貨物を正しく積載する



踏切内で運行不能になった時は速やかに防護措置をとる



運転者の遵守事項

安全な運転ができない時は申し出る



日常点検の実施



点呼と報告



交替時の引き継ぎをしっかりと



交替後の車両点検



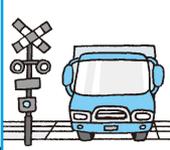
乗務の記録



運行指示書が必要な場合はそれを携行



踏切を通過する時はギアチェンジしない



- 酒気を帯びた状態にあるときは申し出ること。
 - 疾病、疲労等により安全な運転ができないおそれがあるときは申し出る。
 - 日常点検を実施し、またはその確認をする。
 - 乗務の開始前及び乗務終了時には点呼を受け報告をする。
 - 乗務終了後に他の運転者と交替するときは、自動車、道路、運行の状況について通告する。
- ※他の運転者と交替して乗務するときは、上記の通告を受け、ハンドルやブレーキ等の重要な装置の機能を点検する。
- 乗務を行った内容を記録する。
 - 踏切を通過するときは変速装置を操作しない。

根拠規程

- ・ 貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の3（運行指示書による指示等）
- ・ 貨物自動車運送事業輸送安全規則第16条（乗務員）
- ・ 貨物自動車運送事業輸送安全規則第17条（運転者）
- ・ 国自安第203号、国自貨第61号、国自整第291号（平成26年12月25日）「貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について」第17条

1 乗務記録の管理

ポイント

1. 事業者は、乗務を行った運転者ごとに、次に掲げる事項を記録させ1年間保存すること。

- (1) 運転者の氏名。
- (2) 乗務した自動車の登録番号、事業者が定めた車番または車号。
- (3) 乗務開始と終了の地点及び日時並びに主な経過地点及び乗務した距離。
- (4) 運転を交替した場合におけるその地点及びその交替日時。
- (5) 休憩または仮眠、睡眠をした地点及びその開始・終了の日時。
- (6) 車両総重量 8 トン以上または最大積載量 5 トン以上の事業用自動車に乗務した場合は、貨物の積載状況。
- (7) 道路交通法第 67 条第 2 項に規定する交通事故、自動車事故報告規則第 2 条に規定する事故または著しい運行の遅延その他の異常な状態が発生した場合には、その概要及び原因。
- (8) 運行の途中において、運行指示書の携行が必要な乗務を行うことになった場合には、その指示内容。

2. 運行記録計による記録

運行記録計の装着を義務付けられた車両の乗務記録は、運行記録計（道路運送車両の保安基準第 48 条の 2 第 2 項の規定に適合する運行記録計）で記録することができる。この場合、運行記録計で記録された事項以外の記録すべき事項は、運転者ごとに運行記録計による記録（記録用紙）に付記しなくてはならない。

解説

1 乗務記録の活用

乗務記録は、乗務実態を把握することを目的としています。したがって、運行管理者は、次の記載要領で正しく記録をさせ、過労運転や過積載の防止等、運行の適正化を図る資料として十分活用しなければなりません。

- (1) 10 分未満の休憩は、その記録を省略しても差し支えありません。
- (2) 特別積合せ貨物運送を行う事業者は、乗務基準に定められたとおり運行したときは、乗務基準どおり運行した旨を記録し、処理しても差し支えありません。
- (3) 車両総重量が 8 トン以上、または最大積載量 5 トン以上の事業用自動車に乗務した場合は、貨物の積載状況の記録が義務付けられています。これは、過積載による運送の有無を判断するために記録するもので、貨物の重量、貨物の個数、貨物の荷台への積付状態等を可能な限り詳細に記録しなくてはなりません。

- (4) 運転者は、運行指示書の携行を必要としない運行に従事し営業所を出発した後、運行管理者から、次の運行の変更の指示を電話等により受け続けた場合には、その内容を乗務記録に記録し提出しなければなりません。



2 運行管理者の業務

運行管理者は、乗務した運転者に対して乗務の記録をさせ、その記録を1年間保存しなければなりません。

注意!

ポイント1の(7)に定める事故等

1. 道路交通法第67条第2項に規定する交通事故とは、車両等の交通による人の死傷若しくは物の損壊があった時を言います。
2. 自動車事故報告規則第2条に規定する事故とは、次の事故を言います。
 - ① 自動車が転覆し、転落し、火災（積載物品の火災を含む。）を起こし、または鉄道車両（軌道車両を含む。）と衝突し、若しくは接触したものの。
 - ② 10台以上の自動車の衝突または接触を生じたものの。
 - ③ 死者または重傷者を生じたものの。
 - ④ 10人以上の負傷者を生じたものの。
 - ⑤ 自動車の積載された次に掲げるものの全部若しくは一部が飛散し、または漏えいしたもの（危険物、火薬類、高圧ガス、核燃料物質及びその汚染物、放射性同位元素及びその汚染物、毒物または劇物及び可燃物）。
 - ⑥ 自動車の積載されたコンテナが落下したものの。
 - ⑦ 旅客につき省略。
 - ⑧ 酒気帯び運転、無免許運転、大型自動車等無資格運転または麻薬等運転を伴うもの。
 - ⑨ 運転者の疾病により、事業用自動車の運転を継続することができなくなったもの。
 - ⑩ 救護義務違反があったもの。
 - ⑪ 自動車の装置の故障により、自動車が運行できなくなったもの。
 - ⑫ 車輪の脱落、被牽引自動車の分離を生じたもの（故障によるものに限る）。
 - ⑬ 橋脚、架線その他の鉄道施設を損傷し、3時間以上本線において鉄道車両の運転を休止させたもの。
 - ⑭ 高速自動車国道または自動車専用道路において、3時間以上自動車の通行を禁止させたもの。
 - ⑮ 前各号に掲げるもののほか、自動車事故の発生の防止を図るために国土交通大臣が特に必要と認めて報告を指示したもの。

根拠規程

- ・貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条（乗務等の記録）
- ・貨物自動車運送事業輸送安全規則第20条（運行管理者の業務）第1項第9号
- ・国自安第203号、国自貨第61号、国自整第291号（平成26年12月25日）「貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について」第8条
- ・事故報告規則（昭和26年12月20日）

2 運行記録計による記録と管理

ポイント

- 1. 運行記録計の装着を義務付けられている車両は、次のとおりである。**
 - (1) 車両総重量が7トン以上または最大積載量が4トン以上の普通自動車である事業用自動車。
 - (2) 車両総重量が7トン以上または最大積載量が4トン以上の被けん引自動車をけん引するけん引自動車。
 - (3) 特別積合せ貨物運送に係る運行系統に配置する事業用自動車（運行車）。
- 2. 運行記録計の記録の内容は、瞬間速度、運行距離、運行時間である。**
- 3. 運行記録紙等は、1年間保存しなければならない。**
- 4. 運行管理者の業務は、次の事項が定められている。**
 - (1) 運行記録計の管理とその記録を保存すること。
 - (2) 運行記録計装着義務の車両で、運行記録計による記録ができない車両を運行させないこと。
 - (3) 運行記録計による正確な記録が得られるように、運行記録計の整備及び記録用紙の装置への着脱等の管理を行うこと。

解説

1

運行記録計とは

運行記録計とは、運行中の行動を自動的に記録用紙（チャート紙）やメモリーカード（記録媒体）に正確に記録し、車両の時々刻々の運行状況を科学的なデータとして提供するものです。

2

運行記録計に記録されるもの

運行記録計の基本記録は、「速度の記録」、「距離の記録」、「時間の記録」であり、この3原則から車両の運行実態を把握します。この記録を管理・活用することで、日常の運転者の指導や運行管理をより効果的に行うことができます。

(1) 走行距離の記録（第1針）

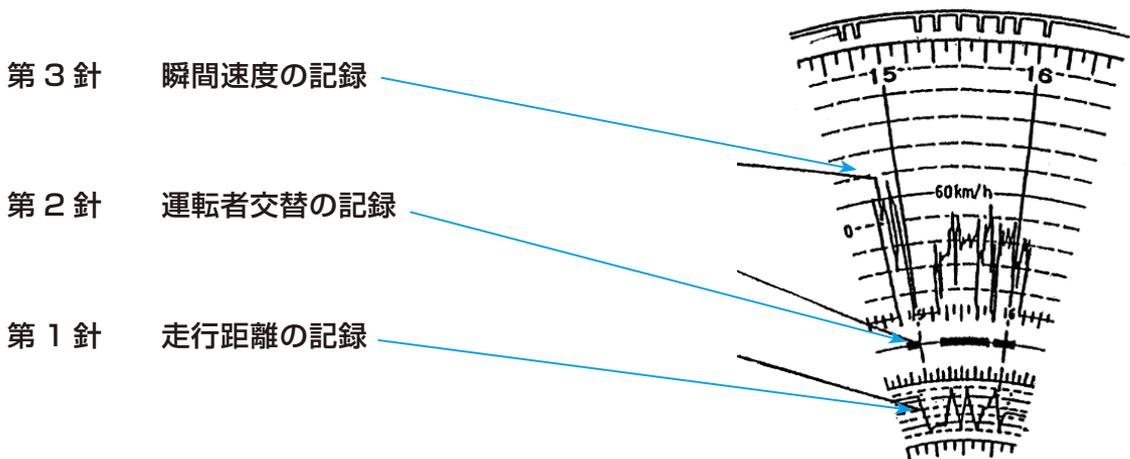
各区間の走行距離は、山形の線で記録されるので、山の数を数えることにより走行距離が計算できます。山形1つ（上下）で10kmを表しており、片側が5km、目盛り幅は1kmを示しています。

(2) 運転者の交替記録 (第2針)

運転者別に走行・停車・車両の振動をそれぞれ記録します。なお、運転者の交替は、交替運転者が別のキーを使用することにより、記録線の幅が大小に変わり、運転者の交替状況を明確にします。

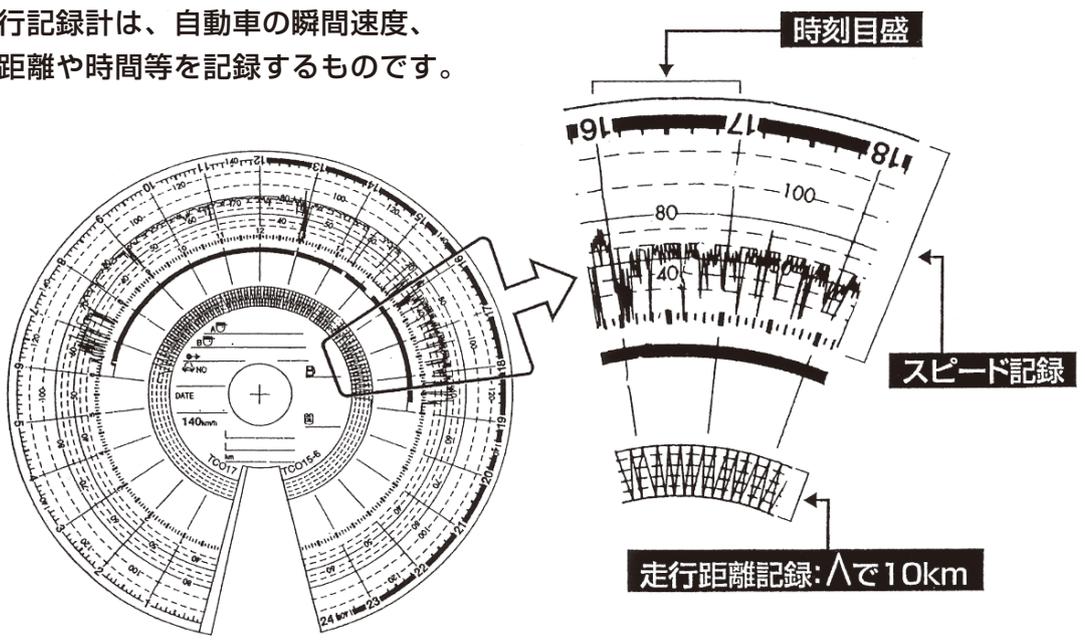
(3) 瞬間速度の記録 (第3針)

自動車が走行した瞬間速度を時間帯に応じて連続して記録をします。なお、停車中は、0km/hを横に記録していきます。



アナログ式 運行記録計の見方

運行記録計は、自動車の瞬間速度、走行距離や時間等を記録するものです。



出典：矢崎総業株式会社

⑥ 記録の管理

3 記録用紙の主なチェックポイント

まず、運行記録計に合致している運行記録紙がセットされているかを確認して、以下のチェックを行きましょう。

(1) 速度記録のチェック

- ・最高速度を超過していないか。
- ・等速運転をしているか。
- ・急加速や急減速等がないか。
- ・いつもと異なる走行をしていないか。

(2) 運行時間のチェック

- ・運転時間は、2日を平均し、1日当たり9時間を超えてはいないか。
- ・4時間を超える連続運転をしていないか。
- ・運転者の休憩時間等の取り方は適切か。
- ・運転者の交替時間は適切か。

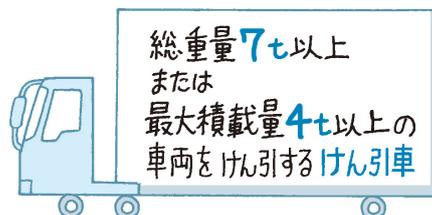
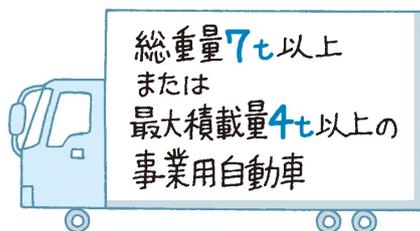
(3) 運行距離のチェック

- ・運行計画外の運行をしていないか。

4 運行記録計の活用方法

- (1) 運行記録計により運行状態の分析を行い、乗務員の指導に活用します。
- (2) 運行記録計と乗務記録を確認しながら、速度、距離、時間、及び休憩等に無理がないかどうかを調べ、必要に応じて指導をします。
- (3) 制限速度を超えた者、運行速度に著しくムラがある者については、注意指導をします。
- (4) 運行記録計装着の義務付け車両で、高速道路走行における制限速度を超えた者については、速度抑制装置に問題が生じているおそれがあるので、運転者と車両のチェックを行います。
- (5) 過労運転を防止するために、1日当たりの拘束時間の点検と休息期間が適切であるかチェックを行ないます。

運行記録計を装着しなければ
いけない車両



運行記録計
を活用



5 デジタル式運行記録計について

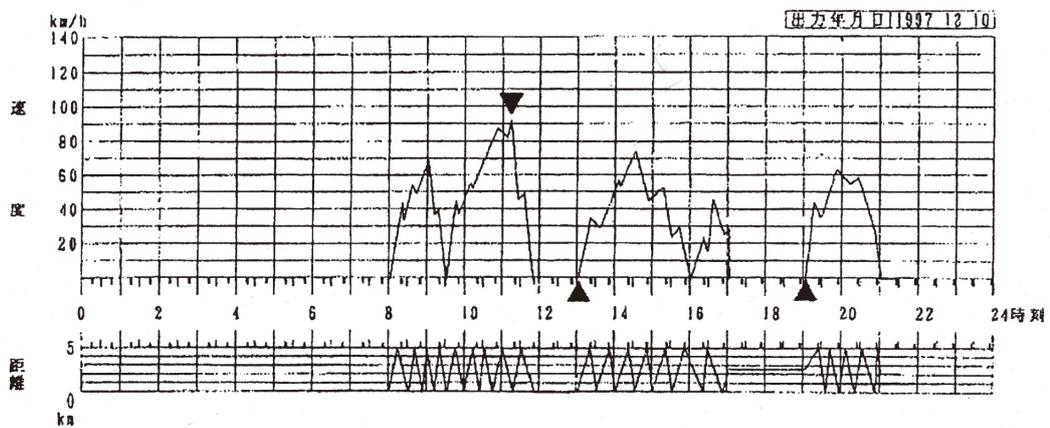
デジタル式運行記録計は、アナログ式と異なり、各種運行データ等を数値化して電磁的方法（メモリーカード等）に記録する運行記録計です。データが数値化されることにより、解析等の作業が素早く、かつ正確に処理することができるので、労務管理等の適正な運行管理に役立ちます。

1. 一運行毎のデータ

記録開始年月日時刻		記録終了年月日時刻		最大連続走行時間	
運転者名		最高速度	km/h	保存年月日	
車両番号		運行距離	km	保存作業名	
主な運行区域区域		走行時間			

2. 図表毎のデータ

				運行距離	km
運行年月日		最高速度	km/h	走行時間	



根拠規程

- ・貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条（運行記録計による記録）
- ・貨物自動車運送事業輸送安全規則第20条（運行管理者の業務）第1項第10号、第11号
- ・国自安第203号、国自貨第61号、国自整第291号（平成26年12月25日）「貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について」第20条

3 事故の報告及び緊急時対応マニュアル

ポイント

1. 事業者は、使用する自動車について、以下の解説 1 事故（定義）に定める事故があった場合には、国土交通大臣に国土交通省令で定める事項を届け出なければならない。
2. 事業者は、使用する自動車について、以下の解説 1 事故（定義）のうち、(3)、(4)、(5) 及び (8) のいずれかに該当する事故があったときまたは国土交通大臣の指示があったときは、電話、ファクシミリ装置その他適当な方法で、24 時間以内にできる限り速やかに、その事故の概要を運輸監理部長または運輸支局長に速報しなければならない。ただし、(3) は 2 名以上の死者または 5 人以上の重傷者を生じたものとする。
3. 事業者は、使用する自動車の事故に関し、報道機関による報道があったときまたは取材を受けたときその他社会的影響が大きい事故と認められるときは、電話、ファクシミリ装置その他適当な方法により、できる限り速やかに、事故の概要を運輸監理部長または運輸支局長に速報するよう努めなければならない。
4. 緊急時対応マニュアルの整備
 - ・速やかに左側に寄せる
 - ・キーを挿したまま車から離れる
 - 等

解説

1 事故（定義）

- (1) 自動車が転覆し（道路上において路面と 35 度以上傾斜したとき）、転落し（道路外に転落した場合で、その落差が 0.5 メートル以上のとき）、火災（積載物品の火災を含む。）を起こし、または鉄道車両（軌道車両を含む。以下同じ。）と衝突し、若しくは接触したもの。
- (2) 10 台以上の自動車の衝突または接触を生じたもの。
- (3) 死者または重傷者（14 日以上病院に入院することを要する傷害で、医師の治療を要する期間が 30 日以上のもの、あるいは病院に入院することを要する傷害で、医師の治療を要する期間が 30 日以上のもの、あるいは 14 日以上病院に入院することを要する傷害）を生じたもの。
- (4) 10 人以上の負傷者を生じたもの。
- (5) 自動車に積載された次に掲げるものの全部若しくは一部が飛散し、または漏えいしたもの。
 - イ 消防法第 2 条第 7 項に規定する危険物（塩素酸塩類、過塩素酸塩類、無機過酸化物質、塩素酸塩類等）。
 - ロ 火薬類取締法第 2 条第 1 項に規定する火薬類。

- ハ 高圧ガス保安法第2条に規定する高圧ガス（常用の温度において圧力が一メガパスカル以上となる圧縮ガス、または温度35度において圧力が一メガパスカル以上となる圧縮ガス（圧縮アセチレンガスを除く）等）。
 - ニ 原子力基本法第3条第2号に規定する核燃料物質及びそれによって汚染された物。
 - ホ 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第2条第2項に規定する放射性同位元素及びそれによって汚染されたものまたは同条第4項に規定する放射線発生装置から発生した同条第1項に規定する放射線によって汚染されたもの。
 - ヘ シアン化ナトリウムまたは毒物及び劇物取締法施行令別表第2に掲げる毒物または劇物。
 - ト 道路運送車両の保安基準第47条第1項第3号に規定する品名の可燃物。
- (6) 自動車に積載されたコンテナが落下したものの。
 - (7) 旅客関係につき省略。
 - (8) 酒気帯び運転、無免許運転、大型自動車等無資格運転または麻薬等運転を伴うもの。
 - (9) 運転者の疾病により、事業用自動車の運転を継続することができなくなったもの。
 - (10) 救護義務違反があったもの。
 - (11) 自動車の装置の故障により、自動車が運行できなくなったもの。
 - (12) 車輪の脱落、被牽引自動車の分離を生じたもの（故障によるものに限る）。
 - (13) 橋脚、架線その他の鉄道施設を損傷し、3時間以上本線において鉄道車両の運転を休止させたもの。
 - (14) 高速自動車国道または自動車専用道路において、3時間以上自動車の通行を禁止させたもの。
 - (15) 前各号に掲げるもののほか、自動車事故の発生を防止を図るために国土交通大臣が特に必要と認めて報告を指示したもの。

2 事故報告書の提出

事業者は、その使用する自動車について、自動車事故報告規則の第2条（定義）各号の事故があった場合には、自動車事故報告書を30日以内に3通、その自動車の使用の本拠の位置を管轄する運輸監理部長または運輸支局長を経由して国土交通大臣に提出しなくてはならない。

3 速報

事業者は、使用する自動車について、次の各号のいずれかに該当する事故があったときまたは国土交通大臣の指示があったときは、事故報告書によるほか、電話、ファクシミリ装置その他適当な方法により、24時間以内においてできる限り速やかに、その事故の概要を運輸監理部長または運輸支局長に速報しなければならない。

- (1) 旅客関係につき省略。
- (2) 第2条第3号に該当する事故（死者または重傷者を生じたもの）であって次に掲げるもの。
 - イ 2人（旅客自動車運送事業者等が使用する自動車が引き起こした事故にあっては、1人）以上の死者を生じたもの。
 - ロ 5人以上の重傷者を生じたもの。
 - ハ 旅客関係につき省略。

⑥ 記録の管理

- (3) 第2条第4号に該当する事故（10人以上の負傷者を生じたもの）。
- (4) 第2条第5号に該当する事故（自動車に積載された危険物等の全部若しくは一部が飛散し、または漏えいしたもの）。
- (5) 第2条第8号に該当する事故（酒気帯び運転、無免許運転、大型自動車等無資格運転または麻薬等運転を伴うもの）。

4

事故の記録と管理

(1) 事故の記録の作成時期と保存期間

事故の記録の作成時期は、事故発生後30日以内とし、記録の保存期間は、事故発生後3年間とします。

(2) 事故の記録の内容

事業者は、事故が発生した場合には、所定事項を記録し、その記録をその事業用自動車の運行を管理する営業所において3年間保存しなければならない。

- (1) 乗務員の氏名
- (2) 事業用自動車の自動車登録番号、事業者が定めた車番または車号番号等
- (3) 事故の発生日時及び場所
- (4) 事故の当事者の氏名（乗務員を除く）
- (5) 事故の概要（損害の程度を含む）
- (6) 事故の原因
- (7) 再発防止対策

(3) 記載の留意事項

① 事故について

- ・道路交通法第67条第2項に規定する交通事故（車両等の交通による人の死傷または物の損壊があったとき）をいいます。
- ・自動車事故報告規則第2条に規定する事故をいいます。

② 「事故の発生場所」は、事故発生場所付近の地図にその場所を表示したものを添付することで構いません。

③ 「事故の概要」は、自動車事故報告規則別記様式の「当時の状況」、「事故の種類」、「道路等の状況」、「当時の運行計画」、「損害の程度」を記載します。

また、事故の概要は、運転者台帳へも記録します。この事故記録は、類似事故、悪質事故（歩行者、自転車との人身事故等）、事故多発者等の実態が把握できます。

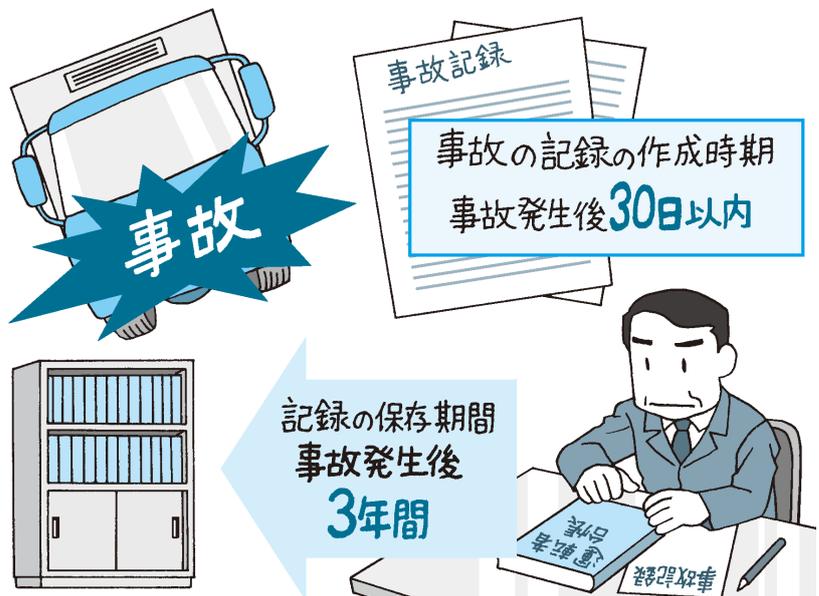
④ 記録は、自動車事故報告規則別記様式を活用しても構いません。この場合、「事故当事者（乗務員を除く）の氏名」を付記します。

(4) 事故警報に基づく事故防止対策に関する措置

類似の事故で被害の著しく大きい事故が発生するおそれがあると判断したとき、または地理的、季節的条件等の誘因により事故が頻発するおそれがある場合において、国土交通大臣または地方運輸局長より事故警報が発令されたときには、運行管理者は、これらの事故警報に定められた事故防止対策に基づいて、運行の安全を確保するため、従業員に対して周知し、指導監督を行わなければなりません。

注意!

事故の記録として、事故の状況、発生原因等を的確かつ具体的に記録することで、同種事故の再発等、事故防止に役立ちます。また、運行管理者は、事故発生時点において推定される直接的原因のみならず事故の要因と認められるものを正確に把握し、諸々の要因について総合的に事故原因を究明することに努める必要があります。

**根拠規程**

- ・貨物自動車運送事業法第24条（事故の報告）
- ・自動車事故報告規則第1条（この省令の適用）、第2条（定義）、第3条（報告書の提出）、第4条（速報）
- ・貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の2（事故の記録）
- ・貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の5（運転者台帳）第1項第6号
- ・貨物自動車運送事業輸送安全規則第20条（運行管理者の業務）第1項第12号、第13号、第17号
- ・国自安第203号、国自貨第61号、国自整第291号（平成26年12月25日）「貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について」第9条の2
- ・国土交通省告示第1224号「自動車運送事業者等が引き起こした社会的影響が大きい事故の速報に関する告示」

⑥ 記録の管理

5

緊急時対応マニュアルについて

(1) 事故発生時の対応フローチャート

事 故	
速報の対象となる事故	
運転者等	
① 特定重大事故	
○ 自動車に積載された次に掲げるものの全部若しくは一部が飛散し、または漏えいした事故（自動車が転覆し、転落し、火災（積載物品の火災を含む。）を起こし、または鉄道車両（軌道車両を含む。）、自動車その他の物件と衝突し、若しくは接触したことにより生じたもののうち、大量に飛散し、または大量に漏えいしたものに限る。）	
i 消防法第2条第7項に規定する危険物	
ii 火薬類取締法第2条第1項に規定する火薬類	
iii 高圧ガス保安法第2条に規定する高圧ガス	
iv シアン化ナトリウムまたは毒物及び劇物取締法施行令別表第2に掲げる毒物または劇物	
v 道路運送車両の保安基準第47条第1項第3号に規定する品名の可燃物	
○ その他事故に関し報道機関による報道があったときまたは取材・問い合わせを受けたとき	
② 重大事故（特定重大事故以外の以下の事故）	
○ 2名以上の死者を生じた事故	
○ 5名以上の重傷者を生じた事故	
○ 10名以上の負傷者（重傷、軽傷を問わない。）を生じた事故	
○ 自動車に積載された次に掲げるものの全部若しくは一部が飛散し、または漏えいした事故（自動車が転覆し、転落し、火災を起こし、または鉄道車両、自動車その他の物件と衝突し、若しくは接触したことにより生じたものに限り、大量に飛散し、または大量に漏えいしたものを除く。）	
i 消防法第2条第7項に規定する危険物	
ii 火薬類取締法第2条第1項に規定する火薬類	
iii 高圧ガス保安法第2条に規定する高圧ガス	
iv シアン化ナトリウムまたは毒物及び劇物取締法施行令別表第2に掲げる毒物または劇物	
v 道路運送車両の保安基準第47条第1項第3号に規定する品名の可燃物	
○ 酒気帯び運転を伴う事故	
○ 自然災害に起因する可能性のある事故	
○ その他事故に関し報道機関による報道があったときまたは取材・問い合わせを受けたとき	
放射性輸送物の自動車輸送時における事故	

報
告

報
告

緊急連絡担当者（社長、運行管理者等）

**管理する
運輸支局等**

速やかに、把握した範囲の事故内容を所定様式に記載し、管轄する運輸支局へFAX（または電話）により速報

事故の報告事項及び放射性輸送物輸送時の事故の報告事項

報告事項	事故	放射性輸送物
事業者名	○	○
事象の件名		○
発生日時	○	○
発生場所	○	○
事象の概要		○
運搬について責任を有する者		○
事故車の登録番号	○	
死者数、重傷者数及び重傷・軽傷を含めた負傷者数 ※危険物大量漏洩の場合（種類／積載量／漏洩の状況）	○	
事故概要	○	
情報入手先	○	
荷送人		○
荷受人		○
搬出日時		○
搬入予定日時		○
その他判明している事項	○	○
緊急連絡担当者名及び連絡先	○	○

追加情報があれば速やかに報告

30日以内に事故報告書を提出

直ちに、把握した範囲の事故内容を所定様式に記載し、国土交通省自動車局環境政策課へFAX（または電話）により速報

速報様式

FAX送信票 (別添様式1)

〇〇運輸支局整備部門（保安担当）あて 平成 年 月 日 現在
(沖縄総合事務局運輸部監査指導課)
 FAX 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

事故報告 (第 報)

事業者名			
事故発生日時	平成 年 月 日	時 分	
事故発生場所			
事故車の登録番号			
死者数	行方不明者数	重傷者数	軽傷者数
名	名	名	名
危険物の種類	危険物の積載量		
<漏洩の状況>			
<事故概要>			
情報入手先			
<その他判明している事項>			
[緊急連絡担当者名・連絡先] 氏名 TEL			

FAX送信票 (別添様式2)

国土交通省自動車局環境政策課 あて 平成 年 月 日 現在
 FAX 03-5253-1636

事故報告 (第 報)

事業者名				
事象の件名	事故	紛失	盗難	その他 (FAXでFBI)
発生日時	平成 年 月 日	時 分		
発生場所				
<事象の概要>				
運搬について責任を有する者				
荷送人				
荷受人				
搬出日時				
搬入予定日時				
その他判明している事項				
[緊急連絡担当者名・連絡先] 氏名 TEL				

放射性輸送物の自動車輸送時の場合は、「事故報告（様式2）」を用い、第1報を直ちに国土交通省自動車局環境政策課へ連絡してください。

⑥ 記録の管理

(2) 事件発生時の対応フローチャート

事 件	
速報の対象となる事件	
① 特定重大事件 <ul style="list-style-type: none"> ○ 施設の不法占拠 ○ 爆弾またはこれに類するものの爆発 ○ 核・放射性物質、生物剤または化学剤の散布 ○ 運行の安全に支障を及ぼす、または及ぼすおそれのある事件であって、その他事件に関し報道機関による報道があったときまたは取材・問い合わせを受けたとき 	<div style="border: 1px solid #00AEEF; border-radius: 50%; padding: 5px; display: inline-block;"> 運転者等 </div>
② 重大事件（特定重大事件以外の次の事件） 運行の安全に支障を及ぼす、または及ぼすおそれのある事件であって、その他事件に関し報道機関による報道があったときまたは取材・問い合わせを受けたとき	
③ 事件予告 特定重大事件または重大事件に係る予告電話、インターネットへの書き込みその他の予告行為	

報告

連絡体制

※ 重大事故・事件が発生した際、迅速に対応するため、緊急連絡先一覧を作成して下さい。

【運輸支局連絡先の勤務時間内】 月曜～金曜の 8：30～17：15

TEL _____

【運輸支局連絡先の勤務時間外】 月曜～金曜の勤務時間内以外の時間帯、土日及び祝祭日

携帯電話 _____

※ 放射性輸送物の自動車輸送時の場合は、国土交通省自動車局環境政策課へ連絡

連絡先の勤務時間内 TEL：03-5253-8603 FAX：03-5253-1636

連絡先の勤務時間外 携帯電話：090-7845-0226

社長（支店長、所長他） _____

最 寄 病 院 _____

運 行 管 理 者 _____

最 寄 警 察 署 _____

整 備 管 理 者 _____

最 寄 消 防 署 _____

緊急連絡担当者（社長、運行管理者等）

直ちに、把握した範囲の事件内容を所定様式に記載し、管轄する運輸支局へFAX（または電話）により速報

特定重大事件／重大事件の報告事項及び特定重大事件の予告の報告事項

報告事項	特定重大事件	特定重大事件の予告
	重大事件	
事件種別	○（特定重大事件のみ）	
事件概要	○	
被害の概要（死傷者数等）	○	
事業者名	○	○
発生日時	○	
発生場所	○	
受信日時、受信者、受信方法、受信回数等		○
予告日時、予告場所、予告内容		○
被害車両の情報（登録番号等）	○	
警察への届出の有無及び警察の対応状況	○	○
情報入手先	○	○
その他把握している事項	○	○
今後の対応	○	○
緊急連絡担当者名及び連絡先	○	○

追加情報があれば速やかに報告

速やかに、把握した範囲の事件内容や予告内容を所定様式に記載し、管轄する運輸支局へFAX（または電話）により速報

速報様式

FAX送信票 【別添様式1】

〇〇運輸支局整備部門（保安担当）あて 平成 年 月 日
 (沖縄総合事務局運輸部陸上交通課) FAX 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇 時 分 現在

特定重大事件報告（第 報）

事件種別 陸上バス 路線バス 貸切バス (バス以外の車両)

<事件概要>

被害の概要 (死傷者数等)

事業者名

発生日時 平成 年 月 日 時 分

発生場所

被害車両の情報 (登録番号)

警察への届出の有無

<警察の対応状況>

情報入手先

<その他把握している事項>

<今後の対応>

【緊急連絡担当者名・連絡先】氏名 TEL

FAX送信票 【別添様式2】

〇〇運輸支局整備部門（保安担当）あて 平成 年 月 日
 (沖縄総合事務局運輸部監査指導課) FAX 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇 時 分 現在

重大事件報告（第 報）

<事件概要>

被害の概要 (死傷者数等)

事業者名

発生日時 平成 年 月 日 時 分

発生場所

被害車両の情報 (登録番号)

警察への届出の有無

<警察の対応状況>

情報入手先

<その他把握している事項>

<今後の対応>

【緊急連絡担当者名・連絡先】氏名 TEL

FAX送信票 【別添様式3】

〇〇運輸支局整備部門（保安担当）あて 平成 年 月 日
 (沖縄総合事務局運輸部監査指導課) FAX 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇 時 分 現在

事件予告報告（第 報）

事業者名

受信日時 平成 年 月 日 時 分

受信者

受信方法

受信回数

予告日時 平成 年 月 日 時 分

予告場所

<予告内容>

警察への届出の有無

<警察の対応状況>

情報入手先

<その他把握している事項>

<今後の対応>

【緊急連絡担当者名・連絡先】氏名 TEL

重大事件については「重大事件報告」を、特定重大事件または重大事件の予告については、「事件予告報告」をそれぞれ用い、第1報を速やかに各地方運輸支局等緊急連絡担当先へ連絡してください。

1 運行管理規程

ポイント

1. 事業者は、運行管理者または統括運行管理者が的確かつ円滑に事業用自動車の運行の安全の確保に関する業務を行うために、運行管理者の職務や権限、統括運行管理者に係る組織、職務及び選任方法等並びに事業用自動車の運行の安全に関する業務の処理基準等を定めた運行管理規程を作成しなければなりません。
2. 運行管理規程は、少なくとも運行管理者及び統括運行管理者がその業務を行うに足りる権限を規定し、さらに自社の実態を十分考慮して実施すべき業務等をあらたに加え、運行管理の実施に支障が生じないものにしなければなりません。

解説

1 運行管理規程の制定と内容

運行管理者の業務は、輸送安全規則第20条（運行管理者の業務）で規定されていますが、輸送安全規則第21条（運行管理規程）では、運行管理業務が適切に処理されるよう、運行管理者の職務及び権限と統括運行管理者を選任しなければならない営業所によってはその職務及び権限並びに運行の安全の確保に関する業務の処理基準を付与した「運行管理規程」を社内規程として制定するよう義務付けています。

事業者は、運行管理業務の基本である「運行管理規程」に、法で定められた「運行管理者の業務」を妨げない範囲で、より高度な職務を定めることができます。その場合は、「運行管理規程」に内容を明記しておかなければなりません。

2 統括運行管理者を選任する場合

運行管理者を同一の営業所で2名以上選任する場合は、運行管理者の業務全般を統括する統括運行管理者に係る職務及び権限に関する事項を「運行管理規程」の中に定めなければなりません。さらに事業者は、「運行管理規程」を理解させるため、必要によっては個別に指導しなければなりません。

3 補助者を選任する場合

一人の運行管理者では、24時間の勤務は不可能であるため、営業所内で運行管理者の業務を補助させる「補助者」をあらかじめ選任し、運行管理者の指揮監督の下、運行管理が完全に実施されるよう万全を期す必要があります。なお、「補助者」は、下記の条件のいずれかを満たした者の中から選任しなければなりません。

- ① 運行管理者資格者証を有する者
- ② 国土交通大臣が告示で定める運行の管理に関する講習であって、国土交通大臣の認定を受けたものを終了した者

補助者の選任に当たっては、その選任方法及び職務並びに遵守事項等について「運行管理規程」に明確に規定しなければなりません。

運行管理規程(例)

住 所
事業所名

●管理者と補助者との関係

- 第6条 管理者は、補助者に対して補助させる運行管理業務の範囲及びその執行方法を明確に指示するものとする。
- 1 補助者は、運行管理に関し処理した事項を速やかに管理者に報告するものとする。
 - 2 管理者は、補助者の行った運行管理業務を把握し、その処理した事項の責任を負うものとする。
 - 3 管理者は、補助者に対する指導及び監督を行うものとする。

第2章 権限及び職務

●権限

- 第7条 管理者は、本規定に定める職務を遂行するために必要な権限を有するものとする。
- 2 管理者は、安全運行の確保に関する必要な事項を上長に助言することができるものとする。上長は、管理者から助言があったときはこれを尊重するものとする。

●職務

- 第8条 管理者は、貨物自動車運送事業輸送安全規則第20条に規定する事項及び本規定に定めるところに従い、公正にその職務を遂行しなければならないものとする。
- 2 統括管理者を兼任する営業所においては貨物自動車運送事業輸送安全規則第20条に規定する事項及び本規程に定めるところに従い、統括に運行管理者の業務を統括するものとする。

●選任運転者以外の運転禁止

- 第9条 管理者は、運転者として選任された者以外の者及び無資格者に車両を運転させてはならないものとする。

●運転者の確保

- 第10条 管理者は、運行の安全を確保するために必要な員数の運転者を常に確保するよう努めるものとする。
- 2 管理者は、運転者の採用に関して人事担当者に協力するものとする。

●運転者台帳

- 第11条 管理者は、営業所に所属する運転者について、次に掲げる事項を記載した運転者台帳を備え付け、運転者の実態の把握及び指導の際に活用するものとする。
- (1) 作成番号及び作成年月日
 - (2) 事業者の氏名又は名称
 - (3) 運転者の氏名、生年月日及び住所
 - (4) 雇入れ年月日及び運転者に選任された年月日
 - (5) 道路交通法に規定する運転免許に関する次の事項
 - イ 運転免許の番号及び有効期限
 - ロ 運転免許の年月日及び種類
 - ハ 運転免許に条件が付されている場合は、その条件
 - (6) 事故（道路交通法第7条第1項及び自動車事故報告規則第2条に規定する事故）を引き起こした場合は道路交通法第108条の34の規定による通知を受けた場合は、その概要
 - (7) 運転者の健康状態
 - (8) 第14条の規定に基づく指導の実施及び第14条第2項に基づく適性診断の受診の状況
 - (9) 運転者の写真
 - 2 運転者が転任、退職等により運転者でなくなった場合は、直ちに、当該台帳に運転者でなくなった年月

第1章 総則

●目的

- 第1条 この規程は、運行管理者（以下「管理者」という。）が事業用自動車（以下「車両」という。）の運行の安全管理及び事業遂行に必要な運転者及び運転の補助に従事する従業員（以下「乗務員」という。）の指導監督についての職務並びに必要な権限について定め、もって安全運行の確立を図ることを目的とする。

●管理者の選任等

- 第2条 管理者の選任は、運行管理者資格者証の交付を受けた者の中から別表に示す数に従い代表者が任命するものとする。
- 2 選任した管理者の氏名を社内の見やすい箇所に掲示して全員に周知徹底するものとする。
 - 3 管理者を選任したとき及び選任に係る管理者を解任したときは、一週間以内に営業所の所在地を管轄する運輸支局長に届け出るものとする。
 - 4 管理者を同一営業所に2名以上置く場合は、その業務を全般的に統括する管理者（以下「統括管理者」という。）を代表者が任命するものとする。
 - 5 選任した統括管理者の氏名を社内の見やすい箇所に掲示して全員に周知徹底するものとする。

●補助者の選任等

- 第3条 補助者を選任する場合は、運行管理者資格者証の交付を受けた者又は国土交通大臣が認定する講習を修了した者の中から代表者が任命するものとする。
- 2 選任した補助者の氏名を社内の見やすい箇所に掲示して周知徹底するものとする。
 - 3 統括運行管理者又は運行管理者は補助者に対し指導及び監督をおこなうものとする。

●運行管理の組織

- 第4条 運行管理の組織は、次のとおりとするものとする。
- (1) 管理者は、担当役員の指示により運行管理業務全般について処理するものとする。
 - (2) 統括管理者を選任する営業所においては、担当役員の指示その他により運行管理業務を統括するものとする。
 - (3) 統括管理者以外の管理者については、それぞれの職務分担を明確にしておくものとし、統括管理者の指示に従い、その業務を遂行するものとする。
 - (4) 補助者は、管理者の指示により運行管理業務の補助を行うものとする。
 - (5) 営業所と車庫が離れている場合は、管理者又は補助者が十分な管理を行える体制を構築するものとする。
 - (6) 管理者は乗務員に対し、法令、社内規則及び管理者又は補助者の指示を忠実に遵守させ、運行の安全確保に努めなければならないものとする。
 - (7) 運行管理の指揮命令の系統は、別添組織図のとおりとするものとする。

●管理者及び補助者の勤務時間等

- 第5条 管理者及び補助者の勤務時間は、就業規則によるものとする。ただし、車両の運行中は必ず管理者又は補助者は、営業所で勤務していなければならないものとする。
- 2 管理者を同一営業所に2名以上置く場合は、その職務分担と勤務時間を明確にしなければならないものとする。

日及び理由を記載のうえ、3年間保存すること。

●事故の記録

- 第12条 管理者は、当該営業所に属する車両について事故が発生した場合には、これを適切に処理するとともに、次に掲げる事項について記録し、事故の再発の防止を図り、運行管理上の問題点の改善及び運転者の指導監督に資するものとする。（事故とは、道路交通法第7条第1項及び自動車事故報告規則第2条の規定による事故をいう。）
- (1) 乗務員の氏名
 - (2) 自動車登録番号その他、当該自動車を識別できる表示
 - (3) 事故の発生日時
 - (4) 事故の発生場所
 - (5) 事故の当事者（乗務員を除く。）の氏名
 - (6) 事故の概要
 - (7) 事故の原因
 - (8) 再発防止策
 - 2 事故の記録は、当該営業所において3年間保存しなければならない。

●乗務員の服務規律の徹底

- 第13条 管理者は、運行の安全及び服務について、乗務員に対し機会があるごとに内容の徹底を図るものとする。

●乗務員の指導監督

- 第14条 管理者は、運転者に対し輸送の安全と荷主の利便確保のため誠実にその職務を遂行するよう絶えず指導監督するものとする。指導する場合は、国土交通大臣が告示で定めた「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の方針」（平成13.8.20付け国土交通省告示第1366号）に従い実施するものとする。
- 2 死者又は負傷者が生じた事故を引き起こした者、運転者として新たに雇入れた者及び高齢（65歳）に達した者については、前項の国土交通大臣が告示で定めた方針に基づき、特別な指導を行い、かつ、国土交通大臣が認定する適性診断を受けさせるものとする。
- （ここでいう負傷者とは、自動車損害賠償保障法施行令第5条第2号（入院14日以上、医師の治療期間が30日以上の場合等）、第3号（入院14日以上の場合等）又は第4号（医師の治療期間が11日以上の場合等）をいう。）

●点呼の実施

- 第15条 管理者は、品位と規律を保ち、厳正な点呼を行うものとする。
- 2 勤務その他の事情により管理者が点呼を行うことができない場合は、指定された補助者が行うものとする。

●乗務前点呼

- 第16条 管理者は、乗務を開始しようとする運転者に対し、対面（運行上やむを得ない場合は電話その他の方法）により点呼を行い、次の各号について報告を求め運行の安全を確保するため、必要な指示をしなければならないものとする。
- (1) 原則として、個人別に行うこと。
 - (2) 出発の10分程度前に行うこと。
 - (3) 営業所の定められた場所で行うこと。

⑦ 各種規程類

- (4) 日常点検の結果を確認すること。
 - (5) 運転者からその日の心身状況を照らし、並びに疾病、疲労、飲酒その他安全な運転ができないおそれの有無について確認し、かつ、服装を継続して服の適否を決定すること。
 - (6) 健康状態が運転に不適切と認められ、又はその旨本人から申し出があった場合には、代務運転者その他の運転者に代えるなど適切な処置を講じ、その者を乗務させないこと。
 - (7) 運行する道路状況、天候、作業内容、本人の勤務状況及び生活状況等に照らして安全運行に必要な指示及び注意を行うこと。
 - (8) 運転免許証、自動車検査証、自動車損害賠償保険証その他業務上定められた帳票、必要な携行品、金銭等の有無を確認するとともに、乗務記録・運行指示書等の用紙を運転者に渡すこと。
 - (9) その他運行中、運行計画に変更が生じた場合などに報告させる事項を具体的に指示しておくこと。
- 2 管理者は、点呼の実施結果について、次に掲げる事項を具体的に記録し、管理者が交代するときは引継ぎを確実に行うこと。
 - (1) 点呼執行者の氏名
 - (2) 点呼日時
 - (3) 点呼の方法（対面・電話等の別）
 - (4) 運転者の氏名
 - (5) 運転者の疾病、疲労、飲酒等の状況
 - (6) 乗務する車両の登録番号又は識別できる記号（社内呼び記号等）
 - (7) 日常点検の状況
 - (8) 指示事項
 - (9) その他必要な事項

●乗務後点呼

第17条 管理者は、乗務を終了した運転者に対し、次の各号により対面して乗務後の点呼を行うものとする。

- (1) 帰着後、速やかに行うこと。
- (2) 営業所での定められた場所で行うこと。
- (3) 車両、道路及び運行の状況について報告を受けること。
- (4) 安全運行を確保するため必要と認められた事項についての注意、指示の実施状況を確認すること。
- (5) 乗務記録その他業務上定められた帳票、携行品、金銭等を提出させ、これを点検し取受すること。
- (6) 原則として翌日の勤務等について指示を与えておくこと。
- (7) 他の運転者と交替した場合にあっては、交替運転者に対し車両、道路及び運行の状況の通告について報告を求めること。
 - 2 管理者は、乗務後の点呼の実施結果について、次に掲げる事項を具体的に記録し、管理者が交替するときは引継ぎを確実に行うこと。
 - (1) 点呼執行者の氏名
 - (2) 点呼日時
 - (3) 点呼方法（対面、電話等の別）
 - (4) 車両、道路及び運行の状況
 - (5) 交替運転者に対する通告
 - (6) その他必要な事項
 - 3 管理者は、乗務後の点呼の結果、運転者又は整備管理者に関係のある事項については、それぞれの関係者に通知又は適切な指示をし、特に異例な事項は上長に報告して確実に処理するものとする。

を記録させ、乗務後点呼の際にこれを提出させるものとする。ただし、特別積合せ貨物運送の場合であって乗務基準のとおり運行した場合は、(3) から (5) については、乗務基準と照らして運行した旨を記入すればよいものとする。

- (1) 運転者の氏名
- (2) 乗務した車両の登録番号又は識別できる記号（社内呼び記号等）
- (3) 乗務の開始及び終了の地点並びにそれらの日時、主な経過地点及び乗務した距離
- (4) 運転を交替した場合は、その地点及び日時
- (5) 休憩又は睡眠をした場合は、その地点及び場所
- (6) 車両総重量が8トン以上または最大積載量が8トン以上の車両に乗務した場合は、貨物の重量または貨物の個数、貨物の荷台への積付状況等
- (7) 道路交通法第72条第1項に規定する交通事故及び自動車事故報告規則第2条に規定する事故又は著しい運行の遅延その他の異常な状態が発生した場合には、その概要及び原因
- (8) その他記録するよう指示した事項
 - 2 管理者は、前項の記録（以下「乗務記録」という。）の内容を検討し、運転者に対し必要な指導を行うものとする。
 - 3 運行途中において、運行指示書の換行が必要な運行形態を行うことになった場合には、その指示内容（日時・場所・指示者名等）を乗務記録に記録させるものとする。

●運行記録による記録

- 第23条 管理者は、輸送安全規則第9条の規定により、運行記録計を備えた車両に運転者が乗務する場合は、乗務前点呼の際に前条の乗務記録の用紙のほか、運行記録計の記録用紙（以下「記録用紙」という。）を交付し、乗務後点呼の際にこれらの記録した用紙を提出させるものとする。
- 2 管理者は、記録内容を検討し、運行の状況を把握するとともに、異常と認められる記録については、当該運転者に対して事情を聴取し、注意を与える等指導監督を行うものとする。
 - 3 管理者は、法令により運行記録計による記録が義務付けられている車両であって、記録計の故障により記録できない車両を運行させてはならないものとする。
 - 4 管理者は、記録用紙を記録の日から1年間保存しておくものとする。

●運行指示書による指示等

- 第24条 管理者は、乗務前及び乗務後の点呼のいずれも対面で行うことができない乗務の運行ごとに、次の各号に掲げる事項を記載した運行指示書を作成し、これにより運転者に対し適切な指示を行い、及びこれを運転者に携行させるものとする。
- (1) 運行の開始及び終了の地点及び日時
 - (2) 乗務員の氏名
 - (3) 運行の経路並びに主な経過地点における発車及び到着の日時
 - (4) 運行に際して注意を要する箇所の位置
 - (5) 乗務員の休憩地点及び休憩時間（休憩がある場合に限る。）
 - (6) 乗務員の運転又は業務の交替の地点（運転又は業務の交替がある場合に限る。）
 - (7) その他運行の安全を確保するために必要な事項
 - 2 管理者は、前項に規定する運行の途中において、同項第1号又は第3号に掲げる事項に変更が生じた場合には、運行指示書の写しに当該変更の内容（当該変更に伴い、同項第4号から第7号までに掲げる事項に生じた変更の内容を含む。以下同じ。）を記載し、これにより運転者に対し電話その他の方法により当該変更の内訳について適切な指示を行い、及び当該運転者が携行している運行指示書に当該変更の内容を記載させなければならない。

●先行地点点呼

第18条 管理者は、乗務の開始地又は終了地が営業所以外の地であるため、乗務前又は乗務後の点呼、報告及び指示を営業所で行えない場合は、電話その他の方法により行うものとする。

●乗務途中の点呼

- 第19条 管理者は、乗務前及び乗務後に点呼のいずれも対面で行うことができない乗務を行う運転者に対し、当該点呼のほか、当該乗務の途中において少なくとも1回電話その他の方法により点呼を行い、次の事項について報告を求め、車両の安全を確保するために必要な指示をする。
- (1) 疾病、疲労、飲酒その他の理由により安全な運転をすることが出来ないおそれの有無の確認。
 - 2 管理者は、乗務途中点呼の結果、運転者又は整備管理者に関係のある事項については、それぞれの関係者に通知又は適切な指示をし、特に異例な事項は上長に報告して確実に処理するものとする。

●点呼記録の保存

第20条 管理者は、点呼の実施結果の記録を、記載の日から1年間保存しておくものとする。

●過労防止の措置

- 第21条 管理者は、常に乗務員の健康状態、作業状態を把握し、過労にならないようするため、就業規則等で定められた勤務時間及び乗務時間の範囲内において運転者の乗務割合を作成し、これに基づき車両に乗務させるものとする。
- なお、乗務員の勤務時間及び乗務時間は、休憩又は睡眠のための時間及び勤務が終了した後の休憩のための時間が十分確保されるものであり、国土交通大臣が告示で定める基準（平成13.8.20付け告示第1365号）に適合するものでなければならないものとする。
- 2 管理者は、乗務員の休憩、又は睡眠に必要な施設を管理し、衛生、環境に留意する等、常に清潔に保つておくものとする。
 - 3 管理者は、疾病、疲労、飲酒、酒気帯び、覚せい剤の服用、異常な感情の高ぶり及び睡眠不足等により安全な運転をし、又はその補助をすることができない乗務員を車両に乗務させてはならないものとする。
 - 4 管理者は、長距離輸送、夜間運行等のため交替する運転者の乗務に係る道路及び運行の状況について通告し、配置を指定したときは、運転者に対して運転を交替する場所又は時間を具体的に指示するものとする。
- なお、交替運転者の配置は別に定めるものとする。
- 5 管理者は、乗務員に対して会社の定める運行途中の休憩、睡眠等の場所及びそれぞれの時間を指示するものとする。
 - 6 特別積合せ貨物運送を行う一般貨物自動車運送事業者の管理者は、起点から終点までの距離が100キロメートルを超える運行系統ごとに、あらかじめ調査を行い、過労防止を勘案して次に掲げる事項を内容とした乗務に関する基準（以下「乗務基準」という。）を定めるものとする。
 - (1) 主な地点間の運転時間及び平均速度
 - (2) 休憩又は睡眠をする地点及び時間
 - (3) 交替運転者を配置したときはその交替する地点及び時間
- 7 運転者が「一の運行」における最初の勤務を開始して最後の勤務を終了するまでの時間（ただし、フェリーに乗り上げた場合の休憩期間を除く。）は14.4時間を超えてはならない。

●乗務記録

第22条 管理者は、乗務前点呼の際に運転者に対して、乗務の記録のための用紙を付し、次の各号に掲げる事項

- 3 管理者は、第1項に規定する運行以外での運行の途中において、事業用自動車の運転者に貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第3項に規定する乗務を行わせることとなった場合には、当該乗務以後の運行について、第1号各号に記載した運行指示書を作成し、及びこれにより当該運転者に対し電話その他の方法により適切な指示を行わなければならない。
- 4 管理者は、運行指示書及びその写しを運行の終了の日から1年間保存しなければならない。

●事故発生時の措置

- 第25条 管理者は、乗務員に対して車両の運行中事故が発生した場合に対処するため、次の各号に掲げる事項について、周知徹底しておくものとする。
- (1) 負傷者のあるときは、速やかに応急手当その他必要な措置を講ずること。
 - (2) 事故の拡大防止の措置を講ずること。
 - (3) 警察官に報告し、指示を受けること。
 - (4) 管理者に緊急連絡し、指示を受けること。
 - 2 管理者は、運転者その他のものから事故が発生した旨の連絡を受けたときは、次の各号により措置するものとする。
 - (1) 直ちに事故の続発の防止、負傷者の救護等必要な措置を講ずるよう指示する事。
 - (2) 軽微な事故を除き、現場に急行する等発生状況及び原因等を調査すること。
 - (3) できる限り目撃者、相手方の意見を聴取すること。
 - (4) 現場において貨物の運送の継続又は返送の措置をするとともに、代替輸送が必要となる場合は、その措置を講ずること。
 - (5) 貨物の保全を期すること。
 - (6) 重大な事故のときは直ちに上長に報告し、その措置について指示を受けること。
 - (7) 関係者と折衝し、以降の処置について打合わせること。
- 3 管理者は、前項各号の措置を速やかに講ずるために、事故発生場所にもっと近い営業所に応援を求めることができるものとする。

●事故防止対策

- 第26条 管理者は、事故防止対策を講ずるために、次の各号に掲げる事項を処理するものとする。
- (1) 事故（軽微な事故を含む）については、その内容、原因等を記録して資料（カラー写真等）を整理しておくこと。
 - (2) 道路、交通、事故状況等に関する情報（ラジオ、テレビによる情報、事故統計、事故警報その他）を整理し、速やかに事故防止対策を樹立するものとする。

●異常気象時等の措置

- 第27条 管理者は、異常気象時等について、次の各号に掲げる事項に留意し、万全の対策を講ずるものとする。
- (1) 降雨、降雪、凍結等により安全運行の確保に支障が生ずるおそれのある場合に対処するための具体的な措置要領を定め、乗務員に徹底しておくこと。
 - (2) 気象状況、道路状況を迅速、確実に把握できるよう気象台、警察、消防機関等との連絡体制を確立しておくこと。
 - (3) ラジオ、テレビ等の気象情報に常に注意し、状況により運行の継続、待機、中止等、所定の措置を講ずること。
 - (4) 運行車両との緊急連絡体制を確立しておくこと。

●研修
 第 28 条 管理者及び補助者は、その職務遂行上、必要な知識及び実務について、運輸支局長が行う研修及び社内研修を受けるものとする。
 2 管理者及び補助者は、日常の職務に必要な次の各号に掲げる事項の知識、技能の習得に努めなければならない。
 (1) 車両の運転に関すること。
 (2) 車両の構造・装置及び取扱い等に関すること。
 (3) 貨物の積載及び固縛方法等に関すること。
 (4) 積載物品の性状、特に、危険・有害物の物理・化学的性状及び取扱い等に関すること。
 (5) 運転者の健康管理に関すること。
 (6) 事故の場合の応急救助、二次事故の防止措置に関すること。
 (7) 道路の構造及び簡甲な地質、地盤の強度に関すること。
 (8) 運行計画作成の知識、技能に関すること。
 (9) 気象情報に関すること。
 (10) 非常信号用具、消火器等車両の備え付け器具の取扱いに関すること。
 (11) 運転者の運転適性診断に関すること。
 (12) 道路交通関係の法令に関すること。
 (13) 自動車損害賠償責任保険に関すること。
 (14) その他必要な知識（関係法令等）

●危険物等の輸送上の措置
 第 29 条 管理者は、輸送貨物が危険・有害物、放射性物質等である場合には、関係法令等によるほか、次の各号により事故防止の措置を講ずるものとする。
 (1) 乗務員は危険物等の取扱いの資格のある者のうちから割当て、出発前に経路、積載量、積載方法及び運行速度等について安全運行を考慮のうえ注意を与え、当該積載物の取扱い方法を記載した書類がある場合にはこれを携行させること。
 (2) 配車に当たっては整備管理者に連絡をとり、車両構造が道路運送車両の保安基準等の規定に適合しているかどうかを確認するほか、輸送上の危険防止の措置を講ずること。

●保安基準緩和車両等の運行上の措置
 第 30 条 管理者は、保安基準緩和認定車両及び制限外積載許可車両の運行については、次の各号に掲げる事項について措置を行うものとする。
 (1) 運行に際しては、必要に応じて関係官公庁の許可を受けるとともに、運行に際して条件が付されている場合は、これ遵守するよう指示すること。
 (2) 前号の許可を受けた運行経路、運行時間、速度制限等を指示すること。
 (3) 運行経路にあるトンネル、橋、ガード等の構造及び重量、高さの限度等を事前に調査し、安全運行に関する措置を講ずるとともに、これを指示すること。
 2 管理者は、運転者に対し前項第 1 号の許可の際に付された条件に違反して運行することがないように指導及び監督を行うものとする。

附則

●実施の期日
 本規定は、平成 年 月 日から実施する。

別表 運行管理者の選任者数（第 2 条関係）

事業用自動車の車両数（被けん引車を除く）	運行管理者数
29 両まで（運行車＋運行車以外）	1 人以上
5 両以上 29 両まで（運行車以外）	1 人以上
30 両～59 両まで（運行車＋運行車以外）	2 人以上
60 両～89 両まで（ " ）	3 人以上
90 両～119 両まで（ " ）	4 人以上
120 両～149 両まで（ " ）	5 人以上
150 両～179 両まで（ " ）	6 人以上
180 両～209 両まで（ " ）	7 人以上

別添 運行管理の組織図（第 4 条関係）

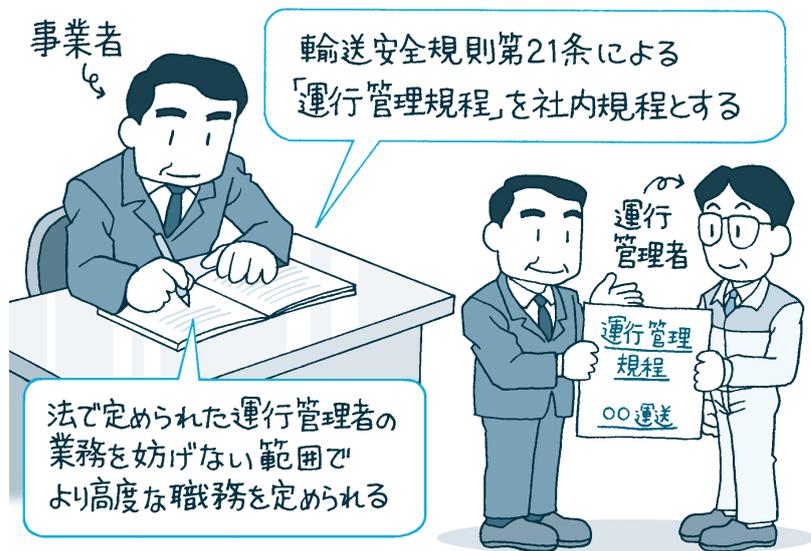
組織図
 (例)

```

    graph LR
      A[社長] --- B[営業所長]
      B --- C[統括運行管理者]
      C --- D[運行管理者]
      D --- E[補助者]
    
```

() () () () ()

運転者



根拠規程

- ・ 貨物自動車運送事業輸送安全規則第 21 条（運行管理規程）
- ・ 貨物自動車運送事業輸送安全規則第 18 条第 3 項（運行管理者等の選任）
- ・ 国自安第 203 号、国自貨第 61 号、国自整第 291 号（平成 26 年 12 月 25 日）「貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について」第 21 条

2 乗務基準の作成（特別積合せ貨物運送）

ポイント

1. 特別積合せ貨物運送を行う事業者は、運行系統ごと（起点から終点までの距離が100キロメートルを超えるものに限る。）に次の事項について乗務基準を定め、乗務員に適切な指導・監督を行わなければならない。
 - (1) 主な地点間の運転時分及び平均速度。
 - (2) 乗務員が休憩または睡眠をする地点及び時間。
 - (3) 交替するための運転者を配置する場合にあっては、運転を交替する地点。
2. 特別積合せ貨物運送を行う運行管理者は、輸送安全規則第20条（運行管理者の業務）第1項に定められた事項のほかに乗務基準を作成し、この基準の遵守について乗務員に指導・監督を行わなければならない。

解説

1

事業者の役割

特別積合せ貨物運送を行う事業者は、不特定多数の顧客の荷物を積み合わせて定期的に幹線輸送を行なっているため、夜間や長距離の運行が多く、過労運転を生じやすいという危険があります。従って、事業者は、運行管理者に過労運転の防止を図るため、運行系統ごとに乗務基準を作成させ、それに基づき運転者を乗務させるよう指導・監督することが義務付けられています。

2

運行管理者の役割

運行管理者は、乗務基準を作成し、運転者に対して指導・監督をしなければなりません。乗務基準の内容は、上記ポイントに記載された項目であり、運行系統のなかに複数の道順があるときは、利用度の高いものを対象に定める必要があります。

乗務基準のポイント

- ① 主な地点間の運転時分と平均速度



- ② 乗務員が休憩・睡眠する地点と時間



- ③ 交替する運転者が必要な場合、運転を交替する地点



根拠規程

- ・貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条（過労運転の防止）第4項、第8項
- ・貨物自動車運送事業輸送安全規則第20条（運行管理者の業務）第2項
- ・国自安第203号、国自貨第61号、国自整第291号（平成26年12月25日）「貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について」第3条第7項

3 服務規律の作成 (特別積合せ貨物運送)

ポイント

1. 特別積合せ貨物運送を行う事業者は、運行の安全を確保するため、乗務員の服務についての規律を定めなければならない。
2. 安全確保のための服務規律には、法令に基づく遵守事項に加え、一層の安全確保を図るために事業者が独自に定めた規律を含むことができる。
なお、国土交通省は、必要に応じて事業者が定めた規律の提出を求め、その内容について指導を行うことがある。

解説

1

服務規律の目的

特別積合せ貨物運送は、不特定多数の顧客を対象に、集貨、幹線輸送、配達をシステム化したものであり、公共性も極めて高いことから、運行の安全確保並びに適確な輸送業務を遂行するため「服務規律」の制定が義務付けられています。

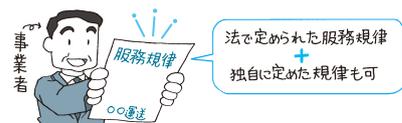
2

服務規律の内容

服務規律は、輸送安全規則第 12 条の規定(安全の確保のための服務規律)に基づくもので、規律正しい運行業務を確保するために、輸送安全規則第 16 条(乗務員)、第 17 条(運転者)に規定されている事項をすべて定めなくてはなりません。

また、一層の安全確保を図るために、事業者が独自に定めた規律を含めることもできます。

安全確保のために



3

運行管理者は、服務規律に基づいて運転者に指導・教育を行わなければなりません。同時に、運転者がどの程度服務規律を遵守しているか、機会を求めてその把握に努めなければなりません。



根拠規程

- ・貨物自動車運送事業輸送安全規則第 12 条 (安全の確保のための服務規律)
- ・貨物自動車運送事業輸送安全規則第 16 条 (乗務員)、第 17 条 (運転者)
- ・国自安第 203 号、国自貨第 61 号、国自整第 291 号 (平成 26 年 12 月 25 日)「貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について」第 12 条

4 整備管理規程

ポイント

1. 整備管理規程

運送事業者は、整備管理者の業務内容、地位等を明示し、自主的な車両管理体制を確立するため、整備管理者の義務として掲げる事項の執行に係わる基準に関する規程を策定する。

2. 整備管理規程の内容

- (1) 整備管理者は、整備管理者の権限等に関する事項の執行に係わる基準について規程を定め、これに基づきその業務を行わなければならない。
- (2) 整備管理者の補助者を選任する場合は、補助者の業務の執行に係る基準について規程を定め、これに基づきその業務を行わなければならない。
- (3) 整備管理規程には、最低でも整備管理者の権限等各号の業務が明記されていること。
- (4) 一定の条件を満たすグループ企業内で整備管理者を外部委託する場合は、必要な事項が整備管理規程に明記されていること。
- (5) 整備管理規程は、可能な限り具体的に記述されることが必要である。
- (6) 整備管理規程にいかなる権限を付与するか等については、使用者の実態、車両数等によるので実情を考慮し策定すること。
- (7) 整備管理者は、整備管理規程に基づき業務を行わなければならないことから、違反事実が発覚した場合には、解任命令が発令されることがある。

解説

1 整備管理の趣旨

整備管理は、本来事業者が法に従って、安全確保や環境保全を図るため、自動車の点検・整備、車庫の管理に注意を払わなければなりません。

しかし、近年事業者は、台数の増加、車両構造の特殊化等のため、自らが点検・整備をすることが困難となってきました。

整備管理制度とは、自動車の管理や責任体制の曖昧化を防ぐため、事業者に代わって専門的知識をもった整備管理者が車両の管理を行い、点検・整備に関する責任体制を確立することで自動車の安全確保、環境保全を図るために設けられた制度です。

2 整備管理規程の策定

自動車の使用者は、自主的な車両の管理体制を確立するために、道路運送車両法施行規則第32条（整備管理者の権限等）に基づき整備管理者に権限を与えなければなりません。整備管理者は、業務の執行に係る基準「整備管理規程」を策定しなければなりません。

3 事業者の義務

事業者は、道路運送車両法第50条の規定に基づき、整備管理者を選任して自動車の点検・整備、車庫の管理を処理させることは勿論のこと、選任後も事業者自らも整備管理者が適切に車両の管理を行なっているか、自動車が適切に整備されているか常に注意と監督を怠ってはなりません。

4 整備管理者の地位

整備管理者は、事業者に代わって点検・整備を励行させる管理者であり、また事業者に対して安全確保及び環境保全を図るため、自動車の整備計画や車庫の改善計画等を進言する立場にあります。したがって、業務を的確に遂行するためには、責任のある地位の職員でなければなりません。



⑦ 各種規程類

5 補助者

整備管理者の補助者を選任する場合は、以下の条件を満足し、かつ、条件を満足していることが整備管理規程により担保されていなければなりません。

- ① 補助者は、「整備管理者の資格要件を満足する者」または「整備管理者が研修等を実施して十分な教育を行った者」から選任されていること。
- ② 補助者の氏名等が明確であること。
- ③ 補助する業務の範囲が明確であること。
- ④ 整備管理者が、補助者に対して下表に基づいて研修等の教育を行うこと。

教育をするとき	教育の内容
1. 補助者を選任するとき	・ 整備管理規程の内容 ・ 整備管理者選任前研修の内容 (整備管理者の資格要件を満足する者に対しては実施しなくてもよい)
2. 整備管理者が整備管理者選任後研修を受講したとき	・ 整備管理者選任後研修の内容 (他の営業所において整備管理者として選任されている者に対しては実施しなくてもよい)
3. 整備管理規程を改正したとき	・ 改正後の整備管理規程の内容
4. 行政から情報提供を受けたとき その他必要なとき	・ 行政から提供された情報等必要な内容

- ⑤ 整備管理者が、業務の執行に必要な情報を、補助者にあらかじめ伝達しておくこと。
- ⑥ 整備管理者が、業務の執行結果について、補助者から報告を受け、また必要に応じて結果を記録・保存すること。

6 外部委託

一定の条件を満たすグループ企業内で整備管理者を外部委託する場合は、グループ企業が一体となって輸送の安全確保に取り組む体制を確保するため、安全管理規程及び整備管理規程その他必要な規程類について、次の事項を満たしていなければなりません。

- ① グループ企業が共同で作成していること。
- ② 親会社と子会社の関係のみならず、子会社同士の関係においても、親会社を介して判断基準を統一することを目的として、親会社が子会社に対して指揮、命令及び教育を行う旨が明記されていること。
- ③ 整備管理者が委託者に対し財政面を含めた意見具申を直接行うことを目的として、定期（3月に1回以上）に会議等を開催する旨が明記されていること。

●整備管理規程（例）

<p style="text-align: right;">(参考 2) 事業用</p> <p style="text-align: center;">整備管理規程（例）</p> <p style="text-align: right;">運送事業者名 整備管理者名</p> <p style="text-align: right;">平成〇年〇月〇日 一部改正 平成〇年〇月〇日</p> <p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>(目的) 第1条 本規程は、道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号。以下「規則」という。）第32条第2項の規定に基づく規程であり、自動車の安全運行を維持するために必要な点検・整備の内容、これを確実にに行わせる任に当たる整備管理者の職務権限等について定め、もって車両の安全の確保及び環境の保全等を図ることを目的とする。</p> <p>(整備管理者の選任等) 第2条 整備管理者の選任は、規則第31条の4に定められた資格要件を備えた者のうちから代表者（自動車の使用者をいう。以下同じ。）が任命することで行うものとする。 2 代表者は、整備管理者を選任、変更若しくは解任したときその他規則第70条第1項第3号に該当する場合には、15日以内にその旨を国土交通省に届け出るものとする。 3 整備管理者の補助者を選任する場合には、整備管理者と同等又はこれに準じた知識及び能力を有すると認められる者（整備管理者の資格要件を満足する者又は研修等により整備管理者が十分な教育を行った者）のうちから代表者が任命するものとする。補助者を選任した場合であっても、車両の整備管理に関する責任は、整備管理者自身が有するものとする。 4 整備管理者は、前項により補助者が選任された場合には、遅滞なく、その氏名等、所屬及び補助する職務の範囲等について、別紙に記載するものとする。これは、補助者の変更又は解任があった場合も同様である。 5 代表者は、整備管理者、補助者その他の車両管理を行う者の氏名、連絡先等を社内で見やすいところに掲示して従業員全員に周知徹底するものとする。</p> <p>(補助者との連携等) 第3条 整備管理者は、職務の適切な実施のため補助者と密接に連携をとるものとする。 2 整備管理者は、自らが営業所に不在のときに補助者を通じて職務を実施する場合には、その職務を実施するために必要な情報をあらかじめ補助者に伝達しておくものとする。 3 前項の場合において、整備管理者は、補助者に対し職務の実施結果について報告を求め、その職務内容の正確な把握に努めるとともに、必要に応じてその情報を記録・保存するものとする。</p> <p>(運行管理者との連携等) 第4条 整備管理者は、運行管理者と常に連携をとり、運行計画等を事前に把握し、定期点検整</p>	<p>備の計画、車両の配車等について協議するものとする。 2 整備管理者は、日常点検の確実な実施を図るため、運行管理者と密接に連携をとるものとする。 3 整備管理者は、車両管理状況について、毎月1回以上代表者に報告するものとする。</p> <p>(整備管理規程の改廃) 第5条 整備管理者は、本規程の改正又は廃止をするときには、代表者と十分調整するものとする。</p> <p style="text-align: center;">第2章 権限及び職務</p> <p>(整備管理者の権限及び職務) 第6条 整備管理者は、規則第32条第1項各号に掲げる権限を有するほか、本規程に定める職務を遂行するために必要な権限を有するものとする。</p> <p>第7条 整備管理者は、次の職務を遂行するものとする。 (1) 日常点検について、その実施方法を定め、それを実施すること又は運転者に実施させること (2) 日常点検の実施結果に基づき、自動車の運行の可否を決定すること (3) 定期点検について、その実施方法を定め、それを実施すること又は整備工場等に実施させること (4) 上記以外の随時必要な点検について、それを実施すること又は整備工場等に実施させること (5) 日常点検、定期点検又は随時必要な点検の結果から判断して、必要な整備を実施すること又は整備工場等に実施させること (6) 定期点検又は前号の必要な整備の実施計画を定めること (7) 点検整備記録簿その他の記録簿を管理すること (8) 自動車車庫を管理すること (9) 上記に掲げる職務を処理するため、運転者及び整備要員を指導監督すること</p> <p>(車両管理の範囲) 第8条 整備管理者は、選任された使用の本拠地において使用する全ての自動車について前条の職務を遂行するものとする。</p> <p>(補助者の権限及び職務)</p>
---	--

※この整備管理規程（例）は、国土交通省のホームページから入手できます。

URL <http://www.mlit.go.jp/kisha/kisha07/09/090808/03.pdf>

根拠規程

- ・道路運送車両法第50条（整備管理者）
- ・道路運送車両法施行規則第31条の3（整備管理者の選任）
- ・道路運送車両法施行規則第31条の4（整備管理者の資格）
- ・道路運送車両法施行規則第32条（整備管理者の権限等）
- ・国自整第216号「道路運送車両法の一部を改正する法律等の施行に伴う整備管理者制度の運用について」

1 点検整備（日常・定期）

ポイント

1. 点検及び整備の義務

事業者は、自動車を点検し、必要に応じて整備をすることにより、自動車を保安基準に適合するように維持しなければならない。

2. 日常点検整備

- (1) 事業者は、自動車の走行距離、運行時の状態等から判断した適切な時期に、国土交通省令で定める技術上の基準により、灯火装置の点灯、制動装置の作動その他日常的に点検すべき事項について、目視等により自動車を点検しなければならない。
- (2) 事業者は、1日1回、その運行の開始前において、日常点検すべき事項について点検をしなければならない。
- (3) 事業者は、点検の結果、自動車が保安基準に適合しないおそれがある状態または適合しない状態の場合には、保安基準に適合させるために必要な整備をしなければならない。

3. 点検整備記録簿

事業者は、自動車について点検または整備をしたときは、遅滞なく実施年月日、点検結果、整備の概要等所定の事項を点検整備記録簿に記載しなければならない。

解説

1 日常点検整備

事業用自動車は、1日1回、運行前に目視等により自動車を点検するように定められています。点検の結果不良箇所があった場合には、必要な整備をしてから運行を開始しなければなりません。運行前の日常点検は、貨物自動車運送事業にとっては欠くことのできない重要な業務です。

このため整備管理者は、法の定めにより、その業務として運転者または検査員が点検した結果により、自動車の運行の可否を決定する義務があります。

また運行管理者は、乗務前の点呼において、点検の実施またはその確認を行うことが義務付けられています。すなわち、運行の可否は、整備管理者の決定に従わなければなりません。

2 定期点検整備

自動車運送事業の用に供する自動車は、3月毎に点検の時期、自動車の種別、用途等に応じ国土交通省令で定める技術上の基準により自動車の点検をしなければなりません。

実施方法や内容については詳細に規定されています。

3 点検整備記録簿

(1) 事業者は、点検整備記録簿を自動車に備え置き、点検または整備をしたときは、遅滞なく、次に掲げる事項を記載しなければなりません。

- ① 点検の年月日
- ② 点検の結果
- ③ 整備の概要
- ④ 整備を完了した年月日
- ⑤ その他国土交通省令で定める事項

(2) 点検整備記録簿の保存期間は、自動車運送事業の用に供する自動車にあつては、1年間です。

4 厳しい使われ方（シビアコンディション時）の点検記録

事業者は、道路運送車両法の規定によるもののほか運行する道路の状況、走行距離その他、標準的な使用条件と異なる厳しい条件（シビアコンディション時）で使用する場合には、定期の法定点検に加え、使用状況に応じて点検の基準・時期を定めこれに基づいて点検、整備を行わなければなりません。

【シビアコンディションの例】

- ・ 走行距離の大半が、悪路（凹凸路、砂利道、雪道、未舗装等）の場合
- ・ 走行距離が標準よりはるかに長い場合
- ・ 山道等登り下りの走行が多く、ブレーキの使用回数が多い場合
- ・ 低速走行を繰り返して走行する場合

根拠規程

- ・ 道路運送車両法第47条（使用者の点検及び整備の義務）
- ・ 道路運送車両法第47条の2（日常点検整備）
- ・ 道路運送車両法第48条（定期点検整備）
- ・ 道路運送車両法第49条（点検整備記録簿）
- ・ 自動車点検基準第1条（日常点検基準）、第2条（定期点検基準）及び第4条（点検整備記録簿の記載事項等）
- ・ 貨物自動車運送事業輸送安全規則第13条（点検整備）
- ・ 国自安第203号、国自貨第61号、国自整第291号（平成26年12月25日）「貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について」第13条

⑧ 車両管理

自動車点検基準

昭和 26 年 8 月 10 日運輸省令第 70 号

第 1 条(日常点検基準) 道路運送車両法第 47 条の 2 第 1 項の国土交通省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げる自動車の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

別表第 1 (事業用自動車、自家用貨物自動車等の日常点検基準) (第一条関係)

点検箇所	点 検 内 容
1. ブレーキ	1. ブレーキ・ペダルの踏みしろが適当で、ブレーキの効きが十分であること 2. ブレーキの液量が適当であること 3. 空気圧力の上がり具合が不良でないこと 4. ブレーキ・ペダルを踏み込んで放した場合にブレーキ・バルブからの排気音が正常であること 5. 駐車ブレーキ・レバーの引きしろが適当であること
2. タイヤ	1. タイヤの空気圧が適当であること 2. 亀裂及び損傷がないこと 3. 異状な摩耗がないこと (※ 1) 4. 溝の深さが十分であること (※ 2) 5. ディスク・ホイールの取付状態が不良でないこと
3. バッテリー	(※ 1) 液量が適当であること
4. 原動機	(※ 1) 1. 冷却水の量が適当であること (※ 1) 2. ファン・ベルトの張り具合が適当であり、かつ、ファン・ベルトに損傷がないこと (※ 1) 3. エンジン・オイルの量が適当であること (※ 1) 4. 原動機のかかり具合が不良でなく、かつ、異音がないこと (※ 1) 5. 低速及び加速の状態が適当であること
5. 灯火装置及び方向指示器	点灯または点滅具合が不良でなく、かつ、汚れ及び損傷がないこと
6. ウインド・ウォッシャー及びワイパー	(※ 1) 1. ウインド・ウォッシャーの液量が適当であり、かつ、噴射状態が不良でないこと (※ 1) 2. ワイパーの払拭 ^{しよく} 状態が不良でないこと
7. エア・タンク	エア・タンクに凝水がないこと
8. 運行において異状が認められた箇所	当該箇所に異状がないこと

(注) ① (※ 1) 印の点検は、当該自動車の走行距離、運行時の状態等から判断した適切な時期に行うことで足りる。

② (※ 2) 印の点検は、車両総重量 8 トン以上または乗車定員 30 人以上の自動車に限る。

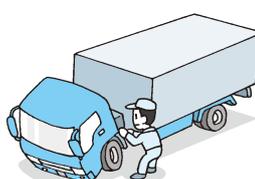
日常点検の順序

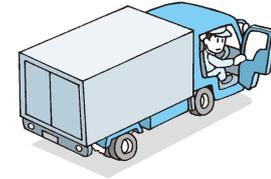
日常点検は、効率の良い方法で行えば、決して面倒なものではありません。次のような順序で実施しましょう。

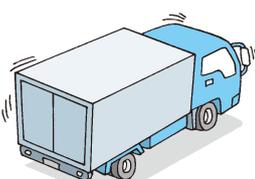
● 毎回点検する項目 ○ 適切な時期に点検する項目 ● エア・ブレーキ車の点検項目

1. 点検前に  ● 前日までの異状箇所をチェック

2. 車のまわりを一周しながら 
 - タイヤの空気圧をチェック
 - タイヤの亀裂・損傷・異状摩耗をチェック
 - タイヤの溝の深さをチェック
 - ディスク・ホイールの取付状態をチェック
(車両総重量8トン以上の貨物自動車を対象)
 - 冷却水量をチェック
 - ブレーキ液量をチェック
 - エンジン・オイル量をチェック
 - バッテリー液量をチェック
 - エア・タンクの凝水をチェック

3. キャブをティルトして  ○ ファン・ベルトの張り・損傷をチェック

4. キャブをおろし
運転席に座って 
 - パーキング・ブレーキ・レバーの引きしろをチェック
 - ウィンド・ウォッシャの液量・噴射状態をチェック
 - ワイパーの拭き取り状態をチェック

5. エンジンを始動して 
 - エンジンのかかり具合・異音をチェック
 - エンジンの低速・加速の状態をチェック
 - 空気圧の上昇具合をチェック
 - ランプ類の点灯・点滅、汚れ、損傷状態をチェック
 - ブレーキ・ペダルの踏みしろ・効き具合をチェック
 - ブレーキ・バルブからの異音をチェック
 - ブレーキ・チャンバのロッドのストロークをチェック
 - ブレーキ・ドラムとライニングとのすき間をチェック

2 施設管理（自動車車庫の確保・管理を含む）

ポイント

1. 事業者は、事業用自動車を保管する車庫を適切に確保しておかなければならない。
2. 事業者は、事業用自動車の使用の本拠ごとに、点検及び清掃のための施設を設けなければならない。
3. 整備管理者は、業務として自動車車庫を管理しなければならない。

解説

1

施設管理とは

- ① 車庫及び敷地内の点検、給油、洗車の施設や整備工場等の検討、運営
- ② 整備要員の確保
- ③ 点検用具、燃料油脂の供給設備、給排水設備等の管理

を指します。

2

自動車の保管場所の確保

事業者は、道路以外の場所に自動車の保管場所を確保しなければなりません（自動車の使用の本拠との距離やその他政令で定める要件を備えるものに限る）。

自動車の使用の本拠の位置と保管場所との距離は国土交通大臣の定める地域と距離によります。

3

自動車車庫の配置

事業者は、原則として、営業所に併設して車庫を配置しなければなりません。また、営業所に併設できない場合には、車庫と営業所が常時密接な連絡をとれる体制を整備するとともに、点呼等が確実に実施される体制を確立する等運行管理が十分できるように車庫を設置しなければなりません。さらに、車両と車庫との境界及び車両相互間の間隔が50cm以上確保され、車両数すべてを収容できるものであること、使用権限を有すること等事業を運営するにあたり適切に車庫を設置しなければなりません。

4

自動車車庫の基準

- (1) 自動車車庫は、自動車車庫以外の施設と明瞭に区別されていること。
- (2) 自動車車庫の面積は、常時保管しようとする自動車について、日常点検並びに自動車の清掃及び調整が実施できる広さを有すること。
- (3) 自動車車庫は、測定用器具、作業用器具、工具及び手工具を有すること（具備すべき工具の詳細は省略）。
- (4) 自動車車庫と営業所との距離やその他の具体的な基準は、地方運輸局（沖縄総合事務局を含む。以下同じ。）による公示を確認すること。

車庫や敷地内の点検
洗車などの施設や
整備工場等の検討、運営

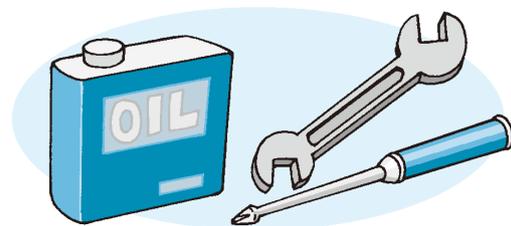


施設管理とは

整備要員の確保



点検用具、燃料油脂の供給
設備、給排水設備等の管理



根拠規程

- ・貨物自動車運送事業輸送安全規則第 6 条（自動車車庫の確保）、第 14 条（点検等のための施設）
- ・道路運送車両法施行規則第 32 条（整備管理者の権限等）第 1 項第 8 号
- ・自動車点検基準第 6 条（自動車車庫の基準）
- ・運輸省告示第 340 号「自動車の保管場所の確保に関する法律施行令第 1 条第 1 号の規定に基づき運輸大臣が定める地域及び運輸大臣の定める距離」
- ・国自貨第 69 号（平成 25 年 10 月 9 日）「一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業の許可及び事業計画変更認可申請等の処理方針について」
- ・国自安第 203 号、国自貨第 61 号、国自整第 291 号（平成 26 年 12 月 25 日）「貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について」第 6 条

1 運転者台帳の作成

ポイント

1. 事業者は、運転者ごとに次に掲げる事項を記載し、所定の写真を貼付した一定の様式の運転者台帳を作成し、これを運転者の所属する営業所に備えて置くこと。
 - (1) 作成番号及び作成年月日
 - (2) 事業者の氏名または名称
 - (3) 運転者の氏名、生年月日及び住所
 - (4) 雇入れの年月日及び運転者に選任された年月日
 - (5) 道路交通法に規定する運転免許に関する次の事項
 - ① 運転免許証の番号及び有効期限
 - ② 運転免許の年月日及び種類
 - ③ 運転免許に条件が付されている場合は、その条件
 - (6) 事故を引き起こした場合または道路交通法第 108 条の 34(使用者に対する通知)の規定による通知を受けた場合はその概要
 - (7) 運転者の健康状態
 - (8) 輸送安全規則第 10 条第 2 項(従業員に対する指導及び監督)の規定に基づく指導の実施及び適性診断の受診の状況
 - (9) 運転者台帳の作成前 6 月以内に撮影した単独、上 3 分身、無帽、正面、無背景の写真
2. 事業者は、運転者が転任、退職、その他の理由により運転者でなくなった場合は、直ちにその運転者の運転者台帳に運転者でなくなった年月日及び理由を記載し、これを 3 年間保存しなければならない。

解説

1 (1)「事故を引き起こした場合」とは

道路交通法第 67 条第 2 項に規定する事故及び自動車事故報告規規則第 2 条に規定する事故をいいます。

記載の判断は、事故の発生に最も大きな責任を有する(第一当事者)場合のみとし、第二当事者以下は記載する必要はありません。

また、運転者が、第一当事者であるかどうか直ちに判断することができない場合は、判断を保留する旨を記載し、後日判断した時にその旨を記載するとともに、根拠となった資料の写しを添付します。

(2)「事故を引き起こした場合」には

当該事故の記録の作成に併せて運転者台帳に事故の発生日時、事故の発生場所及び事故の概要（損害の程度を含む。）を記載する必要があります。この場合、当該事故の記録の写しを添付するか、または、事故の発生日時及び損害の程度を運転者台帳に記載し、それ以外については当該事故の記録の作成番号等容易に事故の記録を参照できるようにするための情報を記載することで代えることができます。

2

道路交通法第 108 条の 34（使用者に対する通知）とは

運転者が、道路交通法違反等を行ったとき、事業者の責務によって生じたものと認められた場合、公安委員会から事業者に対して行われる違反内容の通知のことをいいます。

3

運転者の健康状態

運転者の健康状態は、労働安全衛生規則第 51 条の規定に基づいて作成された健康診断個人票、または同規則第 51 条の 4 に基づく健康診断結果の通知の写しを添付します。

4

輸送安全規則第 10 条第 2 項（従業員に対する指導及び監督）とは

次の運転者に対して、自動車の運行の安全を確保するために、「特別な指導」と「適性診断の受診」を受けさせることをいいます。

- ① 死者または負傷者が生じた事故を引き起こした者
- ② 新たに雇い入れた者
- ③ 高齢者（65 歳以上の者）

5

運行管理者の役割

運行管理者は、運転者台帳を作成し、営業所内に備えておかなければなりません。

6

その他

- ① 道路交通法第 108 条の 34（使用者に対する通知）の規定による通知を受けた場合には、通知の内容に基づいて、運転者台帳に違反の種別、年月日及び場所を記載させます。また、通知がない場合でも、道路交通法に違反して処分された場合には、極力自主的に運転者から事業者に報告させ、報告があったときは、運転者台帳にその概要を記載しなければなりません。
- ② 台帳の中で、運転免許関係の記載事項については、個々の運転者の状況を把握する観点から、運転免許証との照合により有効期限の更新等の変更があったときには、直ちに台帳に記載しなければなりません。



⑨ その他

●運転者台帳の記載の一例

① 常時選任運転者		運転者台帳	
2 運転者		事業者名	〇〇陸運株式会社
3 職員		営業所名	春日部本社営業所
4 整備士			
5 その他()			
<small>(注) 該当職種の番号に丸をつけ分類保存すること。</small>			
作成年月日	平成14年4月1日	作成番号	14-7
氏名	中村 一郎 (男)	生年月日	昭和45年10月10日
現住所	埼玉県春日部市南〇〇-△△-□□ TEL 048-〇〇〇-△△△	職 種	運転者
事業用自動車運転者としての選任年月日	平成14年5月1日	写 真	単独・上三分身、無帽・正面、無背景の台帳作成前6月以内に
変更理由		血液	
免許証番号	第30〇〇〇〇〇〇△△△□□号	取得年月日	平成2年9月18日
種類	大(特)大特・けん引・大2・普2・大特2・けん引2	条件	眼鏡等
有効期限	19年10月10日まで	番号	
履歴・運転経	最終学歴・前・前々勤務先 〇〇・△△・□□ 〇〇高等学校卒業 △△・〇〇・□□ △△運送株式会社 □□・〇〇・〇〇 〇△建設株式会社	備考	
資格	自動車の種類 定員又は積載量 経験年月 経験した事業所 乗用・バス(貨物) 2人 3.5t 6年3ヶ月 △△運送株式会社 乗用・バス(貨物) 3人 10t 年6ヶ月 〇△建設株式会社		
賞罰関係			
受診状況	報告書から手書で転記するか労働安全衛生規則の第51条に基づく健康診断個人票が51条4に基づく健康診断結果の写		
適性診断	受診対象の種類	実施年月日	実施機関名
断	初任診断	14年4月3日	自動車事故対策センター
		年月日	特設の指構なし
		年月日	
		年月日	
		年月日	
		年月日	
		年月日	
		年月日	
		年月日	
		年月日	
<small>(注) 受診対象の種類は、一般診断、特別診断、初任診断、適齢診断(65歳以上)、特定診断Ⅰ・Ⅱ</small>			
自動車事故歴 <small>(事故を引き起こした場合又は道路交通法第108条の34の規定による通知を受けた場合は、その概要。第1・第2当事者のみ判断が出来ない時は保留と記載し、後ではっきりした時点で結果とその根拠の書類を添付する。)</small>			
発生年月日	登録番号	事故の種類	有責・無責の別
年月日			有・双・無
年月日			有・双・無
年月日			有・双・無
年月日			有・双・無
年月日			有・双・無
違反歴	年月日	内容等	年月日
	年月日	内容等	年月日
	年月日	内容等	年月日
	年月日	内容等	年月日
	年月日	内容等	年月日
特別教育の実施状況(新任、高齢、特別) いずれかに○を付ける。			
14年4月17日	内容等	〇(高)高齢-特別	内容等
年月日	内容等	新任-高齢-特別	内容等
年月日	内容等	新任-高齢-特別	内容等
年月日	内容等	新任-高齢-特別	内容等
年月日	内容等	新任-高齢-特別	内容等
年月日	内容等	新任-高齢-特別	内容等
種類	加入年月日	保険の記号・番号	
健康保険	〇〇・△△・□□	〇〇〇〇	
厚生年金保険	△△・□□・〇〇	〇〇△△	
雇用保険	□□・〇〇・△△	□□□□	
労災保険	〇〇・□□・△△	△△△△△	
家族状況	氏名	生年月日	続柄
	中村 涼子	昭和50年5月5日	妻
	道彦	平成7年7月7日	長男
住居状況	通勤所要時間	1時間 10分	住居の種類
	家族などへの連絡方法	TEL.048-〇〇〇-△△△△	〇(アパ) マンション・寮
退職・死亡	事業用自動車の運転者でなくなった年月日 理由		
	年月日 事由(解雇の場合はその理由)		

出典 独立行政法人 自動車事故対策機構

根拠規程

- ・貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の5(運転者台帳)
- ・貨物自動車運送事業輸送安全規則第20条(運行管理者の業務)第1項第13号
- ・国自安第203号、国自貨第61号、国自整第291号(平成26年12月25日)「貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について」第9条の5

2 異常気象時等における措置

ポイント

1. 事業者は、異常気象、土砂崩壊、路肩軟弱等の道路障害により、輸送の安全確保に支障を生ずるおそれがあるときは、乗務員に対する適切な指示、その他輸送の安全を確保するために暴風警報等の伝達、避難箇所の指定、運行の中止等必要な措置を講じなければならない。
2. 運行管理者は、天災、異常気象及び土砂崩壊、路肩軟弱等の路線障害等により輸送の安全の確保に支障が生ずるおそれがあるときは、状況を的確に把握し、乗務員に対して暴風警報等の伝達、運行の中止、迂回、徐行運転、待避所の指定等を適切に指示しなければなりません。
3. 昨今、自然災害のうち雪害は、風水害に続き大きな問題となっています。事業者は、気象情報や道路における降雪状況等を適時に把握し、タイヤチェーンの装着及び安全運行が確保できないおそれがある場合の運行計画の変更等降積雪期における事故防止対策の徹底に努めなければなりません。

解説

1 異常気象時の運行措置と指示

運行管理者及び乗務員は、大雨、大雪、暴風雨、暴風雪、濃霧等の異常気象時や土砂崩壊、路肩軟弱等により運行に危険が伴う場合は、安全を確保するために適切な措置を講じなければなりません。

特に運行管理者は、異常気象時等の状況を的確に把握し、乗務員に対し、暴風警報の伝達、運行の中止、徐行運転、避難箇所の指定、貨物の保全等について適切な指示を行い、運行の安全を期さなければなりません。

豪雪地帯を運行する場合は、ダブルタイヤ用トリプル形チェーンを携行させる等、雪道対策を万全に整える必要があります。

雪道対策については、以下のURLからダウンロードできます。

http://www.jta.or.jp/info/snow_taisaku_manual.pdf

2 「異常気象時等処理要領」等の作成と周知徹底

事業者は、異常気象の発生時に適切な措置が講ぜられるように「異常気象時等処理要領」等を制定し、運行管理者はもとより乗務員全員に対して、周知させておく必要があります。

また、運行中の乗務員にも速やかに連絡が取れるよう、緊急連絡所等を指定する等緊急時における連絡体制を確立しておくことが必要です。

⑨ その他

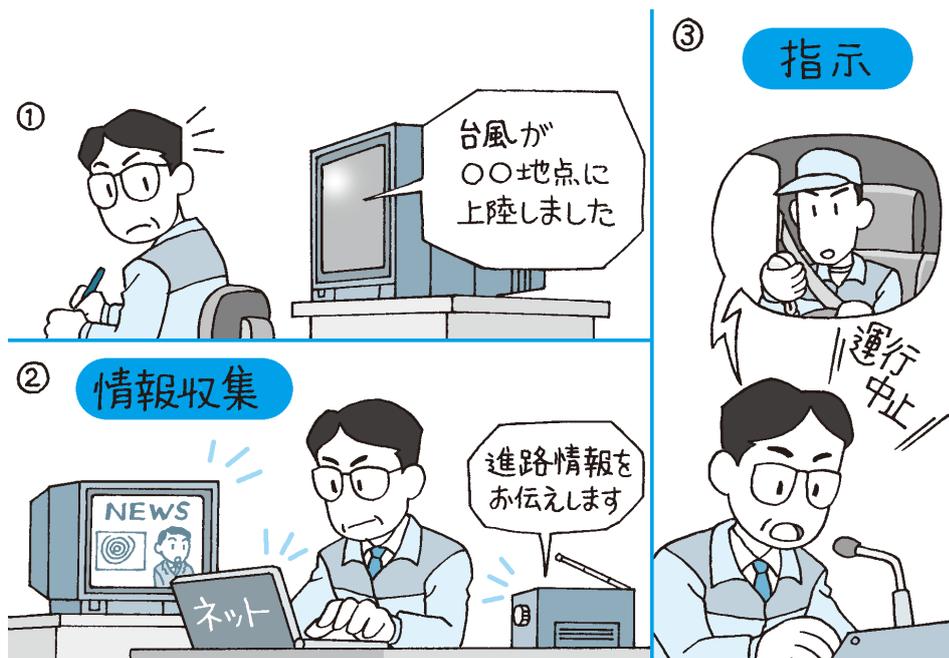
3 情報収集体制の整備

情報収集を迅速に、かつ的確に行うためには、インターネットや気象台、気象協会、放送局、日本交通情報センター及び運送事業者が設置している緊急連絡所等の一覧表を作成し、営業所等に掲示しておくとう便利です。

4 緊急地震速報

緊急地震速報は地震の発生直後に震源に近い地震計でとらえた観測データ（初期微動）を解析して震源や地震の規模を推定し、これに基づいて各地での主要動の到達時刻、震度を推定して素早く知らせる情報です。情報が発表されてから大きな揺れが到達するまでの時間は10秒から数十秒かかるといわれています。事業者は、乗務員に対して緊急地震速報を受信したときの避難行動等を十分に徹底しておく必要があります。

異常気象時の措置



根拠規程

- ・貨物自動車運送事業輸送安全規則第11条（異常気象時等における措置）
- ・貨物自動車運送事業輸送安全規則第20条（運行管理者の業務）第1項第15号
- ・国自安第203号、国自貨第61号、国自整第291号（平成26年12月25日）「貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について」第11条

全国トラックステーション

平成 27 年 11 月 5 日現在

T・S名	運行管理センター		所在地
	TEL	FAX	
札幌	011-897-9101	011-898-4919	北海道札幌市厚別区厚別東 5 条 1-1-2
苫小牧	0144-55-7491	0144-55-7509	北海道苫小牧市ウトナイ北 11-11-33
青森	017-729-2000	017-729-2266	青森県青森市大字荒川字品川 110-1
盛岡	019-688-1514	019-688-7183	岩手県滝沢市滝菓子 960-4
仙台	022-232-9336	022-238-4981	宮城県仙台市宮城野区苦竹 4-1-15
酒田	0234-33-1770	0234-33-1771	山形県酒田市宮海字新林 572-15
福島	024-558-6523	024-558-2261	福島県福島市飯坂町平野字若狭小屋 14-4
白河の関	0248-21-7167	0248-21-7168	福島県西白河郡泉崎村大字泉崎字夏針 15-1
茨城	0299-48-3455	0299-48-3468	茨城県小美玉市西郷地字新田 1390
矢板	0287-48-1919	0287-48-2466	栃木県矢板市乙畑 440-2
大宮	048-623-6815	048-625-4752	埼玉県さいたま市西区三橋 6-699-1
東神	046-261-1100	046-261-2000	神奈川県大和市上草柳 588
山梨	0553-47-3581	0553-47-3582	山梨県笛吹市一宮町坪井 2135
新潟	025-233-6961	025-230-1893	新潟県新潟市西区山田 196-1
新井	0255-73-7394	0255-73-7395	新潟県妙高市大字猪野山字田中町 120-6
金沢	076-257-2755	076-257-0165	石川県金沢市千木町ル 21-1
浜松	053-421-5311	053-422-4080	静岡県浜松市東区流通元町 2-3
安城	0566-98-8823	0566-98-8823	愛知県安城市尾崎町大縄 19-1
名古屋	052-303-2188	052-303-6879	愛知県名古屋市港区藤前 3-601
亀山	0595-82-3935	0595-82-6534	三重県亀山市小野町桜口 586-4
彦根	0749-26-0156	0749-26-0166	滋賀県彦根市鳥居本町字むさ満 2337-1
大阪	072-832-2362	072-832-2372	大阪府寝屋川市木屋元町 20-1
奈良・針	0743-82-0622	0743-82-0628	奈良県奈良市針町 487-1
岡山	086-277-4055	086-276-3496	岡山県岡山市中区倉富 285-19
尾道	0848-46-1882	0848-46-5107	広島県尾道市高須町字オケ久保 1193-3
三次	0824-63-0025	0824-63-0025	広島県三次市西酒屋町船所 1468
防府	0835-25-7770	0835-25-7771	山口県防府市大字大崎 17-2
徳島	088-683-0260	088-683-0261	徳島県鳴門市大麻町姫田字先達 13-1
北九州	093-581-5031	093-582-4068	福岡県北九州市小倉北区東港 1-3
鳥栖	0942-83-7035	0942-84-1587	佐賀県鳥栖市永吉町字来帰り 617-1
諫早	0957-26-8228	0957-26-8236	長崎県諫早市貝津町 1051-12
熊本	096-272-5539	096-272-7594	熊本県熊本市北区植木町鏡田 1061-5
大分	097-597-6233	097-597-0106	大分県大分市大字上戸次字宇土ノ口 6045-2
宮崎	0983-33-0880	0983-33-5369	宮崎県児湯郡新富町大字三納代字畑中 1765-1
鹿児島	099-281-5960	099-281-5965	鹿児島県鹿児島市西別府町 2941-19 (流通業務団体内)

■各都道府県トラック協会で建設・運営している T・S 休憩施設

平成 27 年 11 月 5 日現在

	運営する協会	所在地	電話
いわき共同休憩所	福島県トラック協会	福島県いわき市小名浜島字館下 19-1	0246-58-8223
会津方部共同休憩所		福島県会津若松市町北町大字始字見島 80-2	0242-24-4855
相馬方部共同休憩所		福島県相馬市赤木字松ヶ沢 144-7	0244-37-3070
塩尻休憩所	長野県トラック協会	長野県塩尻市広丘野村	—
碓氷休憩所	群馬県トラック協会	群馬県安中市松井田町入山 291-4	—
野中休憩所		群馬県前橋市野中町 597	—
館林休憩所		群馬県館林市赤生田町 568	—
東毛地区共同輸送サービスセンター		群馬県太田市八重笠 330	—
北毛地区運転者共同休憩所及び研修センター		群馬県渋川市白井 2128-1	0279-20-1009
鹿島トラック休憩所	茨城県トラック協会	茨城県鉾田市大字上沢字南砂子 8-4	—
県北トラック休憩所		茨城県日立市大字伊師字中谷地 1673-1	—
水戸トラック休憩所		茨城県水戸市三湯町 333	—
県西トラック休憩所		茨城県結城市大字小田林字西浦 1810-1	—
習志野 T.S	千葉県トラック協会	千葉県習志野市茜浜 1-10-2	047-451-5730

⑨ その他

道路交通情報のお問い合わせ先

新電話番号案内 Web サイト <http://www.jartic.or.jp/>
 携帯短縮ダイヤル（携帯電話・PHS 専用） # 8011

★ IP 電話専用局番 050 をお忘れなく !! ★

北海道地方	
北海道地方・札幌方面情報	050-3369-6601
北海道地方高速情報	050-3369-6760
函館方面情報	050-3369-6651
旭川方面情報	050-3369-6652
釧路方面情報	050-3369-6653
北見方面情報	050-3369-6654
東北地方	
東北地方・宮城情報	050-3369-6604
東北地方高速情報	050-3369-6761
青森情報	050-3369-6602
岩手情報	050-3369-6603
秋田情報	050-3369-6605
山形情報	050-3369-6606
福島情報	050-3369-6607
中部地方	
中部地方・愛知情報	050-3369-6623
東海地方高速情報	050-3369-6766
北陸道・東海北陸道情報	050-3369-6767
名古屋高速情報	050-3369-6677
富山情報	050-3369-6616
石川情報	050-3369-6617
福井情報	050-3369-6618
岐阜情報	050-3369-6621
静岡情報	050-3369-6622
三重情報	050-3369-6624
中国・四国地方	
中国地方・広島情報	050-3369-6634
中国地方高速情報	050-3369-6769
鳥取情報	050-3369-6631
島根情報	050-3369-6632
岡山情報	050-3369-6633
山口情報	050-3369-6635
四国地方・香川情報	050-3369-6637
四国地方高速情報	050-3369-6770
神戸淡路鳴門道・ 瀬戸中央道・西瀬戸道情報	050-3369-6772
徳島情報	050-3369-6636
愛媛情報	050-3369-6638
高知情報	050-3369-6639

関東甲信越地方	
全国・関東甲信越情報	050-3369-6600
東北・常磐・関越道情報	050-3369-6762
東名高速情報	050-3369-6763
中央・長野道情報	050-3369-6764
新潟地方高速情報	050-3369-6765
首都高速情報	050-3369-6655
茨城情報	050-3369-6608
栃木情報	050-3369-6609
群馬情報	050-3369-6610
埼玉情報	050-3369-6611
千葉情報	050-3369-6612
都内情報	050-3369-6613
神奈川情報	050-3369-6614
新潟情報	050-3369-6615
山梨情報	050-3369-6619
長野情報	050-3369-6620
近畿地方	
近畿地方・大阪情報	050-3369-6627
近畿地方高速情報	050-3369-6768
阪神高速情報	06-6538-0777
滋賀情報	050-3369-6625
京都情報	050-3369-6626
兵庫情報	050-3369-6628
奈良情報	050-3369-6629
和歌山情報	050-3369-6630
九州・沖縄地方	
九州地方・福岡情報	050-3369-6640
九州地方高速情報	050-3369-6771
福岡都市高速情報	050-3369-6680
北九州都市高速情報	050-3369-6688
佐賀情報	050-3369-6641
長崎情報	050-3369-6642
熊本情報	050-3369-6643
大分情報	050-3369-6644
宮崎情報	050-3369-6645
鹿児島情報	050-3369-6646
沖縄情報	050-3369-6647
全国共通ダイヤル	050-3369-6666
全国高速ダイヤル	050-3369-6700

4 運輸安全マネジメント

4-1 運輸安全マネジメントの適確な実施について

全ての事業者には、平成18年10月の貨物自動車運送事業法、貨物自動車運送事業輸送安全規則の改正及びそれに伴う告示により、経営トップから現場まで一丸となった安全管理体制の構築、全社内の安全意識の浸透及び安全最優先の風土の定着を図ること等を目的とした「運輸安全マネジメント制度」が導入されました。

運輸安全マネジメントは、経営トップから現場の運転者に至るまで「輸送の安全確保が最も重要」であることを自覚し、絶えず輸送の安全性の向上に努めなければならないことを求めています。

国土交通省では、導入からこれまでの運輸安全マネジメント評価の実績等を踏まえて、事業者における運輸安全マネジメントのさらなる実施を図るため、事業者の規模に応じた手引きを作成しました。全ての事業者は、この手引きを積極的に活用することで、運輸安全マネジメントを効果的に実施して安全管理体制の構築及び改善を図り、輸送の安全確保に努めなければなりません。

国土交通省では、運輸安全マネジメントを効果的に実施できるよう、事業者の規模に応じて2つの手引きが示されています。

別添1 規程等義務付け事業者及び規程等義務付け外事業者のうち、車両数が概ね100両以上または営業所が2以上である事業者

別添2 規程等義務付け外事業者のうち、車両数が概ね100両未満かつ営業所が1である事業者
手引きは、「<http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/03management/laws.html>」からダウンロードできます。



1 運輸安全マネジメントの概要

ポイント

1. 運輸安全マネジメントとは、PDCAサイクルを継続的に繰り返すことによって、輸送の安全確保を図るものである。
2. 運輸安全マネジメントは、日々実施している運行管理とは異なるものである。
3. 運輸安全マネジメント評価に当たっては、新たな取り扱いが定められた。
4. 事業者は、運輸安全マネジメントの実施の徹底と輸送の安全にかかわる情報を公表しなければならない。

解説

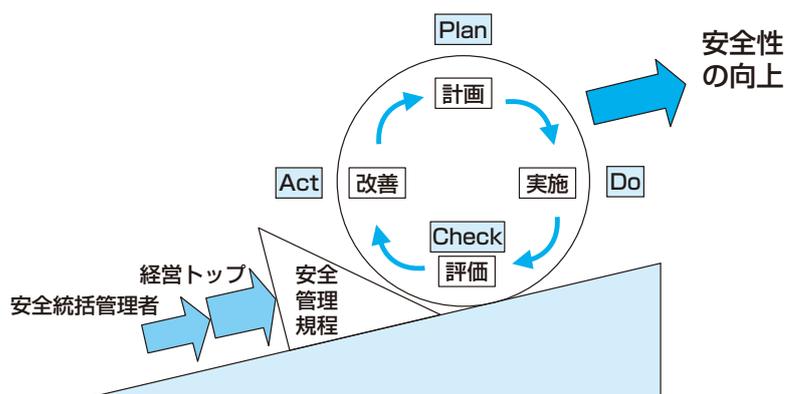
1 PDCAサイクルについて

運輸安全マネジメントは、

- ・「Plan（計画）……… 安全性の向上のための計画を作成する」
- ・「Do（実施）……… 計画に基づく安全対策を実施する」
- ・「Check（監視）……… 実施したことによる効果を評価する」
- ・「Act（改善）……… 改善ポイントを整理し、さらに計画を改善し実施する」

という定められた手順を、経営トップや安全統括管理者のリーダーシップのもと、継続的に繰り返すことにより、安全マネジメントの態勢が段階的に向上し、事業所内の安全文化が構築され、定着し、関係法令等の遵守と安全最優先の原則が徹底されてきます。

輸送の安全確保に係る PDCA サイクル



2 運行管理と運輸安全マネジメントの相違について

運行管理は、事業者及び運行管理者が、法令等で定められた事項をきちんと実施することにより、安全を確保するものです。

それに対して運輸安全マネジメントは、経営トップが「輸送の安全が最も重要である」ことを基本に事故防止のための方針を策定し、全従業員に周知することから始まり、方針に沿った

目標及び実施計画を作成し実施するとともに、常に状況をチェックし、改善すべき事項があれば直ちに是正するといった、事業者自らが安全性向上のために絶えず改善を図るものです。

3 運輸安全マネジメント評価制度の改正

国土交通省では、運輸安全マネジメント評価の実施に当たり、新たな取り扱いを定めました。その内容は、安全管理規程が義務付けられた事業者に限られていた評価が、中小企業にも拡大されました。

また、「第一当事者となる死亡事故を惹起した事業者」及び「危険物運搬車両による大量漏えい事故を惹起した事業者」等、安全性のレベルが低いと認められる事業者等から優先的に評価が実施されることとなりました。

4 運輸安全マネジメントの実施の徹底と安全に関する情報の公表・義務

全事業者は、輸送の安全が最も重要であることを自覚し、運輸安全マネジメントの実施により絶えず輸送の安全性の向上に努めなければなりません。その上で、安全規則に基づき輸送の安全にかかわる情報を、毎事業年度の経過後 100 日以内に外部に対して公表しなければなりません。安全規則に基づき公表しなければならない内容は、以下のとおりです。公表を忘れないよう注意して下さい。

(1) 安全管理規程が義務付けられた事業者が公表する内容

- ① 輸送の安全に関する基本的な方針
- ② 輸送の安全に関する目標及び当該目標の達成状況
- ③ 自動車事故報告規則第 2 条に規定する事故に関する統計（総件数及び類型別の事故件数）
- ④ 安全管理規程
- ⑤ 輸送の安全のために講じた措置及び講じようとする措置
- ⑥ 輸送の安全に係る情報の伝達体制その他の組織体制
- ⑦ 輸送の安全に関する教育及び研修の実施状況
- ⑧ 輸送の安全に係る内部監査の結果並びにそれに基づき講じた措置及び講じようとする措置
- ⑨ 安全統括管理者に係る情報

(2) 安全管理規程の義務付けがない事業者が公表する内容

- ① 輸送の安全に関する基本的な方針
- ② 輸送の安全に関する目標及び当該目標の達成状況
- ③ 自動車事故報告規則第 2 条に規定する事故に関する統計（総件数及び類型別の事故件数）

上記内容以外に、次に掲げる情報も公表することが望まれます。

- ① 輸送の安全のために講じた措置及び講じようとする措置
- ② 輸送の安全に係る情報の伝達体制その他の組織体制
- ③ 輸送の安全に関する教育及び研修の実施状況
- ④ 輸送の安全に係る内部監査の結果並びにそれに基づき講じた措置及び講じようとする措置

(3) 安全規則に基づく行政処分について

「輸送の安全確保命令」、「事業改善命令」及び「自動車その他の輸送施設の使用停止処分、事業停止処分」を受けた時は、その「処分内容」及び「改善報告書」等を遅滞なく公表しなければなりません。

5

公表の方法

事業者は、できる限り多くの方々が情報を知り得るよう、自社の実状に応じた方法で公表します。

公表の方法（例）

1. 場所

- ① 前頁の4(1)及び4(2)の情報は、本社及び全営業所
- ② 前頁の4(3)の情報は、本社及び行政処分を受けた営業所

2. 手段

- ① 自社ホームページへの掲載
- ② 報道機関等へのプレス発表
- ③ 自社広報誌等への掲載
- ④ 営業所等利用者が出入りする自社施設における掲示 等

6

運輸安全マネジメント制度の一層の浸透・定着について

国土交通省は、運輸安全マネジメント制度の効果的・効率的な浸透・定着を図るため、当面、試験的に第三者機関によるマネジメント評価の実施を認める措置を導入しています。

(1) 認定機関による評価の実施

国土交通省が認めた機関（認定機関）が行うマネジメント評価は、国土交通省が実施するマネジメント評価と同等に取り扱うものとしています。

なお、認定機関の行う評価については、自社の安全マネジメント取組状況を客観的に把握できることから、より一層安全・安心の推進を図る上で、有効と考えます。

現在の認定機関は、下記一覧表のとおりですので、評価を希望等される事業者の方々は、当該認定機関へお問い合わせください。

■運輸安全マネジメント評価の第三者認定機関

名 称	住 所	連 絡 先
独立行政法人 自動車事故対策機構	東京都墨田区錦糸 3-2-1	03-5608-7560
東京海上日動リスクコンサルティング株式会社	東京都千代田区丸の内 1-2-1	03-5288-6586
損保ジャパン日本興亜リスクマネジメント株式会社	東京都新宿区西新宿 1-24-1 エステック情報ビル	03-3349-5436
一般財団法人 日本品質保証機構	東京都千代田区神田須田町 1-25 JR 神田万世橋ビル	03-4560-5710
株式会社 インターリスク総研	東京都千代田区神田淡路町 2-105 ワテラスアネックス	03-5296-8916

(平成27年3月1日現在)

(2) 運輸安全マネジメントの取り組み等に対するインセンティブ

地方運輸局は、国土交通省または認定機関のマネジメント評価を受けた事業者については、マネジメント評価の内容に応じて、長期未監査を理由とする巡回監査及び呼出監査の対象としないことができるものとしています。

(3) 運輸安全マネジメント制度に関する認定されたセミナー、講習会等の活用

国土交通省では、民間機関等が実施する運輸安全マネジメントに関するセミナー及び講習会等のうち、その実施内容が運輸安全マネジメント制度のさらなる浸透・定着に有効なものを「認定する制度」を構築し、事業者に対し、機会を捉えてこれらのセミナーや講習会等の紹介をするとともに積極的に参加することをすすめています。

このセミナー等を受講し、受講内容を活用して安全管理体制の構築、強化に取り組んでいることが調査票により確認された事業者については、(2)と同様の措置がとられる場合があります。

■認定セミナーの実施機関

名 称	住 所	連 絡 先
東京海上日動 リスクコンサルティング株式会社	東京都千代田区丸の内 1-2-1	03-5288-6586
損保ジャパン日本興亜 リスクマネジメント株式会社	東京都新宿区西新宿 1-24-1 エステック情報ビル	03-3349-5436
株式会社 インターリスク総研	東京都千代田区神田淡路町 2-105 ワテラスアネックス	03-5296-8916
一般財団法人 日本品質保証機構	東京都千代田区神田須田町 1-25 JR 神田万世橋ビル	03-4560-5720
一般社団法人 日本海事検定協会	神奈川県横浜市中区海岸通り 1-3	045-201-2843
独立行政法人 自動車事故対策機構	東京都墨田区錦糸 3-2-1 アルカイーストビル	03-5608-7609
公益財団法人 関西交通経済研究センター	大阪府大阪市西区西本町 1-7-2 ウエストスクエアビル	06-6543-6291

(平成 27 年 3 月 1 日現在)

4-3 規程等義務付け外事業者（車両数概ね100両未満かつ営業所が1である事業者）が講ずべき措置

1 中小規模事業者を対象とした安全管理の進め方

ポイント

1. 事業者は、輸送の安全に関する基本的な方針を作成し、その内容を従業員に対して周知徹底する。
2. 事業者は、輸送の安全に関する情報の伝達、法令の遵守、必要な手順・規則の作成及び従業員に対する定期的な教育の実施等社内体制を整備する。同時に、下請事業者の安全管理体制及び事故時の対応も整備する。
3. 事業者は、年に1回、「安全管理の取組状況の自己チェックリスト」を活用して、安全管理の取組状況を点検する。

解説

1

事業者の役割

事業者は、輸送の安全に関する基本的な方針を作成し、その内容を従業員に対して周知徹底します。そして、安全方針を実現するため、年に1回具体的な目標と計画を定め、必要な人員や設備の確保・整備等体制を整備し、必要な予算を確保します。

また、事業者は、事故が発生した場合の対応方法をあらかじめ決めておくとともに、安全管理の取組状況を年1回点検し、問題があれば改善しなければなりません。

さらに、事業者は、安全統括管理者を選任し、社員に対して輸送の安全の確保が最も重要であることを徹底させます。

安全統括管理者の責務

- ① 安全方針の社内周知を行うこと。
- ② 安全目標を作成し、従業員を指揮・指導し、安全目標の達成に向けた取り組みを積極的に行うこと。
- ③ 事業者との連絡を密にし、輸送の安全に関する情報を集め、事業者に適時・適切に報告すること。
- ④ 会社の人員規模に応じた安全管理の取組体制を決め、各自の役割を定め、社内に周知すること。
- ⑤ 安全管理の取組状況を年に1回は点検し、その結果を事業者に適時・適切に報告すること。

2

安全管理の実施

事業者、安全統括管理者、その他の従業員は、一丸となって輸送の安全に向け次のとおり、安全管理の取り組みを実施します。

(1) 輸送の安全に関する情報の伝達

事業者は、適時・適切に輸送の安全に関する情報を社内に伝えるとともに、現場の声を把握しなければなりません。

(2) 法令等の遵守

従業員は、輸送の安全に必要な関係法令、通達及び社内規則を遵守するとともに、事業者はそれらの状況を定期的に確認しなければなりません。

(3) 輸送の安全に必要な手順・規則

事業者は、従業員に指示するなどして、輸送の安全に必要な手順・規則を作成し、社内に周知します。

(4) 下請事業者の利用

下請事業者を利用する場合は、無理な到着時間の運行を依頼する、積込み前に貨物量を急に増やす等、下請事業者の輸送の安全の確保を阻害する行為を行ってはなりません。

また、下請事業者と長期契約を結ぶ等の密接な関係にある場合は、下請事業者における安全管理体制の構築・改善について指導を行います。

(5) 教育・訓練

事業者は、従業員に対し、安全運行に必要な教育・訓練を定期的実施する必要があります。また、外部が主催するセミナーや講習会等を活用し、その内容を社内に展開することが重要です。さらに、それらの実施状況を記録し、保管しておきます。

(6) 事故等の対応

従業員は、事故が発生した場合、定められた方法に基づき、事業者はその情報を報告しなければなりません。そして、事業者は、報告を受けた事故について、再発防止策を検討・実施します。

また、自動車事故報告規則に定める事故があった場合は、国土交通省へ必要な報告または届出を行わなければなりません。

3

安全管理の取組状況の点検と改善

事業者は、自ら、少なくとも年1回、安全目標の達成状況や安全管理の取組状況を、「安全管理の取組状況の自己チェックリスト」の活用等により、点検しなければなりません。

そして、点検の結果、問題があった場合には、必要な改善を行います。改善を行った事例については、記録として保管しておきます。

2 運輸安全マネジメント 実施に当たっての留意点

ポイント

1. 事業者は、安全方針に「法令や社内規則を守ること」及び「輸送の安全が第一であること」を明記する。
2. 事業者は、安全目標を作成する際は、安全方針に則しているか、達成度が把握できるか等を考慮しなければならない。
3. 事業者は、安全目標達成のための方策を積極的に取り組む必要がある。
4. 事業者は、安全管理の取組状況を常に点検する必要がある。

解説

1

安全方針の作成と社内周知の徹底

安全方針には、「法令や社内規則を守ること」や「輸送の安全が第一であること」を明記しなければなりません。

安全方針の社内通知の例としては、事務所への掲示、安全方針を記載した携帯カードの社員配布、点呼・各種会議での冒頭唱和等で周知徹底を図ります。

2

安全方針実現のための安全目標の定め方

安全目標を作成するに当たっては、安全方針の趣旨に沿っていること、目標の達成度が把握できること、及び現場での課題が反映されていること等を考慮しなければなりません。

また、安全目標は、その達成状況を把握することができるよう、可能な限り、数値で表されるものにしましょう。

3

安全目標の実現に向けた方法

安全目標を達成するためには、運転者に対する安全教育を計画的に取り組む、ヒヤリ・ハット情報を収集して事故防止に役立てる等安全目標の実現に向けた方法を考慮します。

4

安全管理の取組状況に対する点検

事業者は、「安全目標の達成状況」や「安全管理の取組状況」を点検する必要があります。点検は、「安全管理の取組状況の自己チェックリスト」を活用して行います。

●安全管理の取組状況の自己チェックリスト

別添

中小規模事業者用

「安全管理の取組状況の自己チェックリスト」の例

(※)以下のチェックリストを活用し、年に1回は自社の運輸事業の安全の取組み状況を定期的に確認しましょう。また、チェックリストは記録・保管し、次回のチェックの際、昨年との比較を行いましょう。

自己点検チェックポイント		判定	点検日 年 月 日	特記事項
1	代表者(経営者)は、法令を守ること、安全を最優先とすることなどの考え方を盛り込んだ安全方針を作っているか。			
2	代表者(経営者)は、安全方針を社内周知しているか。			
3	代表者(経営者)又は安全統括責任者は、安全方針を実現するため、1年ごとに安全目標を作っているか。			
4	安全運行に努め、安全目標を達成したか。			
5	代表者(経営者)は、重大事故が発生した場合の対応方法を定めているか。			
6	代表者(経営者)は、安全に必要な設備の更新・整備や人員の配置等を行っているか。			
7	安全統括責任者は、安全方針を社内周知しているか。			
8	安全統括責任者は、その職務を把握し、社員を指揮・指導し、安全目標の達成に向けた取組みを積極的に行っているか。			
9	安全統括責任者は、代表者(経営者)との連絡を密にし、輸送の安全に関する情報を集め、代表者(経営者)に報告しているか。			
10	安全統括責任者は、安全管理の実施体制における各自の責任・役割を明確に定めているか。			
11	安全統括責任者は、安全管理の実施体制における各自の責任・役割は周知しているか。			
12	社内において、輸送の安全に関する定期的な話し合いを行っているか。			
13	代表者(経営者)は、社員と直接話す機会を作り、安全に関する指示・指導をしたり、社員から意見・要望を聴いたりしているか。			
14	旅客から輸送の安全に関する意見・要望を収集しているか。			

15	関係法令や社内規則を遵守して、安全運行しているか。		
16	安全管理・運行管理に関する社内規程が適切に管理されているか(必要な部署への配付・保管、改廃手続きの適切な実施と表示)。		
17	(トラックの場合)下請事業者の輸送の安全を阻害することをしないようしているか。		
18	安全運行に必要な教育・訓練を定期的に実施しているか。		
19	代表者(経営者)や安全統括責任者等は、外部が主催する運輸安全管理に関する研修等に参加しているか(社内教育の受講も含む)。		
20	17及び18の教育・訓練等の実施状況を記録しているか。		
21	事故が発生した場合、代表者(経営者)まで事故の情報が現場から報告されるようになっているか。		
22	発生した事故の再発防止策を考え、実行しているか。		
23	ヒヤリ・ハット情報を集め、事故防止に活用しているか。		
24	他社の事故事例などを集め、自社の事故防止に活用しているか。		
25	緊急通報・連絡先を少なくとも1年ごとに見直し、電話番号等に変更がないかどうか確認をしているか。		
26	21から25の実施状況を記録しているか。		
27	事故が発生した場合、必要な報告を国土交通省にしているか。		
28	代表者(経営者)は、少なくとも年に1回は安全の確保に向けた取組状況(安全目標、安全目標達成に向けた取組、安全管理の取組体制、情報の伝達体制、事故防止策、教育・訓練等)を点検し、問題があれば改善しているか。		
29	28の実施状況を記録しているか。		

※ 実施している場合は『判定』欄に○、実施していない場合は×を記入すること。

※ 『特記事項』欄には、自社で行っている取組の概要や取組みが困難な理由・問題、

前回のチェック時から改善した点などを記入すること。

安全の確保の状況の点検の結果判明した問題とその解決のため対応した状況		
判明した問題	実施日	解決のため対応した状況

年 月 日
署名:(代表者又は安全統括責任者)

1 義務付け事業者を対象とした安全管理の進め方

ポイント

1. 事業者は、経営トップ自らが全ての現場を直接管理ができないこともあるため、安全統括管理者の選任及び安全管理規程の設定により、事業者全体の安全確保の仕組みを構築し、運輸安全マネジメントを適確に実施しなければならない。
2. また、事業者は、上記以外の実施事項の内容を適確に実施することにより、自社の運輸事業の安全管理に積極的に取り組まなければならない。
3. 実施事項は解説に示すとおり、1～11まであり、それぞれについて実施すべき内容及び含めなければならない内容が定められているので、それらを十分理解した上で、自社の状況に即した体制を構築しなければならない。

解説

1 経営トップの責務等

(1) 経営トップの責務

経営トップには、以下のとおりの責務を定めます。

- ・輸送の安全の確保に関する最終的な責任を有する。
- ・社員に対し、法令遵守と安全が重要との意識を徹底する。
- ・輸送の安全に関する方針の策定、重点施策、目標、計画の策定及び重大事故等発生時の対応体制の整備に主体的に関与する。
- ・予算の確保及び組織体制の構築等必要な措置を講じる。
- ・安全統括管理者の意見を尊重するとともに、会社全体の安全管理体制の見直しに主体的に関与する。

(2) 社内体制の構築に当たって

経営トップは、組織体制を構築するためには、以下の内容を含めます。

- ・安全統括管理者、統括運行管理者、運行管理者及び整備管理者を選任する。
- ・組織体制及び指揮命令系統の決定と、その組織図を作成する。
- ・社員は、各管理者からの指示を受けだけでなく、常に技能等の向上に努め、安全な運行等輸送の安全の確保を行う。
- ・支社、支店または営業所がある会社で、責任・権限の一部を支社長、支店長、営業所長等に委ねている場合には、支社等も含め、組織体制及び指揮命令系統を決定し、その組織図を作成する。

(3) 安全統括管理者について

① 選任・解任

事業者は、経営トップのうちから、事業用自動車の運行の安全を確保に関する業務、事業用自動車の点検及び整備の管理に関する業務及び前述の業務その他の輸送の安全の確保に関する業務を管理する業務に3年以上従事した経験を有する者等、法令で定める要件にあった者の中から安全統括管理者を選任します。

また、国土交通大臣の解任命令が出されたとき、やむを得ない事由により職務を引き続き行うことが困難になったとき、法令等の違反及び輸送の安全の確保の状況確認を怠る等により、職務を引き続き行うことが輸送の安全の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、解任できます。

② 責務

事業者は、以下の内容を含む安全統括管理者の責務を定めます。

- ・社員に対し、関係法令等の遵守と輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底する。
- ・実施及び管理の体制を確立、維持する。
- ・方針、重点施策、目標及び計画を着実に実施する。
- ・報告連絡体制を構築し、社員に対し周知を図る。
- ・状況について、定期的に、かつ必要に応じて、随時、内部監査を行い、経営トップに報告する。
- ・経営トップ等に対し、必要な改善に関する意見具申を行う等、事故防止その他の安全対策について必要な改善措置を講じる。
- ・運行管理が適正に行われるよう、運行管理者を統括管理する。
- ・整備管理が適正に行われるよう、整備管理者を統括管理する。
- ・社員に対して必要な教育または研修を行う。
- ・その他の事務の統括管理を行う。

2 輸送の安全に関する基本的な方針等

(1) 輸送の安全に関する基本的な方針

- ① 事業者は、基本的な方針を以下のとおりの内容を含めて設定し、社内に周知します。
 - ・社長は、輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、社員に輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底させる等、主導的な役割を果たす。
 - ・安全マネジメントを確実に実施し、全社員が一丸となって業務を遂行することにより、絶えず輸送の安全性の向上に努める。
 - ・輸送の安全に関する情報を積極的に公表する。
- ② 事業者は、安全方針の各社員の理解度、事業者内部への浸透度合い、遵守状況等を内部監査その他の手段で定期的に把握し、少なくとも1年ごとに見直しを行います。

(2) 輸送の安全に関する重点施策

- ① 安全方針に基づき実施すべき重点施策には、以下の内容を含めます。
 - ・輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底し、法令及び安全管理規程に定められた事項を遵守する。
 - ・費用支出・投資を積極的かつ効率的に行うよう努める。
 - ・内部監査を行い、必要な是正措置または予防措置を講じる。

- ・情報の連絡体制を確立し、社内において必要な情報を伝達・共有する。
- ・教育及び研修に関する具体的な計画を作成し、これを適確に実施する。
- ② グループ企業は、持ち株会社及び傘下の企業が密接に協力することにより安全性の向上に努める等、一丸となって安全性の向上に努めます。
- ③ トラック事業者が下請事業者を利用する場合は、以下のような輸送の安全の確保を阻害する行為を行わないこととします。
 - ・到着時間等について安全の確保が困難な無理な運行を依頼する。
 - ・積込み前に運送する貨物量を増やす急な依頼をする。 等
 ※また、下請事業者と長期契約を結ぶ等の密接な関係にある場合は、下請事業者における安全管理体制の構築・改善について要請・指導します。

(3) 輸送の安全に関する目標と計画

- ① 事業者は、安全方針に基づき、以下のような達成すべき目標を設定します。
 - ・事故件数
 - ・輸送の安全に関する投資額（安全教育費、安全表彰経費、ドライブレコーダー等のハード整備費等）
 - ・安全教育実施回数及び受講員数
- ② 目標の設定では、必要に応じて、会社全体の目標の他支社等の目標も設定します。
- ③ 事業者は、目標を達成するため、重点施策に応じて必要な取組計画を作成します。
- ④ 計画の作成に当たっては、以下の事項を考慮し、輸送の安全の現状、問題点を具体的かつ正確に把握し、輸送の安全性の向上につながる改善効果の高いものになるようにします。
 - ・自社の人材、車両、施設、運行の状況等の現状
 - ・事故、ヒヤリ・ハット等の発生状況
 - ・前年度の計画の実施状況
 - ・内部監査、保安監査及び運輸安全マネジメント評価の結果
 - ・現場からの改善提案・要望
 - ・利用者・顧客からの要望・クレーム 等
- ⑤ 事業者は、安全方針に基づき、目標を達成すべく計画に従い、重点施策を着実に実施します。
- ⑥ 事業者は、目標及び計画を少なくとも1年ごとに、進捗・達成状況の把握等をした上で必要な見直しを行います。

3 輸送の安全に関する費用支出及び投資

事業者は、費用の支出及び投資を積極的・効率的に行うよう努めることが大切です。その際、自社の人材、車両、施設等の実態を把握し、事故、ヒヤリ・ハット情報等を十分に分析の上、安全対策が効果的に行われるよう、重点的に費用支出及び投資を行います。

4 輸送の安全に関する情報伝達・共有

(1) 事業者は、次のとおり、社内において的確な情報伝達を行います。

- ① 経営管理部門（経営トップを含む。）と現業実施部門との双方向コミュニケーションとして、経営管理部門から現場への一方向の情報伝達だけでなく、現場で顕在し、または

潜在している課題等が現場から経営管理部門に対して報告・上申される仕組みを構築し、適切に運用する。

- ② 関係する部門間の情報の共有不足等に起因するトラブル等を防止するため、事業者内部において縦断的、横断的に必要な情報を共有します。

(2) 旅客関係のため省略

(3) 事業者の管理実態等を踏まえ、必要に応じ、以下に掲げるような措置を講ずることが適切です。

- ① 情報のデータベース化とそれに対する容易なアクセス手段の確保
② 経営トップ等への目安箱等のヘルプラインの設置

(4) 情報公開

事業者は、通達で定められた情報を公表します。

5

事故情報等の収集及び活用

- (1) 事業者は、事故及びヒヤリ・ハットの定義及び報告手順を定め、それらの情報を収集するとともに、重要と認める情報については、適時、適切に経営トップまで報告します。
- (2) 事業者は、収集した情報を、関係部署において整理・分類し、類型化します。
- (3) 事業者は、類型化した情報を基に、原因分析を行うべき事象を抽出し、事故等が発生した原因の分析を行い、その分析結果を踏まえ、対策を立てるべき原因を絞り込みます。
- (4) 事業者は、絞り込んだ原因を基に、事故等の再発防止・未然防止のための対策を検討し、実施します。
- (5) 事業者は、必要に応じ、類型化した情報等を参考に、潜在的な危険を洗い出し、潜在的な危険が生じる可能性と事故につながる可能性、事故につながった場合の影響の大きさの評価を行い、対策を立てるべき潜在的な危険を選定します。
- (6) 事業者は、選定した潜在的な危険から生じる可能性のある事故の未然防止のための対策を検討・実施します。
- (7) 事業者は、実施した再発防止・未然防止対策について、その効果を把握し、必要な見直しを行います。
- (8) 事業者は、必要に応じ、以上の取り組みが円滑に行われるよう事故、ヒヤリ・ハット情報等の収集・活用のシステムを構築します。
- (9) 事業者は、事故等の再発防止・未然防止の観点から他の事業者や他のモードにおける事故等の事例を的確に活用する。

取り組みの具体的手法等については、国土交通省大臣官房運輸安全監理官室が平成21年4月に作成・公表した冊子「事故、ヒヤリ・ハット情報の収集・活用の進め方～事故の再発防止・予防に向けて～（自動車モード編）」を参照してください。

6

事故、災害等発生時の対応

- (1) 事業者は、事業者全体として対応しなければならないような程度・規模の重大な事故等が発生した場合に備え、適切かつ柔軟に必要な措置が講じることができるように、責任者を定め、応急措置及び復旧措置の実施、事故等の原因、被害等に関する調査及び分析等に係る責任・権限等必要な事項を明らかにした対応手順を定め、事業者内部に周知します。

- (2) 対応手順は、いたずらに複雑かつ緻密な手順とならないようにします。
- (3) 事業者は、対応手順を実効的なものとするため、事業者の事業規模、事業内容に応じ、適当な想定シナリオを作成し、定期的に全社的な重大事故等対応訓練を行います。
- (4) 重大な事故等の発生時には、事故等発生速報を関係する社員に伝達するとともに、適宜、事故等の内容、事故等の原因、再発防止策等を伝達し、全組織で迅速かつ的確な対応を図ります。
- (5) 事業者は、自動車事故報告規則に定める事故があった場合は、国土交通省へ必要な報告または届出を行い、また、災害等により事故等があった場合は、国土交通省その他関係機関に必要な情報提供を行います。

7

関係法令等の遵守の確保

以下に掲げる事項に関し、関係法令等の規定を遵守します。

- (1) 輸送に従事する社員の確保
- (2) 輸送施設の確保及び作業環境の整備
- (3) 安全な輸送サービスの実施及びその監視
- (4) 事故等への対応
- (5) 事故等の再発防止措置及び予防措置

8

輸送の安全に関する教育・訓練

- (1) 事業者は、安全管理体制の確立、実施、維持、改善に直接従事する者（経営トップ、安全統括管理者等経営管理部門で安全管理に従事する者）及び内部監査を担当する者に対して、安全管理体制のコンセプトを理解させるため、以下の事項に関し必要な教育・訓練を計画的に実施した上で、その効果を把握・検証し、必要に応じ、教育・訓練の内容等の見直し・改善を図ります。
 - ① 本手引の内容（運輸安全マネジメント制度の趣旨・ねらいを含む。）
 - ② 安全管理規程の内容
 - ③ 関係法令等
 - ④ 安全管理体制におけるPDCAサイクルの概念 等
- (2) 教育・訓練の内容は、安全管理体制の運営に必要とされるもので、社員が理解しやすい具体的なものとします。
- (3) 事業者の全社員に対し、「世界で最も安全な公共交通機関を目指す」等の理念を持ち、自分たちの職業に自尊心を持って安全対策に取り組むことができるよう、以下の事項に適切に取り組むこととします。
 - ① 現場社員の必要な能力の習得及び獲得した技能の維持のための教育・訓練・研修を計画的に実施した上で、その有効性、効果を把握・検証し、必要に応じ、教育・訓練の内容等の見直し・改善を図る。
 - ② 「事故」体験を共有する。

9

安全管理体制に係る内部監査

- (1) 事業者は、安全管理体制が以下の基準を満たしているかどうかを明確にするために、内部監査を実施します。なお、内部監査の範囲は、安全管理体制全般とし、経営管理部門

及び現業実施部門に対して行うものとします。

- ① 安全管理体制が、安全管理規程に適合しているか、及び事業者が決めた安全管理体制に関する規程・手順に適合しているか。
- ② 安全管理体制が適切に運営され、有効に機能しているか。
- (2) 内部監査は、少なくとも1年ごとに実施し、重大事故等が発生した際は、適宜必要な内部監査を実施します。
- (3) 内部監査の実施に当たっては、内部監査を受ける部門の業務に従事していない者が監査を実施する等、監査の客観性が確保できるようにします。
- (4) 内部監査を効果的に実施するため、内部監査を担当する者には、内部監査の方法等について、必要な教育・訓練を実施します。
- (5) 内部監査の実施に当たっては、経営トップ等がその重要性を事業者内部に周知徹底する等の支援を行うものとします。

取り組みの具体的手法等については、国土交通省大臣官房運輸安全監理官室が平成19年1月に作成・公表した冊子「安全管理体制に係る内部監査の理解を深めるために」を参照してください。

10 マネジメントレビューと継続的改善

(1) マネジメントレビュー（経営トップ自らが行う安全管理体制全般の見直し）

- ① 経営トップは、事業者の安全管理体制が適切に運営され、有効に機能していることを確かなものとするために、少なくとも1年ごとにマネジメントレビューを行うとともに、重大事故等が発生した際は適宜実施します。
- ② マネジメントレビューの際には、安全管理体制の実施状況、安全管理体制に係る内部監査の結果、事故・トラブル等の発生状況、現場や利用者からの意見・要望、保安監査結果、及び運輸安全マネジメントの評価結果等を確認した上で、安全管理体制の改善の必要性と実施時期について検討を行います。
- ③ マネジメントレビューの具体的な実施体制及び方法は、事業者の安全管理の実態に見合ったものとします。

(2) 継続的改善

- ① 安全管理体制が適切に機能するように継続的に改善措置を行います。
- ② 継続的改善を行う際には、輸送の安全に関する目標及び計画の達成状況・進捗状況、安全管理体制に係る内部監査の結果、事故・トラブル等の発生状況、現場や利用者からの意見・要望、保安監査結果、運輸安全マネジメント評価結果等から明らかになった課題等について、必要な是正措置及び予防措置を講じます。

取り組みの具体的手法等については、国土交通省大臣官房運輸安全監理官室が平成22年3月に作成・公表した冊子「安全管理体制に係る「マネジメントレビューと継続的改善」の理解を深めるために」を参照してください。

11 輸送の安全に関する書類の管理等

事業者は、輸送の安全に関する会議の議事録、安全方針、重点施策、報告連絡体制、事故、災害等の報告、輸送の安全に関する内部監査の結果、安全統括管理者の指示その他の輸送の安全に関する情報の記録及び保存の方法を定め、保存します。

12 準大規模事業者（車両数概ね 100 両以上または営業所が 2 以上である事業者）

準大規模事業者についても、平成 25 年 9 月以降「安全マネジメント実施の手引き」に基づき、規程等義務付け事業者を対象とした安全管理の進め方に準じた取組みが求められるようになりました。

2 安全管理規程の届出

ポイント

1. 事業用自動車が300両以上の事業者は、貨物の運送を開始する日までに安全管理規程設定届出書を提出しなければなりません。
2. 事業計画の変更により300両以上となる事業者は、その計画の実施予定日までに安全管理規程設定届出書を提出しなければなりません。
3. 安全管理規程の変更を届出しようとする事業者は、変更後の安全管理規程の実施の日までに、安全管理規程変更届出書を提出しなければなりません。

解説

1

安全管理規程を届出する事業者は、設定届出書に以下に掲げる事項を記載し、設定した安全管理規程及び関連する必要事項を記載した書類を添付の上、安全管理規程設定届出書を提出します。

- (1) 氏名または名称、住所、法人の場合は代表者の氏名
- (2) 安全管理規程の実施予定日

2

安全管理規程を変更しようとする事業者は、変更後の安全管理規程の実施日までに次の事項を記載した安全管理規程変更届出書と、変更後の安全管理規程及び関連する必要事項を記載した書類を添付して提出しなければなりません。

- (1) 氏名または名称、住所、法人の場合は代表者の氏名
- (2) 変更後の安全管理規程の実施予定日
- (3) 変更した事項（新旧の対照を明示する）
- (4) 変更を必要とする理由



3 安全管理規程の内容

ポイント

1. 安全管理規程は、次に掲げる事項を定めたものでなければなりません。
 - (1) 輸送の安全を確保するための事業の運営方針
 - (2) 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制
 - (3) 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法
 - (4) 安全統括管理者の選任及び解任に関する事項

解説

1 安全管理規程の作成に当たって

安全管理規程の作成に当たっては、運輸安全マネジメントを適確に実施するため、以下の点に留意して内容を定めたものにしなければなりません。

(1) 輸送の安全を確保するための事業の運営方針

- ① 輸送の安全に関する基本的な方針
 - ・経営トップは、輸送の安全に関わる事業者の方向性を示す基本的な方針を定めるとともに、その方針に従って具体的な施策を実施するため、安全重点施策を策定し従業員に十分周知するようにしなければなりません。
- ② 輸送の安全に関する重点施策
 - ・経営トップは、関係法令の遵守の徹底と安全管理規程を定め、安全最優先の原則を従業員に徹底するようにしなければなりません。
- ③ 輸送の安全に関する目標の策定と計画の作成
 - ・事業者は、輸送の安全に関する基本的な方針に基づき、目標を設定します。同時に事業者は、目標を達成するため、現状の問題点を把握し、輸送の安全確保のために必要な計画を作成します。

(2) 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制

- ① 社長等経営トップの責務
 - ・経営トップは、輸送の安全に関し、予算の確保、体制の構築等必要な措置の実施、安全統括管理者の意見の尊重及び輸送の安全を確保するための業務の実施及び管理の状況の確認と必要な改善の実施を行う等最終的な責任を有します。
- ② 組織体制
 - ・経営トップは、各担当者の役割や連絡体制を明確化する等責任ある組織体制を構築するようにしなければなりません。
 - ・経営トップは、安全統括管理者が不在の場合や事故・災害が発生した場合等、非常時における指揮命令系統や組織体制を規定しなければなりません。

③ 安全統括管理者の責務

- ・経営トップは、安全統括管理者に、運輸安全マネジメントの確立、維持、実施ができるよう責任と権限を与えるようにしなければなりません。

(3) 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法

① 情報の伝達及び共有

- ・経営トップ及び安全統括管理者は、安全管理部門と現業部門間のコミュニケーションを実現し、事業者内部において必要な情報を伝達、共有するようにしなければなりません。

特に、現業部門の従業員が安全性を損なうような事態を発見した場合は隠したりせず、すぐに必要な部門に連絡させ、適切な対処策を講じることができる体制を確立しなければなりません。

② 事故、災害等が発生した場合の報告連絡体制

- ・経営トップ及び安全統括管理者は、事故や災害等が発生した場合における連絡体制を整備し、すみやかに社内全体に伝達されるようにするとともに、事故や災害等を分析して今後の防止対策を策定するようにしなければなりません。

③ 輸送の安全に関する教育及び研修

- ・経営トップ及び安全統括管理者は、必要となる人材育成を目的とした教育・研修の具体的な計画を策定し、実施しなければなりません。

④ 内部監査その他の事業の実施及びその管理状況の確認

- ・安全統括管理者は、運輸安全マネジメントが適切に確立、維持され、機能していることを確認するため、少なくとも1年に1回以上、適切な時期を定めて内部監査を実施するようにしなければなりません。

- ・安全統括管理者は、内部監査の終了結果や改善すべき事項を速やかに経営トップに報告するとともに、必要な方策を検討し、当面必要となる緊急の是正措置または予防措置を講じなければなりません。

⑤ 文書の整備及び管理

- ・経営トップ及び安全統括管理者は、運輸安全マネジメントの確立、維持、実施するために必要な手順を規程した文書（安全管理規程）を作成し、業務の実態に応じ適時適切に見直し、管理しなければなりません。

- ・事業者は、方針の作成に関する議事録、基本的な方針、重点施策、報告連絡体制、事故、災害等の報告、内部監査の結果、安全統括管理者の指示その他の輸送の安全に関する情報の記録及び保存の方法を定め、保存しなければなりません。

⑥ 事業の実施及びその管理の改善

- ・経営トップは、安全統括管理者から事故、災害等に関する報告または内部監査の結果や改善すべき事項の報告があった場合若しくは必要と認める場合には、輸送の安全の確保のために改善方策を検討し、是正措置または予防措置を講じなければなりません。

(4) 安全統括管理者の選任及び解任に関する事項

- ・経営トップは、関係法令に定める要件を満たした者の中から安全統括管理者を選任するように規定しなければなりません。

また、安全統括管理者を解任する事由を明確に規定しなければなりません。

(5) 情報の公開

- ・経営トップは、安全管理規程で定めた事項（基本的な方針、目標及びその達成状況、事故に関する統計、及び輸送の安全のために講じた措置及び講じようとする措置等）について、毎事業度の経過後 100 日以内に外部に対し公表します。
- ・事故発生後における再発防止策等、行政処分後に輸送の安全の確保のために講じた改善状況について国土交通省に報告した場合には、速やかに外部に対し公表します。

注意!

国土交通大臣は、安全管理規程が法令に適合しないと認めるときは、事業者に対して変更すべきことを命ずることができる。

根拠規程

- ・貨物自動車運送事業法第 15 条（輸送の安全性の向上）
- ・貨物自動車運送事業法第 16 条（安全管理規程等）
- ・貨物自動車運送事業法第 24 条の 3（一般貨物自動車運送事業者による輸送の安全にかかわる情報の公表）
- ・貨物自動車運送事業輸送安全規則第 2 条の 2（輸送の安全）
- ・貨物自動車運送事業輸送安全規則第 2 条の 3（安全管理規程等を定める貨物自動車運送事業者の事業の規模）
- ・貨物自動車運送事業輸送安全規則第 2 条の 4（安全管理規程の届出）
- ・貨物自動車運送事業輸送安全規則第 2 条の 5（安全管理規程の内容）
- ・貨物自動車運送事業輸送安全規則第 2 条の 6（安全統括管理者の要件）
- ・貨物自動車運送事業輸送安全規則第 2 条の 7（安全統括管理者の選任及び解任の届出）
- ・貨物自動車運送事業輸送安全規則第 2 条の 8（一般貨物自動車運送事業者等による輸送の安全にかかわる情報の公表）
- ・貨物自動車運送事業輸送安全規則第 10 条（従業員に対する指導及び監督）第 4 項
- ・国土交通省告示第 1090 号「貨物自動車運送事業に係る安全マネジメントに関する指針」
- ・国土交通省告示第 1091 号「貨物自動車運送事業輸送安全規則第 2 条の 8 第 1 項の規定に基づき一般貨物自動車運送事業者等（特定第 2 種貨物利用運送事業者を含む。）が公表すべき輸送の安全に係る事項」
- ・国土交通省告示第 1092 号「貨物自動車運送事業輸送安全規則第 10 条第 4 項の規定に基づき貨物自動車運送事業者が従業員に対して指導及び監督を行うために講じるべき措置」
- ・国自総第 321 号「自動車運送事業者における運輸安全マネジメント等の実施について」
- ・国自安第 203 号、国自貨第 61 号、国自整第 291 号（平成 26 年 12 月 25 日）「貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について」第 2 条の 2、第 2 条の 6、第 2 条の 8

[運行管理業務と安全] マニュアル

平成 16 年 3 月 初版

平成 23 年 3 月 改訂

平成 27 年 11 月 改訂

公益社団法人 全日本トラック協会

〒 160-0004 東京都新宿区四谷三丁目 2 番 5

TEL 03-3354-1009 (代)

ホームページ <http://www.jta.or.jp>

無断転載を禁じます

